

のである。その事實に就いては別に言ふ事とする。

扱舞臺の位置が何等か信仰的に意義のあつた地とする事例の判るものでは、鳳來寺山からは東方に當る、八名郡大野町の舞臺の位置なども考ふべきものであつた。

大野は八名郡内では唯一の町で、附近の物資供給の中心地であるだけ、地狂言に關する事實などと言へば、何か在郷の衆の昔話位にしか考へさうもない土地であるが、此處も遂ひ三十四年前迄は、附近の他の村々の例に漏れず、地狂言全盛の地であつた事は、前言うた大野衣裳の語り草が残つて居る事でも想像されるのである。同所は昔伊勢大神宮に御衣かんぞの布を納めたとの傳説ある地で、今も未だそれを織つたと傳へる屋敷は判つて居る位であるから、一度内部に入つて觀察すると、一面には甚しい變遷は行はれて居なかつたのである。さうして昔ながらの舊家といふ舊家が、言傳へを辿つて見ると、何れも所謂狂言系に屬して居たのも考へやうに依つては床しい次第であつた。

同所の氏神牛頭天王社の祭りに伴ふ狂言は、遂ひ近世迄續けられたのであるが、傳統的の仕來りは、明治六年を最後に一旦亡びたのである。それが何かの動機でそれから約十年後の明治十六年に、一度行つた事實がある。其時の狂言は以前の舞臺からは二町程離れた田圃の中へ、



第四九圖 狂言舞臺(南設樂郡長篠村横山)

狂言舞臺と御假屋の位置



第五〇圖 狂言舞臺(東郷村出澤八平神社)

愛知県南設樂郡
東郷村出澤
八平神社御假屋
狂言舞臺用幕布掲立所

大正十五年十一月十八日

小屋掛けをして演つたが、之が今も故老が言ふ明治十六年の回向狂言である。どうした由來で回向狂言などと言ふたかはもう判らぬが、勿論この名を言ふには充分理由があつたと考へられる。

回向の語を用ゐたからには、何者かへの回向供養の意であつた事は當然考へられる。多分斯うした由來だつたらうと、推量される事は、他の土地に例があつた。大正何年だつたか確かな記憶はないが、一年歸省の際に南設楽郡東郷村を歩いて居て、同行の老人から寒峽川の岸に沿うた河原に狂言のあつた話を聞いた。白く光る河原を指して、若い頃彼處に小屋が掛つて地狂言があつたと聞いた時は、格別氣に止めず聞流したが、後に他の人々の談で、其處の傍の淵で、不慮の死を遂げた人々への、回向供養の意味であつた事を知つた。大野に於ける回向狂言が果してさうした對照に據つて居たか否かは斷言出來ぬが、動機は略ぼ同じであつたらうと考へられる。

大野の回向狂言の動機は、自分の想像する處では、明治六年中絶せる狂言に關係を有つて居たと考へられる。それには順序として、斯の中絶せる狂言と、一方祭典の次第を言ふ必要がある。同所の祭典は、時期は陰曆三月で、所謂宵祭りの日に、村の中央にあつた社から御輿が出て、町内を練つて御假屋に納つた。御假屋は地理から言ふと土地の上の端れで、小さな流れを渡つた土橋の彼方であつた。而して御輿が納まると同時に、其夜から御假屋に向つて正面に建つて居た舞臺で狂言があつた。

現今はこの御假屋も舞臺も共に取拂はれ、其跡には區裁判所の出張所が建ち、附近にも家並が揃つて、立派な町の一廓になつて居るが、當時は附近に屋敷はなかつたのである。さうして御假屋と並んで、別に千日堂といふ堂があつた。この堂が風來寺狂言の下の舞臺に於ける金剛堂の關係に似た因縁があつた。堂内には閻魔を初めとした所謂十王の像に、しやうづかの婆の像などが並んで、その他澤山の佛像から、石の五輪等もあつて、現在六十以上の老人達は、此處でこれらの佛像を持つて遊んだものというて居る。そんな譯から例年盆の十四日には、町の者が此堂に集つて百萬遍の念佛供養を上げて居たのである。其他蟲送り疫病祓ひ等も、總て其傍の土橋を境に行はれたので、一面から言うて何かな陰慘な感じのする場所であつた。それが祭典即ち狂言の時に限つて、堂の前即ち御假屋と舞臺の中間の明地に、所縁は寺簾を敷いて觀衆が割り込み、辨當を開き酒を呑んだりしたのである。

斯の舞臺の位置から御假屋と千日堂の關係を、風來寺狂言の下の舞臺の事實に對照して考へ



高き約五尺



約二尺

第五一圖 犬と笠鉢 (風來寺盆狂言)



第五二圖 盆踊り (南設楽郡長篠村横山)

ると、之が又問題の場所だったのである。言傳へに據ると、同所は昔戦死者の骸を葬つた塚處であつた。千日堂もおそろくさうした因縁から存在したと考へられる。

天正元年の夏初度の長篠合戦の折、寄手の爲に討死した當國の鈴木喜三郎初め多くの武士の墓所で、明治初年迄は、千日堂から十間程西寄りの田の畔に、三抱へ程もある「たま」の大本があつたが、其處が骸を埋めた地とも言ふ。尙この事蹟に就いては、約二百年前に作られた風來寺開書、大野邊開書にも同様に記載がある。一部を左に抄録すると

鈴木喜三郎ノ墳、大野千日堂ニアリ、天正元年七月甲州ノ山縣三郎兵衛が先鋒、遠江ヨリ攻入リシ時、山ノ吉田ノ城主、鈴木三郎太夫助勢ノ爲メ、大野井代(まいしろ)の城主菅沼常陸、鈴木平兵衛ト共ニ、一族引連レ佛坂トイフ處へ立退キ、此處ニテセリ合戦アリ、喜三郎河井治左衛門ナド討死ス、此塚ナリ(後略)

同じ長篠合戦の折、戦死者の屍を埋めたと傳へられる信玄塚(古くは新聞とも書く南設楽郡東郷村大字信玄にあり)は、道路脇に俗に大塚小塚と稱する大小二基の塚があり、之を一に千人塚とも稱して、茲二十年前迄は陰曆七月十四日夜に、塚脇の廣場で火踊(ひおんどり)といふ行事があつた。その次第は村内の若者が各自萱藁等で作つた直徑二尺以上もある松火を昇ぎ、

之に火を移して頭上で振廻しながら、鉦太鼓の拍子で塚を巡り、後は互に入亂れて踊る。自分も幼少の頃見物した事があるが、その光景は壯觀を極めたものであつた。而して此行事の由來として傳へらるゝ處では、合戦の後屍を此處に集め塚を築き祀つた處、その年の六月に至り塚の附近より大蜂無數に現はれ、行人を惱まし爲に通行もなり難く、附近の者も難儀に及んだ。そこで亡靈の致す處と大いに怖れ、諸宗の僧侶を招き供養を營み、以來年々火踊りを行ふ事となつたと謂ふ。

尙此處にも塚の傍に庚申を祀る堂があり、これを千堂と稱し、堂守は代々尼であつた。境内に椿の古木一株あり、各種の傳説があり、或は枝に黄金の燈籠が下るとか、根元に黄金を埋むとも説いて居る。

以上の如く長篠役の戦亡者を葬る地に、塚處を設け念佛者の堂宇が建つて居た事は、當時かうした場所を中心にして、一部宗教者の活動が考へられるのである。

四

祭典に御輿が出て、村内の一個所に設けた御假屋に納り、其處で狂言がある事も、又其御假

屋の位置が、何かしら因縁の絡まる處であつた事が、風來寺大野と殆ど似て居た地に前言うた長篠がある。

こゝの氏神は富永神社と稱し、祭神は現今では諸冊二尊に日本武尊となつて居るが、その以前は牛頭天王を祀り、現に今の社務所の押入には、その尊像が埃にまみれて押込まれてあつた。例祭は四月二十二日になつて居るが、以前は舊曆三月十八日で、當日は神輿が社殿から東南方に當る字前野の御假屋へ渡り、其處の舞臺で狂言が始まつたのである。

前野は村の地形から言うても東南寄りの一段低い僻地で、一方は三輪川の谿に臨んで居た。丁度其處から川向ひの八名郡舟著村へ越す渡し場の降り口である。現今では御假屋も舞臺も共に取拂はれて、附近は一帶の桑園であるが、明治二十年頃は、其處に二間に三間の白壁造りの御假屋があり、それに向ひ合つて立派な狂言舞臺があつた。此處の見物席も又御假屋と舞臺の中間であつた。舞臺は長篠舞臺と評判されただけ、この界限としては立派なもので、六間の幕摺は銀杏の木で、それに伴ふ柱から引戸の末に至る迄、悉くが一本の木から出来て居たのである。樂屋は舞臺後ろの床下にあり、其處から花道奥へ通じた路は、トンネル石疊みに出来て居たさうである。

現今路傍に一基の石の祠が残つて塚があるが、そこが即ち以前の舞臺跡である。祠には文化丑九年の文字が見えるのと、屋形の棟に木瓜の紋が刻まれてあるほか、中に神體も何も無い。此頃誰ともなく齒の神様だなど、言うて、煎豆を供へる風がある。この祠には一つの傳説があつて、その傳説が纏て此處の舞臺の由來を幾らか説明して居るのである。

祠の神を土地の人々に訊くと「やすら」様と呼んで居る。別にやすら大明神とも、或は「やすら」姫と説く者もあるが、何れも「やすら」と呼ぶ事に變りはない。一方「やすら」様と謂うて居る者の説く處では、昔此前野の里へ一人の長袖が何處からともなく落ちて来て、庵を結んで居たと傳へ、前野の地一帯を長袖様の隠れ里と言うて居た。長袖は此地方の傳承では法印修驗者僧侶の類を指すのである。仍つて猥りに其處へ立入れば祟りありと恐れて、それで土地は荒れに荒れて、一帯が茫々たる草原となり、其中を一筋路が通つてゐただけで、兼て村の馬捨場になつて居たのである。

話が脇道へ外れたり前後するが、この前野の舞臺のあつた位置には、明治維新迄は其處に大日堂といふ念佛堂があつて、本尊大日如來を初め、他に十王像が祀つてあつた。傍に一株物凄くばかりの銀杏の大樹があつた。この大日堂は明治になつてから村内他の位置へ移して、今は

其處に建つて居る。

村の馬捨場と謂ひ塚と言ひ、又はこの大日堂にしてもさうであるが、前野一帯の地が、村の中でも一種陰慘な境地であつた事は容易に想像されるのである。

五

此處の「やすら」様の塚には、今一ツの傳説があつたのである。或時この前野の近くの屋敷へ、日の暮方になるときまつて杵と篩を借りに来る若い美しい一人の女性があつた。そして夜遅くなる、何處からともなく杵の音が聞えて来る。不思議な事にその女といふのが、土地では嘗て見かけた事もない者であつた、家の者が不審を起して或時女の後を尾けて見ると、「やすら」様の塚の傍迄ゆくと姿を見失なつて了ふ。そうして幾度やつても塚の近くで見えなくなる。どうもあの塚が可怪しいとあつて、一日塚を掘返して見た。すると底から一個の赤い甕が出て来た、蓋を除くと中には白骨が一ばい詰つて居て、開けると同時にその白骨が、悉く眞白い蝶に化して、何處ともなく飛去つてしまつたといふのである。

如何にも美しい春の日の夢のやうな物語りである。村の人達も一度聽いたら、再び忘れさう

もない事であるが、不思議と此話を知つて居る者が村にはもう少なかつた。恰も大正十一年の秋だつたが、自分は郷里へ歸つた折、僅かの時間を利用して此處の舞臺跡を見に行つて、祠の前に立つて居ると、偶然其場へ枯草を脊負つて來合せた、五十恰好の女から聞いたのである、今思ふと不思議な因縁事である。段々話す内、その女といふのはこの祠を頻りに信仰して居る者であるらしかつた。何でも初めてこの地へ嫁に來た十八とかの年に、淋しくて仕様のなかつた時、その家の八十ばかりになる婆さんが聽かせてくれたとの事であつた。

話が又々脇道へ外れてしまつたが、前の塚を掘つた話の續きが未だあるのである。白骨が眞白い蝶になつて飛去つたのを見た男は、餘りの不思議さに何かの祟りでもあつてはと、直に法印を頼んで伺ひを立てると、吾を信仰して節々の祭りを怠らぬならば、此前野の地へ白水しみづを流さすであらうとの託宣であつた。白水は米の研ぎ水で、つまり其地を繁昌させんとの意味である。

それからかどわかには判らぬが、毎年盆の十五日の晩には、村内の者が集つて第一番に此處で放歌を踊り、夜念佛を上げる仕來りになつて居て、狂言のあつた當時迄は、必らず缺かす事はなかつたのである。

六

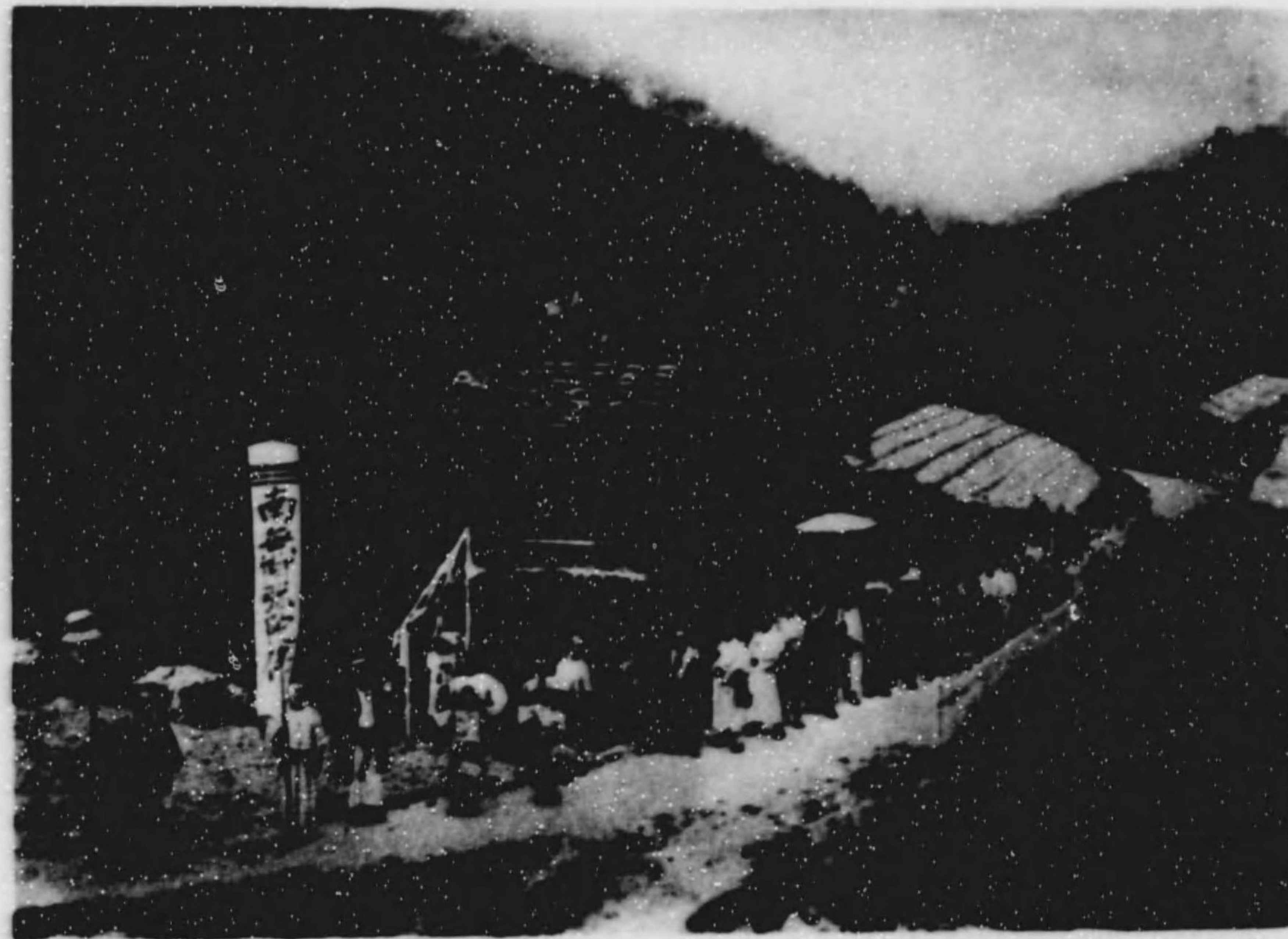
放歌を踊り夜念佛を上げる事は、勿論何人が見ても結構な事であつたが、其處で狂言がある事は、昔の心持を忘れた後では理窟に合はぬ節があつた。それは狂言が始まると、「やすら」様の塚が丁度見物の席の中には入つて、酔つたり騒いだりする人々の爲に、祠が多勢の人から踏荒される事である。明治になつてそれを氣にした村内の有志が、村の醫王寺の和尚に頼んで、他へ遷座すべく一應の伺ひを立てると、その託宣に、吾は此地へ鎮まるべき覺悟なれば、如何に諸人に踏荒らさるゝ共座は變へぬとの御告げであつた。仍つて以來其儘になつて來たと言つて居る。

因に此處の舞臺の、幕摺が銀杏であつた物は、明治の少し前頃の新築であつた。材料に使用した銀杏といふのは、實は前言うた大日堂の境内の樹を伐つて用ゐたのである。舞臺に於ける幕摺は最も重要な部分で、信仰上にも深い意義があつた筈である。それに充用する材料が、先づ因縁の靈木であつた事は注意すべき問題であつた。然もそれ以前の舞臺は村の醫王寺の建物を移した物で、其前は大日堂が即ち舞臺であつた。

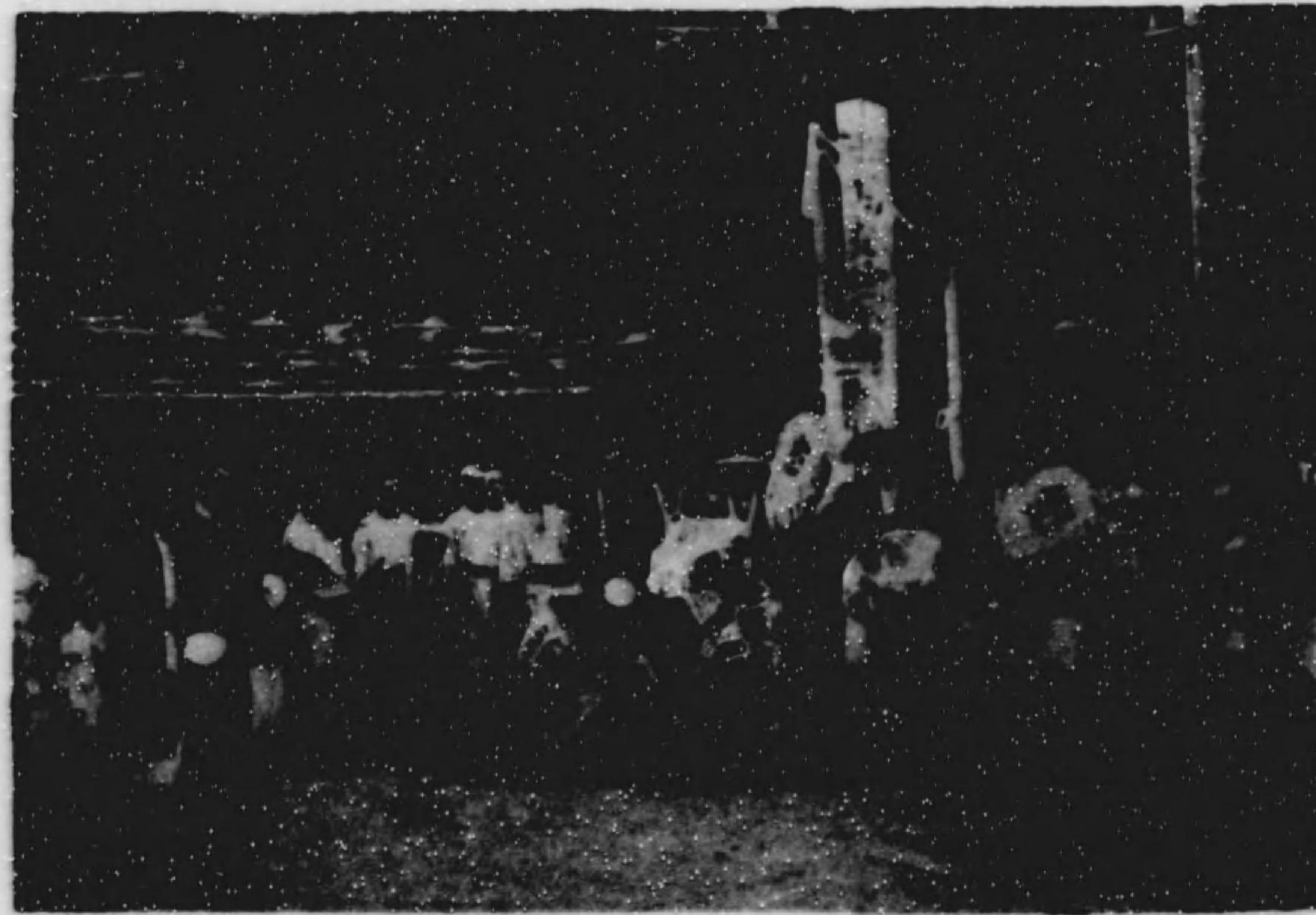
舞臺の幕摺に特種な場所の樹木、言ひ代へれば靈木とも考へらるべき物を選んだ事實は、長篠とは川一ツ隔てた東郷村有海(あるみ)にもあつた。明治初年舞臺改築の際、村の三昧の中心であつた焼香松と稱する古木を充用したのである。之等も近世の墓地觀念と氏神の神聖から言ふと、本末を辨へざるの甚しいものであつたが、之は對氏神觀念の變遷と、狂言の據り來つた徑路から言へば、自然に氷解される問題であつた。前の大日堂の大銀杏と言ひ、此三昧の焼香松といひ、之を拜殿即ち舞臺の幕摺に使用する事の、當然とする傳承が、村人の心の底を潛つて流れて居たのである。

その意識の反影と考へられる事實は、その年の秋暴風のため新築の舞臺は倒壊したが、誰一人之を三昧の焼香松を伐つて用ゐた祟とする者はなかつた。以前からの位置を、少しばかり移動した神間と畏れて、再築の際は、以前からの氏神社殿の正面、即ち拜殿舞臺に改めて事済んだのである。

之迄言つた處では、地狂言の本來の思想は、氏神の祭りか或は豐作祝ひのものであつたに拘らず、一面には死者の靈魂を弔ふ即ち供養の意識が陰に働いて居たと考へられる。狂言舞臺は祭りに重大な關係を有つ御旅所と共に、本來不淨の地であつた筈の、刑場の跡や或は死者幽魂



(昭和三年八月舞臺氏氏)



(昭和三年八月舞臺氏氏)

上. 道行き 下. おかさき (本郷町三ツ瀬)

の留ると信じられた地に設けられて居た事は、第一に考ふべき問題であつた。仍つて次には、斯うした場所に最も因縁の深い盆踊りから、延いて盆狂言の事實を言うて見る。この事が總て神社即ち氏神の祭り、亡霊供養との間を繋ぐ一つの結び目でもあつた。

盆踊りと盆狂言

前に言つた信玄の千人塚から、山一ツ東に越えた村内の大字出澤(すざは)は、界限での狂言所の一ツであつた。氏神は一に八平(はちへい)神社と謂うて、社殿は拜殿即ち狂言舞臺の陰に隠れて居て、外部からは窺はれぬ位で、正に拜殿舞臺の典型的なものである。同所では例年祭典狂言の他に、盆狂言も行はれて居た。然しその場所は別で、地内の観音堂であつた。因に出澤に限らず此地方の村々には、必ず堂と呼ぶ念佛堂があり、狂言を初め盆踊り等も、多く其處に中心を置いて居たのである。

出澤の盆狂言の次第は極めて簡單で、稽古こそ行つたが、藝題等も多く問題とせぬ所謂茶番



第五三圖 風來寺下の舞臺(金剛堂)跡

の類であつた。狂言のあつたのは近世では十六日だけで、その前十四十五の兩日夜は「放歌」があり、十四日夜は別に地内の萬燈山に、各戸から若者が松火を持つて集り、頂上を境に東西の組に分れて、松火を焚く事があつた。その松火の火の手が、遠くから望むと恰も箕の手に似て居た處から、一に箕の手萬燈とも謂うたのである。仍ちこの十四日の松火焚きから、盆踊り盆狂言へかけて一續きに行はれて居たのである。尙十四日夜の松火焚きには、逸早く火を松火に移し終つた組が其年幸運として、火掛りを互に競ふ風があつた。其間鉦と太鼓の拍子で

やあれもせ やれもうせ。 とほばいた
とほばいた

と大聲に謡い且踊り狂つたのである。而して火が全部に掛ると、先を争つて山を降つた。其際新佛のある家の者は、松火を特に大きく、直径一尺長さ三尺位に作つたのである。

此地方には、盆又は六月十五日(一に祇園祭り)に山に登つて松火即ち萬燈を焚く風があつて、萬燈山と稱する地名は殆ど何處にもあつたが、その中で最も盛大であつたのが、今言つた出澤と、出澤から遙かに東南方に當る八名郡舟著村大字市川であつた。市川の萬燈を一に鍋弦と謂うて、豊川の流れを挾んで、東と西に箕の手と鍋弦の形を互に競うたのである。

二

盆踊りの一ツとして、最も盛に行はれて居たのは、前にも言つた「放歌」である。「放歌」は一に法歌、又は寶歌等の文字が充てられて居たが、放下僧一派から來た名稱で、一種の念佛踊りと考へられるが、盆の十四日又は十五日夜に、新佛のある屋敷を中心に行ふもので、一に念佛踊りとも言つた。六尺に三尺程もある團扇、又は之に五色の切下げを附した物を脊負ひ、胸に大太鼓を吊した踊子が、三人又は五人或は七人など一組となり、花笠を被り褌を掛け、笛鉦の拍子で、縦列又は横隊となり踊るもので、之が中心は五彩の萬燈であるが、之を別に「おさい

らやう」とも言うた。而して多く列後におんべ(御幣)を負ひ、「さ、ら」を持つた者が續いた。初め寺院又は観音堂等で勢揃ひして、新佛の屋敷へ繰込むのであるが、その前に地内の親方屋敷又は古塚由緒ある祠等へ繰込んで、先づ一くさり奉納する習であつた事は、前言つた長篠舞臺の「やすら」様の塚に於けると同じであつた。

而して新佛の屋敷では、門に百八の松火を焚いて迎へたのである。一回踊りが終ると、團扇を下して振舞ひを受け、後はお茶菓子とも又「おひねり」とも言うて、装束等を替へ手拍子足拍子で踊るのである。

「放歌」の一方には大念佛があつた。寺又は観音堂に集つて所謂百方遍の念佛を唱へ、それから萬燈を先に立て、鉦太鼓で念佛和讃を唱へながら、新佛の屋敷を巡るのであるが、之は「放歌」と混同して居た事實もある。

「放歌」大念佛とは別に、掛踊りといふもあつた。その他前言つたお茶菓子即ち餘興式のものには、小踊り、手踊り、端踊り等の區別があり、之には十七(十六共)岡崎、のと、おさま其句、しよんがえ、せしよ、おんど等も行はれて居た。

三

盆踊りを村々に就いて、その異同特色等を言うたのでは、徒に煩瑣に堪へぬから、各所概括的に次第を言うて見ると、之が日時に於ても必ずしも精霊迎へ又は送りの十三日とか十五日等に限る事はなかつた。従つて七月に入れば開始するといふのが、古くから一般の仕來りであるらしく、現に之を言うて居る土地も、北設樂郡の各所にある。行事の開始は何れも稽古始めであるが、之をかうぬし(神主)念佛又はちねんぶつ(地念佛)とも言うて居て、「かうぬし」を祀る祠か、又は氏神で行ふのである。而して行事の開始も之を先づ氏神に於て行ふ土地が多い。斯の氏神で行ふ事に就いては、對氏神觀念の變遷を言ふ必要があるが、それは姑く後にする事とする。

例へば北設樂郡でも古戸等は、七月九日が「かうぬし」念佛であるが、一方本郷町の字中在家(なかんせき)三ツ瀬等は、七月五日乃至七日で、此日に氏神の道作りをなし、地念佛があり、續いて夜は踊りの稽古に取掛つた。又古戸では十一日が八幡社即ち氏神の掛踊りであつて、地内七組から各代表の少年が出て、萬燈を中心に笛鉦の拍子で、踊子は花笠を被り、手に小形の太鼓を持つて勤める。十四日夜を夜念佛とも言うて、之は新佛に對するものとして、村の普光

寺の本堂雨下垂れに精霊棚を設け、地内の新佛の位牌を悉く祀り、一渡り若者の儀式の踊りがあり、それが済んで、一般の所謂手踊りがあつた。踊子は若い男子を中心に、老幼悉く集つて、他地へ縁附いた者も、此日は必ず歸つて来て、踊りの群に加はるのが古くからの習慣となつて居た。斯くして十五日十六日と續けて、十七日朝に至つて精霊送りをする。斯の精霊送りの日に於ても各所區々で、必ずしも十五日夜又は十六日朝と限つては居なかつたのである。

因に「放歌」にしても大念佛にしても、踊掛りは何れも門警め庭警めから始めて、最後は「しづめ」の踊りを行つたのである。

四

前に言ふた事實から見ても、此地方の盆踊りが、新佛に對する供養慰靈に限られて居なかつた事は判る。即ち新佛から、種類の亡魂の鎮ると信じた塚なり祠から、延いて神社へと、その對照の及ぶ處が繋がつて居たのである。

一方之が形式にしても、門警め庭警め宮警め等から始めて、「しづめ」の踊りに終る處、神社の祭りに比較して何の變る處は無い。従つて亡霊供養の意味で、他の形式のものが選ばれて居

ても何の不思議も無い。之が念佛又は「放歌」の形式から脱化して、狂言として行はれて居たものが、村々の盆狂言であつたとも言へる。然も亡霊から神社を對照する上に於て最も代表的のものが、前々から再三引合に出た風來寺山籠門谷の盆狂言で、明治初年に中絶したが、其次第は略ぼ判つて居る。門谷の盆狂言は、道が狂言の本場だけに、其次第等も遙かに手の込んだもので、他の場合の祭典狂言と變る處はなかつた。日時は盆の十六日一日で、衣裳振付け等も、この場合だけは他から雇入れる等の事は無かつた。衣裳は全部山内熊野三社權現の寶藏に準備された物を用ひ、振付けは村内老巧の者が當つた。因に熊野三社權現の寶藏には、明治初年燒失前迄は、衣裳小道具の類が夥しく用意されて居たのである。

舞臺は前にも一寸言ふた通り、中の舞臺即ち村の十王堂で、幕摺は六間あり、今長篠村字横山の氏神の舞臺がそれである。正面奥の上段に十王像を祀り、左右兩脇には何の由來か山伏姿の天狗の像があり、「しやうづか」の像には、亡くなつた子供の衣類などが、夥しく引掛けてあつたといふ。之等の像は舞臺取拂後一旦地内の寺院に移して、現在其處に祀つてあるから充分當時の状況を想像する事が出来る。

尙此盆狂言には、別にお伊勢の山と稱する四臺の傘鉾が出て、役者囃子方世話人一同、其後

から行列を作つて一旦山内に登り、藝題一通りの狂言を一渡り内陣に向つて行ひ、終ると衣裳等もその儘山を降つて、初めて十王堂の舞臺へ現はれたのである。即ち同一日に、社殿の行事と、十王堂の行事とを繰返した譯である。因に風來寺は、本尊佛藥師如來で、熊野三社権現は一山の鎮守として祀られてあつたもので、狂言の行はれたのは、藥師如來の本堂であつた。

今其次第一通り言うて見ると、當日朝門谷地内四組の者は、舞臺前の廣場に參集して、先づ鉾を組立てる。鉾は圓と角の二種で、之に犬山、百足山、鷲山、松山の四臺があり、犬山と鷲山が角、百足山と松山は圓鉾であつた。犬山には鉾の尖端に犬を飾り、其他は百足鷲を飾り、松山は姫子松で、鷲山は一に櫻山とも言ひ、櫻の造花であつた。一説には古くは鉾は三臺で、犬山櫻山松山で、櫻山に鷲、百足は別に箱に納めて昇いたとも言ふ。

以上の内下の組から出た犬山を最も重大として、普通の大きさの白犬を鉾の上に飾つて、胴中を鉾の柄の青竹で突通してあつた。而して犬には白羽二重の衣裳を著せ、金絲模様の帯を締めさせ、左の後肢には、木綿の白足袋が履かせてあつた。

此犬は祭日以外は、同所字下(しも)組の渥美宇之助方に祀つてあつた。渥美氏の宅は、門谷の草分と稱せらる、舊家であつたが、言傳へに依ると、犬は昔此家に飼養されて居た。風來寺

の開祖利修仙人が、煙巖山の洞窟に修法中、時の帝文武天皇の勅使として、草鹿砥公宣卿と申す方が下向の折、山中にて道に迷ひ難儀の處、袖を唾へて道案内をした由緒ある犬といふ。又其後肢に足袋を履かせた理由は、或年の正月十六日朝、此家で小豆粥を煮て、鍋の儘土間に下して置いたのを、犬が過つて其中に肢を踏込んで火傷した爲といふ。それ以來渥美方では、地類二軒と共に、十六日の小豆粥は決して造らなかつた。又白羽二重の衣裳と帯は、三年或は五年目毎に、渥美一系で新調して著せたと云ふが、最後の物が帯だけ大切に藏つてある。犬も勿論奥の間に祀つてあつて、數年前無理に乞うて實見した事がある。首の部分は木彫で白布を張り、胴は籠張りになつて、上をやはり白木綿で張つた物であつた。同家では之を家の守護神といひ、見た目は寔に粗末なものであるが、居常之に對するにも鄭重を極めて居て、自分が一覽を乞うた際にも、老婆が先づ家中の戸締をなし、奥の間から出して來たが、其時何やら犬に向つて承諾を乞ふ意味の言葉が漏れ聞えた。

五

犬山を先登にした四ツの鉾が出來上ると、十王堂即ち舞臺前へ、それを昇いで一同並ぶので

あるが、此時露拂として梅の枝に短冊を結び下げたものを持つた一人が立ち、次に犬山百足山の順で竝んで、後に役者と世話人が續いたのである。此時囃子方が舞臺を脊にして、笛一、鼓三、大胴一の都合五人席に著き、一通り囃子があつて、露拂から左りに圓を描いて巡つた。此時囃子と共に次のやうな謠があつた。

お伊勢の山の旅衣 今をはじめのたびごろも 身の行末ぞたのしけれ

謠は唯之だけであつた。尙此時巡るには、靜かに練るのみでなく、歌の一節毎に、所謂鳥跳びに跳んだらしく、例へば謠が「おいせのやま……」とやる間は靜かに歩いて居て、終ると同時に二三回續けて跳ぶ。三回巡つて一先づ行事は濟んだ譯で、後は囃子方が先登を切つて、街道に出で、町内を練つて山内に登る。此時の服装等は格別改つた物を用ゐず、唯紙緒の草履を履く位の事であつた。

註 此行事が、何の爲のものか、又傳承の上から、どんな風に考へて居たか知る術もないが、故老の感想を聴くと、當時子供心に之を見物して只可笑かつたさうだ。鉢を昇いだ者が鹿爪らしい顔をして、謠の終りに鳥跳びをやる恰好が、如何にも馬鹿々々しく見えたといふ。

鉢を中心とした行列が山内本堂へ到着すると、本堂では豫め外陣に疊を二重に敷いて、周り

に淺黄幕を張廻し用意が出来て居た。行列が外陣へ繰込むと、囃子方が列を離れて脇の席に着き、此處で前と同じやうに、謠があつて三巡する、囃子が最後の鼓を打つて式が終ると、昇いで居た鉢を、向つて内陣正面にある賽物箱に立掛け飾つて一同が退下する。それと入代つて一



第五四圖
盆踊り花籠 風來寺村只持
(加藤淳氏圖に依る)

山の僧侶が出て讀經がある。此時役者は用意された座敷即ち樂屋に入つて、顔の扮へ衣裳附けにかゝる。讀經が濟むともう三番叟にかゝつたのである。

本堂内で演る狂言は、三番叟、あたけ三番(黒尉)で、其他の藝題は其年々の思ひ付で別に定

つては居なかつたが、床、臺本迄他の狂言と何の變る處はなかつた。其年の演し物一通りを、内陣に向つて幕なしで演つたので、一山の僧侶達は、内陣から金網越しに之を見物したのである。因に此時鋒の處分であるが、狂言開始と同時に取片附けたとも或は其儘であつたとも言ひ、何れとも判然せぬ。何分中絶五十年の久しい上に、記録と云うては、役割帳一ツ無いのであるから如何とも致方ない。

本堂に於ける演出は、午後三時前後には終りになつた。終ると同時に、役者は顔の扮への儘、其他床、小道具の連中迄急いで山を降る。さうして前言うた十王堂の舞臺へ出たのである。其頃には、見物がもう痺を切らして待つて居た。此處の舞臺に於ても亦本堂と同じく三番叟で始つた事は言ふ迄もなく、異なるのは幕を引く事であつた。

塚處と氏神と

盆踊り盆狂言の事實から、延いて一般の氏神の祭禮狂言が、一方神社即ち氏神と、廣義の墓

地であつた塚處に對照を有つて居た事から、更に塚處と一般の墓地、氏神に就いて、その間の關係に於ける、事實を索める事も又必要と考へられる。然も未だ事實の上に、その關聯は殘されて居て、此地方殊に北設樂郡内の事實では、氏神は或は一面に墓地即ち三昧の延長とする如き痕跡も認められるのである。之は假に一地方の異例に過ぎぬとしても、又當然考へねばならぬ問題であつた。

事例の第一は前にも言うた古戸(ふつと)であるが、現在同地内の氏神と考へられて居る八幡神社は、明治年間に至つて氏神と定められたもので、その位置も社殿も、總て以前の清水觀音である。仍つて之が以前の土地の所謂産土神でなかつたとすれば、それに當るのは寧ろ白山(しろやま)權現か或は熊野神社であるが、之等は共に今は末社として祀られてある。勿論八幡社は古くから祀られてこそあつたが、之は寧ろ清水觀音に附随したものであつた。

次には前にやはり引合に出した同じ郡内本郷町の中在家である。現在同所の表面上の氏神は本郷町の諏訪神社であるが、之は近年部落合併の結果斯くなつたもので、その以前の氏神は、同所に祀られてある熊野神社である。然し之とても明治三年長峯より遷座以來のことで、對氏子關係から言へば長峯熊野神社に屬して居た譯であるが、之も何れかと言ふと觀音堂の方が主



第五五圖
盆踊りの團扇
(本郷町三ツ瀬)

であつた。而して現在の社殿のある地は、一に笠神とも言ふが、遷座の前は金毘羅宮が祀つてあつたらしく、今もその跡は別に遺されてあつて、多くの石佛又は五輪を祀つてある、感じから言ふと卵塔場であつたやうである。

中在家の隣村三ツ瀬等も、現在は同じ本郷町諏訪神社の氏子であるが、之も村落合併前迄は何等關係のなかつた地で、土地の氏神としては明治初年迄は観音堂であつた。近年火災に遇つて以來境内等も修築して、幾分神社らしい形式を備へたが、尙氏神とするよりは観音堂の方が一般に通つて居る。

更に北に進んで豊根村下黒川の郷社津島神社等も、安政二年同所に神樂の行はれた當時は、神社と言ふよりも寧ろ観音堂として認められて居たのである。

二

斯うして數へ立て、ゆくと、現在各所の産土神として、何々神社等稱して居たもの、大部分は、遂ひ近世迄、前言うた風來寺大野等に於ける金剛堂又は千日堂に類するものであつた。勿論古くから其處には観音堂金剛堂等に、熊野白山等の併せ祀られてあつた事は言ふ迄もないが、此地に堂なり神社を設けた動機は、佛教の影響の及ぶ處、當然の地だつたと考へても、不思議はない事實がある。

郡内振草郷の總社として、今に傳説に残る御殿(みどの)村霞瀬(あしせ)なども、此處に神社が存在したとすれば、單に別當意識の影響とのみは斷せられぬ、寧ろ寺院に近いものではなかつたかと思ふ。傳説に據ると、一年村民祭りの事から争論して社殿を取毀ち、それぞれ吾土地に持返つて祀り、以來七郷に分れたと稱し、寶明神、犀明神、釘明神、金具明神等の神々に分れたと謂ふが、一方その時社殿を取拂つて移つたのが、今の田口町の福田寺である。

この事實は一方各所の寺院にも當嵌めて考へる事が出来る。現在村々の寺院には近世に至つて所謂寺院としての格式なり所屬の定つたものが多く、その以前は觀音堂十王堂の所謂念佛堂であつたやうである。

現今の御殿村字加賀野(かぎの)の樂一(にやくいち)王神の社殿なども、字加賀野の氏神と考へられて、縣道傍に立派な社殿となつて祀られてあるが、之も勿論近世の事實で、御殿村誌の記す處に據ると、嘉永六年十一月初めて社殿を築造せるもので、その以前は唯一本の杉の大樹があつただけである。社號樂一神にしても、三河國官社私考に

從四位下土穴明神。設樂郡樂一ノ一社アリ。中井氏言フ。月村の分郷加賀野村「ハナ」ノ神社是レカ

とある記事から、總て樂一王神と定めたと考へられる節もあるが、古くより、「にやくいち」又「ひやくいち」といひ、一に子安地藏又子育地藏大師とも稱し、社殿建立前は、一株の杉の大樹を神體として祀つて居たと言ふ。その杉は嘉永六年社殿建立と同時に伐取つたが、根株の周圍五丈八尺あつたと言傳へて居る。一方社殿は元治元年燒失し明治三十五年四月現在の社殿を造營し、以來安産大神と改稱したと同じく村誌にある。

一説にはこの杉は神木として存在せるもので、社殿は已に萬治元年に改築の事實あり、神像は行基の作とも言ふが、何れにしても木を祀りその根元にて祭りを行ひ、之を木の根祭りと呼びしたとする説は同じである。

この樹木を神體とし、その下にて祭りを行つた説は他にもあつて、同村字月の槻(つき)神社等も、現在は熊野神社と稱して居るが、之は近世移轉せるもので、以前は同所の上の端れにあり、槻を神體として祀り、兼てその根本で祭りを行つたと傳へて居る。

更に豊根村字川宇連(かはれ)の伊良(ゆきよし)神社等も、社殿の築造されたのは僅々二十年以來の事實で、その以前は何等の建物もなく、「はなの木」と稱する神木があつたのみで、例年五月一日を祭日として、その根元で祭りを行つて居た。その一年間に婚いだ婦女が總て婚姻當夜の裝束をなし、行列に加はつたものと言つて居る。而して「はの木」は、伊良王杖立ての傳説あるもので、現在數本を數へるが、四月中旬紅の花を開き一種の壯觀であると言ふ、故老の説に據ると、以前は其中最も大なるものと並んで楡の大樹が茂つて居たが、徳川末期その楡を伐つて後、大なるものは風で枯れてしまつたと言ふ。なほ木の根祭りの事は、靜岡縣地内、西浦の觀音堂の行事にも同様な説があり、此處では銀杏であつた事は已に言つた。

以上言うたものは、何れも單なる塚處又は觀音堂或は樹木を祀つたものが、總て神社又は氏神として祀られるに至つたものであるが、この事實の一方には、今も尙昔の儘に、墓地又は塚處として、その儘に残されて居たと、考へられるものもあつたのである。その事實を一通り言うて見る。

自分はこの數年來、三河北設樂郡を中心とした地域を、何回となく歩く機會を得たが、この地方を歩いて居て氣のつく事は、山間の村といふ村の、出端れや或は境などの、自然に岩層等の露出した地點を選んで、きまつて澤山の石佛の類が祀られてある。それ等の場所は、恰も「なぎ」の跡でもあるか、地表が一片剥ぎとられて、崖のやうになつたものもあるが、多くは巨岩が高く聳つて居たり、或は地表から岩頭が露出したものもある。斯うした地形を一に「あれ」又は「あらし」等言うたが、之を要するに、唯の草生や森林の中ではない事である。

どうして斯うした場所を選んで石佛の類を置いたものか、それ等に就いては、もう言傳への程も判らない。村の人に訊ねても、唯觀音様というて居る以上には知る事を得ぬが、石佛の數が



第五六圖 田口町字和市に於ける觀音塚

岩が聳え立つて居るが、この岩の上にも、三十三體の觀音像や賽の神の像が、道から見える位

多いだけ、其處には三十三體の觀音像が必ずある。之は修驗道の旺んな地であつただけ、その影響もあるらしいが、その他の佛像も勿論ある。地藏尊、賽の神、金毘羅、庚申像、道陸神、馬頭觀音と、さうして定つて所謂行者の像がある。凡そ路傍で目睹する石佛の類は網羅されて居て、中には唯の墓碑も三ツ四ツは必ず在り、其他石棒或は天然の丸石等も置かれてある。勿論之等の中には、後に至つて持込んだものもあるであらうが、何れにしてもこの地方の風景の一ツの特色であると言へる。例へば郡内下田村下田の村端れ、それから川に沿つて下つて、字三ツ石から川角(かはかど)へ渡る橋の傍には、巨大な

置に置いてある。石佛の間には、小松が根を張つて生ひ立つて居る。

更に例を擧げるならば、振草村黒倉（くろむら）の、峠から下つて行つた入口にもある。同じ村の布川の縣道脇にも、岩窟のやうな位置を選んで澤山の石像石碑がある。それから古戸には入ると、村の上と下との中間、寺の脇に道路に向つて、突出した岩を圍んで、各種の石像が林立して居る。

四

前にも言つた如く、斯うした場所の名稱は、何處でも、う聞く事は出来なかつたが、古戸には明かに卵塔場といふ名がある。古戸は土地の開発も古いと言はれて居るから、他の土地とは自づから根源に相違があるかも知れぬが、言傳へに據ると、昔は此處で死人を火葬にしたもので、それで卵塔場の名があり、従つて墓碑も立つて居るといふ。而して一株古い櫻の大木が、それ等の墓碑の間から伸上つて居る。それやこれやを思ひ合せると、この櫻の古木も氣になつて来る。話は別であるが、此地方の盆踊りの歌に

吾親を千駄たきぎに積みこみて



第五七圖 粟代の石佛

立つよ煙が白雲となる

といふのがある。此處の狀景を考に入れると、言傳への根が、様々に想像されて来る。

斯うした場所に、櫻が茂つて居た處が、別にもう一ヶ所ある。同じ村内大字粟代の端れで、更に山奥の小林へ通ずる路傍である。斷崖面に澤山佛像が竝んで居て、そこに左程大きくはないが櫻があつた。通行には恰もその根本を踏むのである。

小林の地内へは入つてからは、すつと奥の村端れに、大杉（おほすぎ）といふ處がある。夥しく巨岩の重なり合つた地點が、やはり同じやうな場所である。此處にも嘗て卵塔場らしい

痕跡があつて、墓碑が澤山ある。之には各種石佛の間に、思ひ思ひに立つて居るのである。

村の人は銘々の墓地の外に、別に此處にも又墓石を建てる風があつたのである。あれが手前の家の祖父の墓だと、最初に案内して下すつた片桐保次郎さんが指さしたのは、岩の上に新しい一基の墓碑であつた。此處の直く前が山澤で、その向ひに役の行者の修法の跡があり、其處に以前巨きな杉があつたので、兼て地名となつたと謂ふ。

因に自分が生れたのは、此處から言ふと、遙かに平地に近かつたが、高足駄一本齒の行者像は、附近何れの村にも祀つてあつた。その位置が定つて喰しい岩窟又は岩頭で、村端れなどが多かつた關係からか、子供心に薄氣味の悪い場所であつた。笑つたやうなあの石像の持つ表情が、今も目に残つて居たのも、さうした印象が強かつたのだらう。然も行者と言へばさうした喰しい位置に祀られてあつたのが、極めて最もらしく、従つて當然と信じて居たが、この地方の事實を見ると、祀つてある場所は、他に因縁のある事が考へられる。これは地藏の像なども同じであつた。

その事から思出されるのは、小林から山を越えた田口町字小松の御堂山觀音堂の由来である。今では田樂が行はれて、花祭りのやうな鬼の舞ひもあるが、昔は此處に堂も何も無く、無数の石が出て居る荒地であつた。附近の村に葬式がある時は、死骸を其處へ運んで来て、その中



（大正十一年十月廿四日）



（大正十一年十月廿四日）

上・獅子舞 (幕を持つは才藏)
 下・おかめの舞 (共に戸金神樂組)

の最も大きな平石の上に置いて逃げ歸つた。それで四邊にはそれ等死人の白骨が累々として目も當てられぬ有様であつた。或時一人の旅僧が來て、この光景を見て哀れに思ひ、其處に庵を結んで住み、岩頭に一基の地藏像を刻んでそれ等の者の靈を慰め、兼て衆生濟度に當つたのが、そも／＼の最初だと言ふ。

同じ郡内の園村大入は、此地方で最も古い土地といふが、こゝで卵塔場といふのは、別に七人塚とも言ひ、古い墓碑や石佛が祀つてあるが、四邊には物凄いはかりの巨岩が重なり合つた處で、死骸を埋めるやうな土地もない、草もろくに生へさうもない場所である。斯うして次々に擧げたのでは、果しがないからもう略すが、これ等の地方から山を越して、平地に降るに従つて、石佛を多く祀つた塚の傍には、念佛堂の類を多く見かけるやうだ。さうして段々平地に入るに従つて、寺院の脇や畑中の塚となつて残り、その爲に屋根が作られたりして居る。風來寺の裏道に當る行者返り、或は行者越へと言ふ難所なども、斷崖面に三十三體の觀音像を始め、澤山の石佛が建つて居たが、之等の石佛を置いた動機も、その地名や傳説からは格別關聯は考へられぬが、前言うたやうな事實に縁を牽いて居た事は、願うてもよさうである。

さうして一方斯うした場所に、子育て地藏又子安觀音が祀られてあつた理由も、將來組織的

し段々説いてくれる人のある事を信じて居る。

神樂組

一

村の衆の地狂言と、一方田樂花祭り等の信仰意識の未だ旺んな行事との中間に立つて、片足は未だ信仰圏内に置き、一方俗藝を次々に取入れて、一派の職業者になり切つたものに神樂組がある。

三河七組と言はれた神樂組は、果して何處と何處を指したものが判らぬが、七組の宰領は寶飯郡小坂井村の院内にあつた。此處には總て四組の神樂組があつて、即ち仁太夫、忠太夫、富太夫の三組で、その親方の忠太夫が、兼て七組の宰領で別に一組を持つて居た。代々神原を名乗つて、忠太夫といふのも又家の名であつたが、今では神樂組とは全く縁が切れて居る。院内は三河萬歳の宗家、山内作太夫の屋敷もあつた地である。明治の二十年頃迄は、部落四十幾戸の中、神樂と萬歳と、さうして法印とより他は、他の職業に携る者はなかつたと言ふが、現在

(大正十五年)では唯二人の神樂役者を残すのみになつて居る。

言傳へに據ると伊勢四日市在太夫村からの分れと言ふが、親方の忠太夫家は四足門のある立派な構へで、各種の記録類も保存されてあつたが、當主の代になつてから疎する處あつて悉く焼却してしまつたさうである。

小坂井院内の神樂組とは別に、同じ郡内形原村大字金平(かねひら)字戸金にも一組あつた。親方屋敷は代々渡邊を名乗つて、一に勘太夫組と言つて、之もたしかに七組の中であつた。七組の中に加はつたかどうか知らぬが、幡豆郡の吉良吉田に一組、それから西加茂郡舉母町字梅ヶ坪、南設樂郡作手村長者平、瀨美郡二川町雲谷(うのや)同じく杉山福江等にもあつた。其他未だ自分などの知らぬものが、各所にあつた事と思はれる。

三河から國境を越えて静岡縣地内には入ると、引佐郡奥山村狩宿(かりしく)神樂、同じく濱名湖畔庄内の堀江神樂、すつと山地に入つて鎮玉村澁川字寺野神樂等もあつた。

二

之等の神樂組は、それぞれの持場があつて、各自歴史を有つて居たのであるが、その中で自

分が比較的事情を知つて居るのは、三河地内のもものでは、小坂井村院内、形原村戸金で、雲谷神樂はすつと以前に訪ねたが事情はよく判らず、その他静岡縣地内のもは、堀江寺野等も訪ねては見たが、今はもう命脈はないと言へる。それ等の中で、どうやら昔の儘に續いて居たのは、やはり戸金の一組である。

戸金の神樂役者は、部落中の山寄りに、十五六戸が一團になつて屋敷があるが、土地の者はこの一派の者を一にはかせ(博士)又は「はかせ」衆と呼んで居る。神樂組の親方は一に渡邊山城、一頃菊田山城とも名乗つた事がある。徳川時代は總て土御門家の支配を受け、土御門家參勤の折に、總員袴上下帯刀で、東海道御油の宿から新居の關所迄供に加はつた。その際供納料と引替へに、墨付を受けて居たものといふ。それでその免許狀は、桐の箱に納めて幾通か持つて居る。八十年前火災に遭つた事があるので、それ以前のもは失つたといふが、自分が訪れた時は相憎當主不在で實見する事は出来なかつた。

言傳へに據ると、先祖は渡邊勘太夫と申す法印であつた。白鳳年間此國風來寺に文武天皇の勅使、草鹿砥の公宣卿下向の歸途、偶々此地を過ぎ給ふたが、その折一人の男頭に烏帽子を頂き、直垂を著けて、春にて頻りに土を運ぶ狀を御覽あり、何者なるやと村民に問ひ給ふた。渠は

勘太夫と申し名ある法印にて候が、此里に一ツの池あり、如何にしても水保ち宜しからざるに據り、彼の者之を一方にて修築仕ると答へた處、勅使之を聞いて驚き給ひ、以後斯かる奇特の者に負役さすべからずと仰せあり、以來明治に至る迄、租稅御免の地で、今もある「かんだが池」は、その折勘太夫の築いたものといふ。

三

神樂組の立前とする處は、何れも獅子頭とこれに才藏(さいざう)を中心とした竈藏(かまぐらひ)の舞ひで、これに幕の舞又は幣(ぬさ)の舞ひなどあり、何れも獅子の幕を才藏が持つて舞ふのである。この一派が近世の歌舞伎劇をその藝の中に取入れるにしても、この根本だけは變更もならず、神樂と言へば狂言を踊るものと、村の人々に思はれるやうになつた後も、立役は才藏女形は獅子頭で、この二ツの對立は昔と變る事はない。才藏の立役の方は、鬘を著ければ差支へなかつたが、一方女形の獅子頭は厄介なものであつた。眞赤な面に金色の齒を剥き出した、例へば桂川のおはんなどは、一寸想像も能はぬ奇怪なものであるが、然も村々の見物は、永い傳統の習煉を経て居た爲か、そこから女らしい美しさと優しみを汲み取る事が出来た。この事實は一面

には、醜怪な獅子頭の下から覗いて居る、柔らかな紅絹緋縮緬の描き出す線との、對照から來る効果も考へられる。春三月の明るい日射しの中で、箱根靈驗記の愁嘆場などに、威めしい獅子頭の初花に、涙に濡れた瞳を向けて居たのは、何も村の女達ばかりではなかつた。

今一ツこの種神樂の特色としては、中心を才藏に置く事であつた。現在の次第には、以前に比して形式の崩れたものが多いらしいが、それでも才藏が中心である事は變りはなかつた。言傳へでは才藏は昔は「さいじよ」といひ、當國舞木に天皇行幸の折、御前に於て舞ひを勤め、御感あつて名を賜はつたといふ。

尙獅子頭であるが、之は現在用ゐられて居るものは幸手(さつて)型と謂うて居るが、以前のものは遙かに型の平たいものであつたと言ふ。さうしてすつと以前は白面、中頃には黒面に變り、後に現今の赤面に改めた。それで今年の獅子も赤いなどと、行く先々で喜ばれたものと言ふが、この面の色の變遷にも別に譯があるらしい。

四

神樂組と村々との關係は、期を定めて廻つて來て、一通り門附けをやり、心附けの多寡に據

つて、それぞれの舞ひを演つたのであるが、之にも仕來りが定つて居た。新普請の屋敷又は長患ひでもあると、次第一通りを所望する。之は多く土地即ち一ツの部落として依頼したので、之を總て「うける」といふ宿を定めて其處で行ふのである。一通りの次第と言ふのは、第一が劍立て(劍の舞共)といひ、之は一般の三番叟或は地固めに當るものであつた。次が幕の舞、幣(ぬさ)の舞、萬歳、面の舞、曲取り、立物、段物で、別に外道祓ひを才藏が行ふ事があつた。幕の舞幣の舞は前に言つた通りであるが、萬歳には各種あり、之には五節、賴政、道中等あり、五節は一に七福神の舞ひともいひ、現今では、普請のあつた屋敷の祓ひに行ふとしてある。之を柱立て(はしらたて)ともいひ、一本から十二本の柱を、十二ヶ月に象どり、祝ひの掛合ひ詞があつて行ふもの、賴政萬歳は源三位鶴退治の次第を太夫と才藏とで演る。道中萬歳は太夫の昔語りから始めて、都上りの道中を、才藏と掛合ひで、その間才藏が相槌を打ちながら混ぜ返す、その度に太夫が扇で頭を打つしぐさを繰返す。而して最後に目出度舞納めるもので、花祭りに於ける「おきな」の語りと一味通するものがある。

面の舞は一に玉の舞ともいひ假面を被つての次第である。之にはおかめ(お福)と鹽吹き(ひよつとこ)と鬼鐘鬼獅子の五ツが出て、互に寶の玉を奪ひ合ふ。初めに「おかめ」がその玉を持つ

て出て舞ひがある。そこへ鹽吹きが出てその玉を奪ふ。次に鬼が出て又奪ふと、其後へ鐘鬼が出て之を奪ひ返し、鬼の脊に跨つて上と下で玉の曲取りを見せる。最後に獅子が出て、散々に荒ばれて、玉を奪はんとし鐘鬼渡さじとして、兩者入亂れて、玉取り玉遊びを演ずるのである。而して次第の終りに別に獅子舞があるが、之をしづめ(鎮め)の舞というて居る。

段物は之は其折の都合で出し物は定つて居ないが、多く朝顔日記、阿波の鳴門、太閤記の十段目に前言うた箱根靈驗記、桂川などで、之が總て呼物だったのである。段物を取入れた事に就いて、言傳へに據ると、戸金の渡邊組では、今から四代前の渡邊染四郎親方時代に、仲間中に淨瑠璃の巧者が居て、阿波の鳴門を演じたのが最初といふ。それで三味線は用ゐるが、之は太鼓の役の者が一人で當ることになつて居る。

五

例年正月には親方屋敷の座敷の正面に獅子頭を飾つて、口に三ツの玉を噛ませ祀るのが昔からの作法であつた。正月中は地内を廻つて、二十日を過ぎると、幾組かに分れて、先づ近在を振出しに旅に出る。一年を凡そ三期に分つて、五月田植の前には一先づ村に歸つて植付けをな

し、田植が済むと七月一日前後に、第二回目の旅に出る。さうして秋の彼岸過に一旦歸つて来て、三回目は稻の收穫を済してから、以前ならば陰曆十月五日、現在では十一月中旬に出て、年の暮迄には歸つて来て新年を迎へたのである。

神樂組の巡業の區域は、之は期に據つて定つて居て、戸金神樂では、春は近在から豊川に沿つて西岸の村々を信州街道を流して進む、一方小坂井院内の組は、豊川の東岸の村々を流してゆくのが以前の風であつた。夏季は東海道を東に向つて、遠江の濱名湖畔の村々から、中泉袋井、それから駿河に入り金谷から島田岡部藤枝と廻つて、駿河の東端伊豆の三島迄来たものと言ふが、近年獅子舞に才藏の持つ「さゝら」の棒の形が風俗を亂すものとして、静岡縣島田の警察から禁止を命ぜられ、以來島田より東には出ぬ事にした。何でもその折警察の禁止に對して、「さゝら」は陰陽を表はし、竹は十二ヶ月に象り、棒のひだは天の三十六陽を表はしたものと段々説明をしたが、どうしても許可がなかつた。その事以來、棒の尖の妙な形も切捨て、しまつたといふ。

五山村手記

花の木

杖立傳説 花祭りの名稱から、「はな」の語に絡んで、直ぐ關聯が考へられるのは傳説に名高い花の木である。「はな」の木は、普通香花(かうはな)と言うて佛に供へ又神祭りをする檜又は榊を言ふものとは別である。信濃との國境に近い、北設楽郡豊根村宇川宇連(かはれ)の、現在の伊良(ゆきよし)神社の境内にあるものである。花の木は學名を一に「はなかへで」とも言ふとある。此處の花の木は今花の木の自生地として、天然記念物に指定されて居て、數本の大樹と、それに芽生への若木が茂つて居るが、傳説に據ると、昔し伊良王と申す方が此處に憩ひ給ひ、杖を地に挿し置れたものと言ふ。然し伊良王杖立の傳説の木は今ももうない。明治の少し前に、風損で倒れてしまつた。根株が之も一本の古い檜と抱き合つて居て、枝と枝とが絡み合つて茂つて居た。春四月の中旬の花の盛りには、檜の緑の葉の中に、淡紅の花が映り咲いて、何とも言ひようのない美しさであつたと、土地の故老の物語りである。それが明治の少し前に、伊勢の御師から御神木にと望まれて、何にも知らぬ村の者は、僅かな金で檜の方を賣つてしまつた。檜を伐ると同時に、一方の花の木は、忽ち風の爲めに損じてしまつたと言ふ。この檜の樹を、

一に「はぎこり」と言うた。

當時は勿論伊良神社などと言ふものはなかつた。それで前にも言うた通り、例年五月一日の祭りには、この根元で祭りがあつた。その折唱へる歌があつて

枯枝千本枝が千本二千本の枝……………

と言ふやうな文句であつたが、今ではもう誰も之を記憶して居るものはないと言ふ。さうして花祭りの花と、この花の木との關聯は、現在としては考へられない。若しあるとすれば、花祭りの以前の形式と、今一ツ伊良と申す貴人の身の上に於てである。

川宇連の花の木から、國境を越えて信濃に入ると、下伊那郡且開(あさげ)村新野(にひの)であるが、此處にも村端れの道路脇に六株の花の木がある。之又伊良王との因縁を説いて居るが、川宇連のものに比しては、一段と木が若かつたやうである。

因に川宇連は明治二十年頃迄はひどい僻村で、村の者は衣類なども、縞物紺などは殆ど用ひて居なかつた。大部分が白木綿か、さもなければ手製の藍で染めて、やつと水色になつた位のものを仕立て著て居た。之はいくらか豊かな生活をするものである。さうして日常茶を飲むには、茶桶(ちやをけ)と言ふ直徑五寸深さ七寸位の桶があつて、この中に茶の葉を入れ、鹽と湯

を入れて、一流の粗末な茶筌で掻廻して飲んだ。來客があると、先づ第一に之を立て、器に移し與へたもので、之は此地方一般の風であつた。

花山天皇 伊良王の傳説から、「はな」の語に關聯して、好一對のものは花山(はなやま)天皇の傳説である。之はもう度々繰返したから此處には略すが、之も花祭りの「はな」と、根本は繋がつて居たかも知れぬが判らぬ。然しこの頃では、傳説の方が有名になつて、その地名の大入(おほにふ)なども王入と記すやうになつた。

今一ツ花の語を言ふ地名に、振草村と御殿村の境にある花丸峠があるが、この名稱の由來に就いては自分は未だ何も聞いては居ない。

濱射場其他

濱井場 濱射場(はまいば)といふ地名は、花祭りを中心とした村々にも、到る處にあつた。唯それだけでは、何等問題とするにも當らぬが、此地方の傳承に據ると、「はまいば」は祭りの水、即ち行事に使用する禊ぎの水を汲んだ場所だといふ。勿論現在では「はまいば」で祭りの「はまみづ」を汲む土地は未だ聞いて居らぬが、傳承としてあるのである。濱射場の射場が、井場か

どうかとする事は問題であるが、一通り言傳へを聞く事も必要であつた。さうして先づ、自分の手帳にある附近のこの地名を持つた土地を擧げて見る。

- 一 富山村字佐田(さだ) はまいば
 - 二 豊根村字栗世 はまいば
 - 三 同 山内 はまいば
 - 四 同 大立 はまゆば
 - 五 下川村字市場 はまいば
- 以上北設楽郡
- 六 下伊那郡神原村大字大川内 はまいば
- 以上長野縣

まだたづねたら澤山ある事と思ふが、搜以上の土地の地理的状況と、之に伴ふ傳承を言うて見ると、先づ第一の富山村佐田の「はまいば」であるが、此處は天龍川の岸にある村で、然も「はまいば」は岸に沿うた一町程の地點と、さうして此處にある一軒の屋敷をも呼ぶのである。斯の屋敷を「はまいば」を呼ぶ事に就いて一つの挿話がある。明治三年平民に姓を許された當時、この地方の山村も、他の土地の例に漏れず姓を持つた者は極く尠なかつた。それで村寄合など

聞いて姓を定めたが、勿論平地の人々が悪口に言ふやうに、藤原だの源を、歴史上の知識から得た憧憬などで、勝手に決めたなどの話は、中にはあるかも知れぬが事實としては自分は未だ聞いて居らぬ。まさき縁故の判らなかつたものは多くは地名、又は、屋敷の地理的状況から附けたのが多かつたやうだ。道の辻にあるから辻、上手にあるから上手などは寧ろ不眞面な部であつた。それで今言ふ「はまいば」の屋敷であるが、之は濱井と名乗つた。「はまいば」の「い」に井の字を充てた事は、文字の知識がなかつたからと言へばそれ迄であるが、考へようによつては、之を當然とする記憶が、何やら心の中にあつたとも言へる。そうして濱井場にある屋敷で同じやうに濱井の姓を名乗つた例は、國境を越えて信濃にもあつて、第六に擧げたのがそれである。自分は未だ大川内の「はまいば」は實際に踏査して居ないが、話に聞くと、流れに對してやはり前言うた佐田と同じやうな地形との事である。之もどちらかが眞似をしたと疑へばそれ迄だが、その疑ひは寧ろ無駄かも知れぬ。

第二の豊根村栗世(あはよ)の「はまいば」は、小學校前の橋の詰附近を言うて居て、之も又流れの傍である。然し之には屋敷を呼ぶ事は聞いて居らぬ。

第三の同じ村の字山内の「はまいば」は、之又谿川の岸に沿うた地點で、字牧の島から落ちる

川と、一方山から出る俗に言ふ奥山川との合流點で、此處にも一軒屋敷があり、言傳へでは昔し水を汲んだ跡だと言うて居る。

第四の大立は、之は自分が聞いた處では「はまゆば」と發音して居る。勿論多くの人に訊ねたら、悉くさうでないかも知れぬ。同所の「はまゆば」は字大立（おほたて）と川下の間袋（まふくろ）との中間で、間袋から大立の臺へ越す橋の附近であつた。

第五の下川村市場の「はまいば」は之又屋敷の名として通つて居る。足込から流れ出る川の、振草川に落合ふ所から二丁程上つた地點で、川から屋敷迄は二町もあらうか、附近は田甫である。

斯うして竝べて見ると、「はまいば」を「はまみづ」を汲む所とする傳承は、まるきり根據のない事でもなさうである。さうして今一ツ注意される事は、その近くに屋敷があつて、時には其屋敷の名となつて居た事である。この事實も一通り當つて見る必要がある。因に祭りに使用する鯉ぎの水を「はまみづ」と稱した事は、已に度々繰返した事實である。

豊根村大字三澤字山内の氏神八大龍王の祭りを初め、同所の花祭りには、以前は他の土地の「はまみづ」迎へに概當する行事を「はますな」迎へしといつて、之は水でなく砂を迎へて来て、それを釜の水に加へる事であつた。山内からは霧石峠を越えて、二里餘を隔てた富山村字河内の天龍川の岸から迎へて來るのである。それで役の者は昔又は青笹を以て二個の苞を作り、水際から砂を採つてそれに入れ運んだのであるが、その役は年々定つて居て、村を發つてから歸る道程も、途中で休憩する屋敷も定つて居た。何分二里餘を距れて居るので、朝早く村を發つても途中晝食をする必要がある。それで憩む屋敷は、天龍川の岸にある家に定つて居た。斯うした場所と屋敷などは、他の土地の例で言ふと「はまいば」と呼んでもよさうであるが、それは未だ聞いて居らぬ。

之と同じやうな例は、山内から一里程川下にある小谷下（こやげ）の白川神社の祭りの行事である。同所では「はまみづ」を迎へるにはやはり「はまみづ」迎へしといつて天龍川から迎へたのであるが、之にはその屋敷が定つて居て、然もその屋敷は小谷下からは峠を越して二里餘も隔つて居る天龍川の岸にあつた。その間には山内の霧石峠に於ける如く、分地峠と言ふ險道を控へて居る。

この「はまみづ」を汲む屋敷は、一にたきあら（瀧原）と言つて舊家である。天龍川の岸に、洪水の折には床を洗ひさうな地點に、大きな屋敷構へで唯の一軒家である。さうして此處は以

前から小谷下の飛地で、總て小谷下と附合ひをして居た。近くに分地大尾等の村があつたが、それには關係は無かつた。さうして現在この屋敷で、正月の「わかみづ」を迎へる式であるが、之を一に「はまみづ」迎へともいうて居たから、以前の祭りの「はまみづ」迎への形式を半面に遺して居るとも思はれるので、一通り言うて見る。

こたま石　この瀧原といふ家の「わかみづ」迎へには、朝早く天龍の濱へ下りて、水を桶に迎へると同時に、水際の小石を二ツ拾つて來る。之を「こたま石」というて、流し元の水壺即ち此地方でいふ「すいと」の底へ沈ませる。此風は一方本村の小谷下を初め、隣地の田鹿(たしか)曾川等にもある。家に據ると、爐の茶釜の中に入れ一年間煮て居るもある。因に此地方の風習では、「すいと」茶釜等は、之を倒さにして洗ふ事を固く厭むので、翌年の「わかみづ」迎へ迄は、その儘にある譯で、一年毎に之を取代へてゆくのである。

話の尖が段々脇へ外れてゆくが、この「こたま石」の名から思ひ出されるのは、富山村大谷の熊野神社を訪れた時に、社殿扉の前に、直徑三寸程の川原石が置いてあつた。何の爲かと訊いて見たら「こたま石」との事で、扉の鍵が開かぬ時に、その石で叩いて明ける爲の用意と言うて居たが、之も年々新しく天龍の濱から迎へるとの事である。

湯の島

天龍川の岸の「はまみづ」迎への屋敷の話から、次に、この天龍の奥地の川岸にある屋敷の事を一通り言うて見る。前言うた瀧原と言ふ屋敷から、五六町下手に、湯の島と言ふ處がある。現今では発電所が設けられたりして、従業員の社宅なども出來て賑やかになつたが、こゝ十數年前迄はやはり一軒しかなかつた。分地といふ谿から出た水が天龍への落口であるが、此處は現在古真立(こまたて)の花祭りに、「はまみづ」迎へをする場所であつた。古真立は前記小谷下田鹿分地等を合併した大字の名であるが、此處などももう一步尋ねたら、以前の小谷下村に於ける瀧原といふ屋敷に於ける如き關係があつたかと思ふ。それから今一ツ湯の島から天龍に沿うて前記瀧原といふ屋敷の軒を通つて、更に半里程廻ると、其處の川岸にも一ツ家がある。之は富山村の字大尾(おほを)に屬して居て、大尾の本村は、そこから急坂を半里も登つた山の中腹に展げた村である。最も本村と言うても家數はたつた五軒である。この一ツ家なども何か意味がありさうである。

天龍川の西岸の、三河地内では、最も上の富山村河内から、遠江の川合迄(前編圖版第二參照)五里餘りの間に、河に沿うた屋敷を數へると、この大尾の飛地が一軒、それから瀧原、湯の島と家があつて、湯の島の下流に松島というて、現在二軒の村がある。それで以前即ち茲十

數年前に還元して考へると、五里餘の間に、飛々に五軒屋敷があつた勘定になる。さうして後には各種の經濟上の關係もあつたのだらうが、何れも険しい山を隔て、奥の村と因縁を持つて居たのも不思議である。

次に一方反對の側の遠江地内を見ると、三河の富山村の向ひ側から數へてゆくと、一里程下つた處に、川の岸に白神(しらなみ)といふ大きな橋への家が一軒ある。之は物資供給の上から、奥の水窪の關門のやうな關係もあつた屋敷である。それから約半里程下つた處、即ち三河の大尾の一ツ家の對岸に花祭りの行はれて居た山室(やまぼろ)十一軒の部落がある。その他には、やはり川下の川合迄は家は一軒もないのである。

雪祭りの事 「はまみづ」「はますな」「こだま石」の事から、今一ツ考へられるのは、新野の雪祭りに於ける雪である。新野の雪祭りは、雪の降る事が祭りの一ツの瑞祥としてあつて、雪の無い年はわざ／＼遠山(信濃下伊那郡遠山)に採りに行つて脊負つて來るが、之は必ずしも雪のない年に限る事はない。雪を採つて來る事は花祭りに於ける「はまみづ」の如き關係もあつて、その爲の役が別に定められて居たのである。

屋敷名

「しも」といふ歌 花祭りの組織を見てゆくと、水や雪のことから、更に霜といふ語も大分注意を惹いて來る。然も霜の語は、一方「しも」即ち上に對する下の意にも聯絡が考へられる。それから思ひ出されるのは「しも」といふ名を持つ屋敷である。「しも」即ち下屋又は下の屋敷といふ名の家は各所にあるが、之が何れも舊家で、然も單純に地理的關係からのみ言つたものでは無いやうである。さうして土地の傳承にも、下屋といふ屋敷に、特別な意義を感じて居たやうである。その傳承の一ツの現はれば、一般傳へられて居る譬へ話に、彌宜屋のある土地には下屋は無い、従つて下屋のある村には又彌宜屋がないとする説である。勿論村々の屋敷は昔の儘に移動がなかつた譯ではないから、此説は直に村々の實際に當嵌まる譯もないと信するが、不思議に「しもや」又は「しも」の名のつく屋敷には、信仰關係即ち彌宜屋敷とでも言ふ家が多い。之又各所に就いて求めたら尙多くの同名の屋敷がある事と思ふが、今自分の手帳に控へたものがざつと左の六ツある。

一 豊根村大字三澤字山内

林 順 平 家

山村手記

- 二 同 大字坂宇場 村松林藏家
- 三 同 大字下黒川 清川家
- 四 振草村大字古戸 伊藤新助家
- 五 同 大字平山 金田喜一家
- 六 本郷町大字三ツ瀬 逸姓駒吉氏宅

以上の中、第一の林順平家は、山内の字「下地」にあり、屋號を「しもや」といひ土地の幣取り屋敷として、代々宮太夫又は宮太郎を名乗つた屋敷である。第二の村松林藏家は、同所の神樂屋敷として、已に神樂の條にも言つた通りで、同所の街道下に屋敷があり、此地方唯一の舊家で、又「しもや」で通つた屋敷である。第三の下黒川清川家は、現今の戸主の名を逸したが、一に「しも」と呼ぶ屋敷で、之又村の地理から言うても下に當るが、必ずしも下にある處から言うたものではなく、屋敷を圍んで他にも屋敷があつたのである。

第四の振草村古戸の伊藤新助氏宅は同所の字「下古戸しもやうと」にあつて、現在は「みやうと」屋敷であるが、舊家である事は言ふ迄もなく、同所田樂の面の中「しづめ」を初め「おきな」及び「みこ」の面の裏に

おり方き元 下村 伊藤又右衛門

元文五年閏七月

とあるのはその先祖に當るのである。

第五の振草村平山の金田喜一家は、同所の黒倉田樂に於ける四寸の鍵取り即ち「おきな」を勤める屋敷で、屋號をやはり「しも」と呼んで居る。第六の本郷町三ツ瀬の「しもや」即ち通稱駒吉氏の家は、舊家ではあるが、さうした信仰關係のことは現在では何等痕迹は判らない。

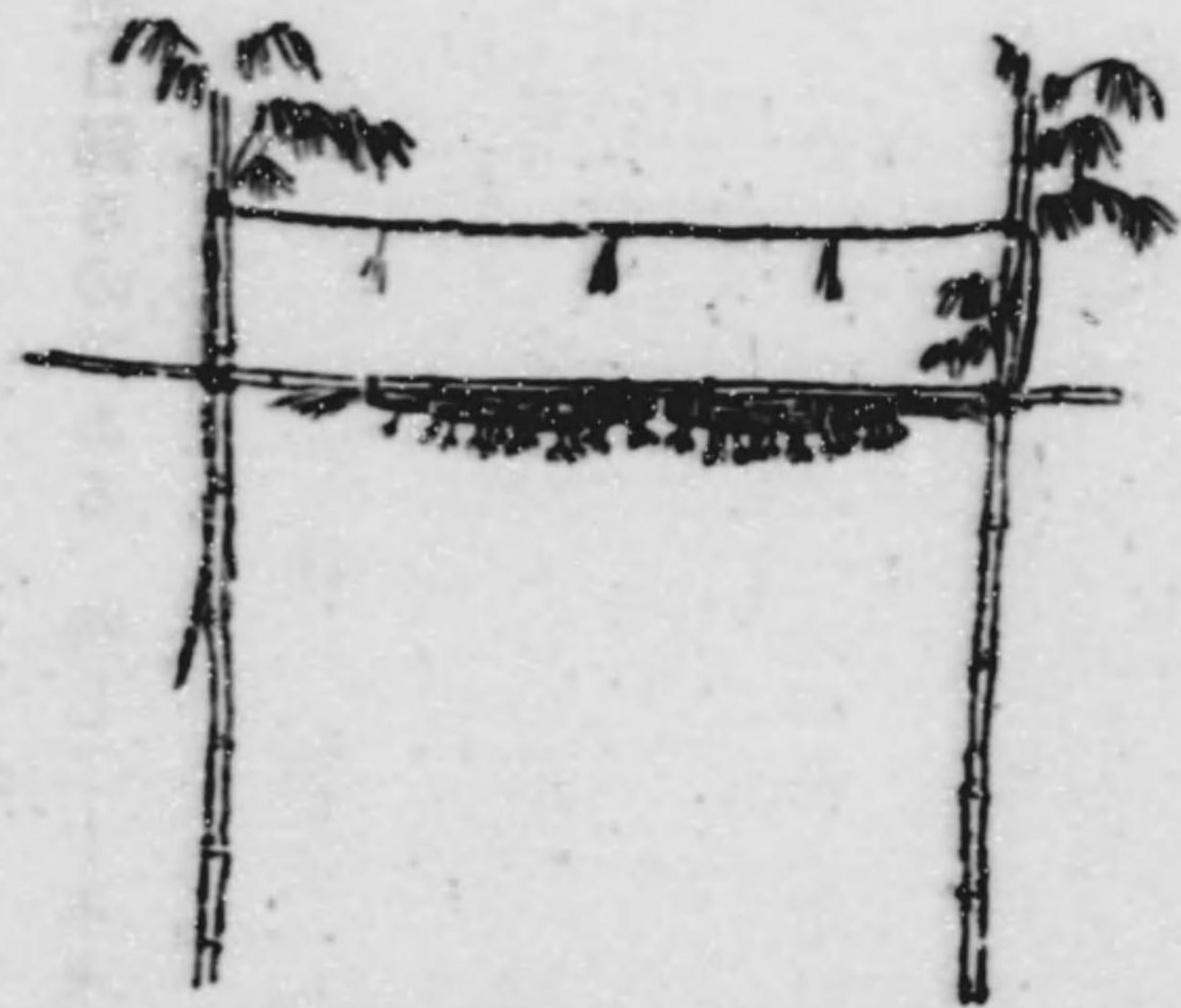
以上は「しも」といふ屋敷に就てであるが、其他屋敷名としては、「にふや」「いち屋敷」を初め「もりや」「あれ」「いたや」「あみだ屋敷」等が信仰關係から言うても注意すべきもの、様である。

どうと屋敷 屋敷の名から注意を惹くのは「どうと」といふ名である。振草村字粟代、同古戸字川合に此名を持つ屋敷がある。「どうと」は一に瀧の音から來たとも考へられるが、然も二者共に瀧の傍にある屋敷で、前者はその瀧から下の淵を「どうと」といひ、傍に架つた橋を今では同道橋といふ。淵の主を白髯明神といひ、村で雨乞ひをする時は必ず此淵の上で行つた。而して蛇婚の傳説があり、その相方の女は、「どうと屋敷」の娘であると謂ふ。一方古戸字川合の屋敷は、現在の住ひはずつと高い位置にあり、名稱だけが残つて居た譯だが、以前の屋敷は淵の傍にあつた。或時その淵から大蛇が姿を見せたので、それ以來怖ろしくなつて今の地に移り

住んだと言ふ。勿論之だけでは「どうど」の名は問題にならぬが、實は「どうど」の名を持つ神社がある。豊根村大字古真立字曾川には「どうどう天神」と申す祠があつて、明治初年迄はその境内で、五穀祭り又「し、祭り」と稱する一種の狩祭りがあつた。又園村大入（おほにふ）は前にも言ふ通り花山天皇の傳説で有名な土地であるが、花山天皇の傳説は別として、單に村としてもたしかに古いらしいが、此處の氏神は以前は親方屋敷と言はれた花山家の神であつた。一

に十六尊神とも言ひ、別に遠々（とほどふ）大明神とも言つて、實は遠江の山住を勧請したものと云ふ。従つて山住遠々大明神は十六尊中の一社であつた。この山住の遠々明神と、一方屋敷名の「どうど」との間には、一脈の通ずるものがあるやうに考へられる。

因にこの大入と、山の下に當る遠江の浦川村川合は、共に花祭りの行はれて居た地であるが、互に「おつきあひ」祭りと稱して、双方が祭りの度に、一方から前日に「ごく」即ち供物を進ずる事があつた。細長い辨當箱のや



第五八圖大入に於ける氏神の注連

うな「ごく箱」があつて、之を「ごく番」の者が、携へて来る。さうしてその晩は取持ちを受けて翌日歸るのである。然し二十年來この事は絶えて居るさうである。

狩 祭 り

し、祭り 富山村大谷の熊野三社権現は、二の宮を諏訪明神と稱し、同じ境内に祀つてあるが、明治十二三年迄、一に「し、祭り」又「ふしや祭り」といふ行事があつた。「し、祭り」は別に御神樂の條にも一二の土地の例を擧げて置いたが、此處に行はれて居たものは一段と形式が古かつたやうである。

行事は毎年三月一日に行はれたのであるが、その前即ち二月中に、別に地内の者が集つて狩りを催す。その折獲物が無い時はその年の祭りは中止になつたのである。而して猪鹿又は狐狸の類でも獲物があれば、初めて祭りが行はれる。後にはそれを賣つて若干の代價を得、それを祭りの費用に充てる定めになつてゐた。而して當日に至ると、地内の者が氏神の境内に集り、杉の葉で雌雄二頭の鹿を作り、腹の部分に白餅（おはたきといふ葉）を納れた苞を入れ、出來上るとそれを境内の隅に飾つて置いて、之を禰宜が竹の弓矢で射る事は、總て御神樂の條に言

うた次第と同じであるが、その前に別に一ツの行事がある。即ち村民各自竹槍弓矢を用意して、其日も山狩りをするのである。山狩りの主役は別當で、一同に向つて之より山狩りに著手する旨を傳達し、第一に狩人の名、次に勢子一同から犬の名前迄呼上げ著到を記し、それより狩場の峰谷を言ひ、其處に向つて出發するのであるが、事實之は假想であつて、一同は神社裏の山に繰込み、用意の辨當酒などを開いて、遊び半分に狩りの真似事を爲し、時刻を測つて切上げ境内に還り、山々谷々を隈なく索めたが更に獲物の無かつた旨を報告する。そこで別當が、さらば何れの地を狩立てよと二回目の出發を命ずる。この時の口上は別で、何處此處の峰又は谷に、たしかに鹿の足跡のあつた旨を披露するのである。之にも一同遊び半分に歸つて來る。掘二回目を歸つて來る時刻を測つて、別當が鹿を射る。矢は別當三人が三々九度に射て、最後の矢で射たと叫ぶのである。この聲を相圖に一同がやあ射た射たと悦び勇んで、吾勝ちに鹿に向つて飛かゝり、腹に豫め納めてある苞を破り、中の白餅を頬張り食ふのである。之で行事は終つて、後は社殿脇に臼を据ゑ、草餅を搗いて神前に供へ、一方參詣の女子供に分つたのである。とうとう天神の餅

富山村大谷に於ける「し、祭り」と共通せる行事を、豊根村古真立字曾川では、陰曆二月初め、村の「とうとう天神」の森で行つたと言ふ。之も明治初年を境に廢絶した爲

次第を詳細に知る事は出来ぬが、之には別に五穀成就を祈る意義があつたやうである。狩りの口上は充分之を記憶せる者が無いのは遺憾であるが、中に

信州矢立峠より遠州額の堂迄狩立つれど更に猪鹿の影はなし

とて第一回の口上は終つたと言ふ。更に第二回目の口上には

日本ヶ塚大矢筈小矢筈を廻れば女鹿男鹿一對の足跡を見出したり

しからばそれを狩立てよ云々

とあつた。尙同所では、鹿を麥稈で作り、勢子は全部素足の儘で勤めるので、年に據り雪があつたり、或は森に栗の木が多いので、いががあつて随分難儀な祭りだつたと、參加した一人の老人は語つて居る。尙當日行事の終つた後、各自桑の木の枝を以て楸の形を作り、之を家に持歸つてゑす棚に祀つたと言ふ。而して之に對し別に秋祭りと言ふがあり、陰曆九月中だつたと言ふが、春の祭りに對する御禮祭りとして、社前に小形の「はざ」を作り、之に穂物と言つて、粟黍等の穂を掛け祭つたと謂ふ。

初午の種取り 振草村古戸に於ては、前言うた行事と等しいものを一に初午の種取りと言ひ、陰曆二月初午の日に行うて居た。當日朝村の稻荷社の前に別當職の者三人集り、青杉の葉を以て

雌雄二頭の鹿を作る。角は青木の枝（これをおほきば又はみそはぎと言ふ）にて作り、耳はそぎ竹で、脚は同じく竹であつた。出来上ると社殿の脇に据ゑ、別當三人が弓を持つて之を三々九度に射る。弓は之を「はまやみ」と言ひ、梅の一年生、弦は楮の皮にて張り、矢は蓬の莖で白紙の羽を付け之を「はまや」と言うた。而して一方鹿の腹部に青杉にて苞を作り、中に小豆飯の團子を入れ之を「ごく」と言ひ、さうして別に白米を添へた。この苞を一般に鹿のさご（胎兒）と言うたのである。

別當が最後の矢を射ると、豫め一人が待つて居て之を倒し抱き上げ、直ぐ腹を割つて中の苞を取出す。その折一般の村民は、各自白紙と花の木（香の木とも言ふ楮）で作つた鎌を持つて出



第五九圖
五穀の種（古戸）

で、苞に入れてあつた白米に、別に境内の土を混ぜて五ツに包分け、之を五穀の種として鎌に結びつけ、それに鹿に用ゐた杉の葉を添へ家に持歸りゑす棚に祀つて置く。此場合の鎌は、男子一人につき一個と定まつて居るので、假に家内に五人の男子があれば五個を作つて、それに種包と杉葉を結び著けるのである。尙苞の中に入れて白米だけでは、村内一般に分配するには不足する

ので、別に用意せるものと混ぜたのである。

此時一方苞に入れた「ごく」の小豆飯の團子は、之を參詣の女子供に呉れるが、之又苞に入れてただけでは不足するので、別に用意せるものと混じ、握飯にして與へたのである。之には一切



第六〇圖
おほきば（小林）

鹽氣が無いので、決して美味いものではないが、以前は子供は勿論年頃の娘達迄争つて貰ひ受け其場で喰べたのである。それで譬話にも、混雜する事を初午の團子を貰ふやうだと言ふ位であつた。尙別當が鹿を射る前に、以前は別に「まみ」と稱して、白紙に輪を描いた的に絲を附けて、之を一人が引張つて逃げ、後を多勢で追廻し叩き破る事があつたが、今は絶えて居る。



第六一圖
「くはがら」と五穀の種

鎌柄（くはがら）祭りと云うて居る。陰曆一月十六日朝、地内の「みやうど」六人の者が、氏神の社殿に集り桑の枝を以て小さな鎌の形を作る。之を「おほきはがら」即ち御鎌柄と言ふ。之に五穀の種と稱して、境内の土と白米を混ぜて白紙に包み結びつけて、社殿正面の注連に引かけて祭る。斯くして一方同じやうな

形の鎌を今一個作り、これに残りの白米と土を混ぜた紙包を結び、之は各自家に持ち返つて、年神棚の注連に掛け祀り、二月一日年神送りに、注連と共に、屋敷内の清浄な場所へ納めたのである。又中には五穀の種を粗種其他の種に混ぜる者もあつた。

而して同所に於ては、一方「し、祭り」即ち鹿を射る行事は、之を「しやち祭り」と言つて、陰



曆一月五日に氏神の境内で行つた。同所の鹿は他とは幾分趣が變つて居て、前年花祭りに使用した花の御串(はなのみくし)の竹を集め、之にて簡単な鹿の形を作り、腹部に別に「さこ」と言つて白餅の團子二とを入れた苞を下げたのである。なほ別當が鹿を射て後、苞の中の團子六と即ち「こく」は、地内の狩人を渡世にする者が申受けて持歸つたのである。因に同所の氏神は、一に寶(たから)明神とも謂ひ、諏訪神社を祀つたものであつた。

神の木

しめふじ 野生の藤の生態に據つて言ふのである。木と木との間に、恰も注連の如く絡みか、つたのを言ふ。之を神の木又は山の神の木と稱して、伐る事は勿論之に觸れる事も怖れて居る。

尙「しめふじ」には幾多の條件がある。即ち木から木に渡り掛つたものでも、根元が水邊即ち池や川などの岸から上つたもの、又は木より木に、川を跨いだものを最も神聖としたのである。而して假に以上の條件を具備せぬものでも、古木となつたものは總て之に手を加へる事は好まぬやうである。それで一度「しめふじ」の柱となつた木は、如何に價値がある材でも、之を神の木として誦めるやうである。この「しめふじ」を過つて伐つて、怖ろしい神の祟りを受けた話がある。數年前と言ふが、豊根村大字古真立の清水定吉といふ若い袖夫が、隣村下黒川の「ひやだに」の山に杉の伐木に雇はれて入つて、過つて「しめふじ」の柱となつた木を伐つた處、其夕方から遽に發熱して、一夜の中に顔面が赤く腫れて恰も鬼の面のやうであつたと謂ふ。さうして二三日といふもの熱の爲に苦しんで遂に狂ひ死に死んだと言ふが、當時「しめふじ」を伐つた罰として専ら噂が高かつた。何でもその男の師匠の袖夫が、「しめふじ」の畏るべき事を辨へて居ながら、弟子に傳へなかつたのは、人の師として返すべし手落ちであつたといふ。

この「しめふじ」の代表的とも思はるるものは、静岡縣地内周智郡水窪から、兩久頭(もろくづ)の村にゆく途中の、俗に言ふ山王(さんのう)といふ難所にある。戸中川の谿を挟んで、數十間の長く橋のやうに連なつて居る。土地の人の談に據ると、今あるものは古木に新芽の絡んだも

のなさうである。三河地内、豊根村大字古真立字分地(ぶんち)の山の神の祠にも、物凄いはかりの藤が、祠の上に網の如く絡み合つて居るのを見たが、勿論之を伐る事はない。

ひとほし 神の木として山椋ぎの者などに怖れられて居るものには、「ひとほし」と言ふ木がある。「ひとほし」は木の枝振りから言つた名稱で、種類には關係ないが、その條件から言つても多いのは松である。幹が中途から二ツに分れて、然も兩方が同じやうな形に成長したものを言ふ。さうして又「ひとほし」の條件としては、この股が南北に伸びて、東西の開いて居るものとも言ふ。従つて「ひとほし」は太陽の光が、その股を通すより出た名とも謂ふ。斯うした形の木は勿論古木でなければ無いので、山仕事に當る柚夫などは、此木に遇ふ事をひどく嫌つて、手を下す事はない。それで元締(山主)から別に酒を買つて、祀りをしてから伐るが、それでも事に當る者は決して好い氣持はせぬといふ。この祭りを一におのだて(斧立て)と呼んで、根元を中心に四方に幣束を立て、先づ地の神を祀るのである。又「ひとほし」の一説として、樹幹が曲り輪の形を爲したものと云ふ。下津具村と上津具の境界にある松は(現在雷火の爲に枯れた)「ひとほし」の代表的のものであるが、其他長野縣地内根羽村字田島、三河地内では北設樂郡武節村大字川手の、武節川の川中にある松などは、最も典型的のものである。

天狗松 天狗松は諸方に多い名であるが、之を一に神体み木とも言ふ。山仕事に携る者などは、この種の木に遇へば一見して判ると言ふ。勿論一般に言ふ傘松といふ類のものは唯にも判断がつくが、其他は一見しただけでは判らぬものがある。それでその特長としては、枝が幹に比較して太いこと而してその枝は、どことなくされ(擦れ晒されて居る)て居て、何物かが時折來て其處に留つた痕跡が感じられると言ふ。

「しやち」と七人塚

しやち 前言つた「し、祭り」又は「ぶしや祭り」と稱する行事を、一方「しやち祭り」と言つた事に就いて、「しやち」の語の一般傳承にあるものを一通り拾ひ出して見る。

此地方では、狩人が獲物に遇ひ、狙つて放つた矢丸が、命中すれば之を「しやち」又は「さち」が向いたと言ふに反して、外る、事が度重ると、其物の具は「しやち」が切れたと言つて、新たに「しやち」を繼がない限り役に立たぬとしたのである。「しやち」は一種の靈威のやうなもので、即ちその道具に、一種の魅力を認めて居たのである。それで「しやち」を繼ぐ方法としては、一般に禰宜を頼んで祓ひを爲すか又は鍛冶屋に持込んで、火にかけ祓ひをして貰ふとも言ふが、

その方法等は未だ究めて居らぬ。

この「しやち」が切れたと言ふ事に就いて、面白い實話がある。北設楽郡豊根村分地の現村會議員佐々木氏の談であるが、同氏少年の頃ださうである。一日父に伴はれて山仕事に行くと、途中に見知りごしの男が傍に鐵砲を置いて草を刈つて居た。折柄そこへ一匹の野兎が走り出たのに、それと見た佐々木氏の父は、かねて評判の鐵砲上手だったので、直ぐその道具を借受けて兎を追つて行つた。さうして續けて二發放したさうであるが、どうした譯か命中せず、然も兎は尙つばき(刈干の草を束ね稻叢の如くなせしもの)の傍に姿を見せて居たが、然しもうそれを狙はうとも爲ないで、鐵砲を元の位置に返しながら、惜しい事だが此道具は早「しやち」が切れてしまつた、自分が繼ぐ術を心得て居れば繼いで進めるのだが、何とも致し方ないと繰返し言うたさうである。

「しやちだま」「しやちだま」といふのも、前と道理は同じであるが、之は銃身でなく丸を指すので、即ち獲物に向つて第一に命中した丸を謂ふのである。或はその丸を獲物の體內より抜き取り、今度丸を鑄る時、材料の中に加へて作つたものをも言ふ。現今ではもう斯うした事を爲す者も無くなつたが、茲三四十年前迄の狩人は之を珍重したのである。靜岡縣地内磐田郡龍山

村字戸倉の、桔梗屋といふ家の主人から聞いた處に據ると、同氏が子供の頃、その父が丸を鑄る時、別に大切にした丸があつて、それを増場の中に加へるのを見たさうであるが、それは獲物の體內から抽出した丸だつたと言ふ。

「しやち祭り」と謂ふのは、狩人が獲物にありついた時、第一に山の神を祭る、その名である。その作法は人に據つていろいろあり、必ずしも一樣ではない。例へば丸の命中した部分の毛を剪取り、それを岩の上又は矢串に挿んで祀る事もあれば、一方鷹腑を抜いて、之を木の枝又は串に挿して祀る。又鹿ならば胃の脇に在るといふ「やぶかけ」を以て祀るもあり、耳を切つて串に挟むもある。亦前記戸倉で聞いた話では、別に赤紙を以て烏帽子の如き大きな幣



第三六圖
山村(富山)の神祭りの幣

を作り、之を岩の下又は崖の根等に立て、祀つた。因に岩又は崖の下等は、神を祀る場所として一種の傳承があつたのである。又「しやち祭り」の一形式として、周智郡水窪町の山地等では、赤色の紙を長方形に小さく切り束ねて、之を小高い地點から風に向つて飛ばしたものと云ふ。

五色の幣 花祭り御神樂等の行事には、五色の紙を以て、

幣を作り、その他總ての祭具に之を用ゐるが、之は一方山の神を初め、路傍の祠等にも、祭りに
 は總てこれを立てるのである。三河の富山村附近に於ては、之を「そぶかへ」というて、隔年に地
 内の祠山の神の祠等に立てるのである。下津具村宇落合の佐々木今朝十といふ老狩人の談であ
 ったが、弱年の頃、遠江周智郡の龍頭山に狩りに入つて、遙かに奥の山裾を眺めた時、粗末な小
 屋が幾軒となく竝んで居て、その屋根軒端等に五色の幣帛が美しく懸つて居るのを見たが、之

は何れも獵師小屋だと、同行の先輩が教へたさうである。

しやち山の神　しやち山の神又は獵師山の神など言ふ。共に

狩人の祀る山の神の名である。之は一方狩人の靈を祀るも
 のとも言ふ。

七人狩人　遠江磐田郡龍山村大字白倉(しらくら)は天龍川
 の西岸に聳えた白倉山の麓にある部落で、此附近に於ては
 最も奥村である。土地の草分けを青山某と云うて、同所に
 金山明神を祀つた者といふ、因に金山は瀧を祀る。この白
 倉山中に南澤(みなみざあ)と言ふ深い山があるが、此處に



第六四圖
ごへい餅(足込花祭りにて)



(大正十五年一月華田作)



(大正十五年一月華田作)

上. 松飾り (最も近代化せるもの)
 下. 同上 餅花 (長野縣下伊那郡且開村新野)

七人狩人の墓といふ塚がある。別に「七人みさき」又七人塚とも言ふ。傳説に據ると昔七人の狩人が連立つて南澤に入込んだまゝ、還らず、遂に行方が知れずに終つた。山が深いので路に迷ひ飢死したものと爲て、そこに塚を築き七人のみさき(靈)を祀つたものと言ふ。又別の説では後に七人の死骸を発見し、塚を築いたとも謂ふ。仍つて之を山の神として、兼て狩人の守り神として祀つて居る。

狩人七人に夫七匹 狩人七人の墓を七人塚といふ一方、前記白倉とは山を隔て、反側、即ち北方に當る浦川村地内の狩澤(かれんざあ)といふ山には、昔から一本足の怪物が棲むと傳へて、こゝも山又山の奥であるが、此處にも又七人の狩人を祀るといふ七人みさき亦七人塚と稱する塚がある。而して之には別に夫七匹も共に死んだと言つて、塚の脇に其靈が祀つてある。

七人落ち 三河北設樂郡振草村古戸と園村足込との地境にある宇黒畑(くろばた)にも又七人塚と稱する塚があるが、之は別に七人衆とも又七人落ちとも言ひ、狩人の守り神として、鐵の弓矢を奉納する風が盛であつたと言ふが、言ひ傳へに據ると、昔七人の狩人が猪を捕へるとして「おす」と稱する畏を掛けた。「おす」は材木を組合せその上に大石を置いて、餌を引く猪を壓殺する仕掛けであるが、七人の狩人が、如何程重いものか試して見ようと言つて、それを昇ぎ上げ

た處、重量に堪えかね忽ち七人共押潰され命を墮した跡と傳へて居る。

七人落ち又「七人おとし」とも言ふ塚は、古戸より山を越えた上津具村大字油戸(ゆと)字千間谷と稱する山にもあつて、此處も又七人の靈を祀るといふ。

尙七人狩人七人みさきの墓と稱する塚は、此地方に自分が知るだけでも左の如くある。

- 一 振草村大字平山字黒倉 七 人 塚
- 戦争の落武者七人の墓と傳へ部落の中央にあり
- 二 同村大字小林字櫻橋 七 人 塚
- 來山不明
- 三 同村大字古戸字日陰 七 人 塚又七人みさき
- 山伏七人の墓と傳へ、塚の長さ六間あり、明治四十年頃發掘せり
- 四 本郷町地内 七 人 塚
- 場所精確に不明
- 五 園村大字大入 七 人 塚
- 同所花山字一方裏手岩石面にあり
- 六 豊根村大字古眞立字分地 七 人 塚
- 七 同 曾川 七 人 塚

共に來山不明

八 富山村字市原 七 人 塚

昔戦争の折討死せる者の墓と言ふ

以上三河北設樂郡

九 遠江周智郡水窪町大字戸中 七 人 塚

來山不明なれ共、同所は戸中山御料林中の深山にて、足利時代覺傳といへる山伏の入つて住みたる地と傳へ、又伊東長者の屋敷跡といふ地點である

折柴の塚

折柴(おししば) 折柴とは柴立の謂である。三河遠江の山地、殊に天龍川を挟んだ村々に多く行はれて居り、且さう呼んで居る。別に花立てとも、花供養とも言うて居るやうだ。今更事新しく書く事も無いのであるが、段々跡を絶つてゆく風習でもあるので、實見したものだけ、目錄體に並べて見る。其次手にそれに絡んだ話も、邪魔にならぬ程度で書添へて置く。

天龍下りをした人は知つて居るのであるが、船が三遠の國境にか、つて、兩岸に聳え立つた峻峰を縫うて、三四里程も降つたと思ふ時分、珍らしく左岸の山腹に一叢の家並を見るが、こ

こが前にも言うた山室（まむろ）といふ部落である。此處から峠へ登つて、周智郡の芋堀へ越える名ばかりの路がある。その峠を少し降つた所の辻に、小さな祠があつて、これに澤山の折柴が供へてあつた。祠を土地の人は子育地藏と呼んで居るが、折柴の葉影から覗いて居るのは、右手に子兒を抱へ、左手に蓮花を捧げた、豊麗な表情の観音の石像である。自分が見たのは、今年（昭和二年）の五月十四日で、恰も新緑の頃だつたので、供へた柴も大方萎れて居た。石像には年號等もなく、只白石山の三字が刻んであるだけに、何か由来譚でもないものかと、麓へ下つてから、いろ／＼訊ねて見たが判らなかつた。

三河路の方には其方此方にある。最初に見たのは今年の正月で、振草村の古戸（ふるど）から、足込（あしご）へ越える方地峠の途中である。峠からは未だ五六町手前で、杉木立の中から出て來た路が、急に見晴しのよい丘陵で彎曲する位置であつた。黄いろい芝草を被つた名ばかりの塚の上に、一叢の折柴が薄日の中に浮び出て居るのがなつかしかつた。ふり返ると、脚下に古戸の村が展けて、山島民譚集の序文の、行方も遙々見ゆる横山の路の阪戸の歌が想ひ出される。こんな折柴の塚は、永く遺して置きたいものである。塚の上には高さ一尺二三寸の石地藏があり、それを圍んだ折柴は、未だ挿して間もない、赤芽や馬酔木（あまふし）の小枝が多かつた。中には松や樅の葉も見えた

が、特に赤芽と馬酔木が目立つたのは、恰もその傍に、それ等の枝が多かつた爲で、此二つをわざ／＼選んだのではなかつた。折柴の柴は選むならば、花の木がよいと云うて居る。誰がするともなく、古くなつた物は取捨てると見えて、傍に澤山古いのが積んであつた。石地藏の後に、別に一基長方形の自然石が立つて居たが、これは以前からあるもので、明治十幾年とかに、石像を新しく建立したのである。この塚は山伏の女房の、行倒れて居たのを埋めたとかで、餘り古い事ではないさうである。

同じ郡の豊根村字大立（おほたて）から、富山村へ越える霧石峠の頂上にも、折柴をした祠がある。大立から坂を登り盡して頂上へ出ると、其處に杉と栲の大木が並んで立つて居て、路は其根元を圍つて通じて居る。栲の方は風折して倒れたまゝになつて居るが、根元に地藏だか庚申だか譯の判らぬ石像が五つ六つ並んで居て、その中の一つが、特に木の祠に納まつて、折柴はそれにだけ供へてあつた。同行の富山郵便局の遞送人に訊ねたが、唯「もうれい塔」だと答へただけで、他に由來も何も聽く事は出來なかつた。これも今年の一月二十五日で、ひどい大雪のした後であつた。

度々言ふ園村字大入へ行く途中の、遠江の浦川から登つた峠にも、石地藏が立つて折柴をし

た所がある。坂をすつかり登り切つて、谿を隔て、大入の人家を望む地點であつた。此處のは柴の數も尠く、此分では立てる者も次第に跡を絶ちさうに思はれた。これも「もうれい塔」であるのか、山伏の墓と言つて居る。

振草村平山の、堤石の峠の途中に、自然石に南無阿彌陀佛の文字を刻んだ碑があるが、これも山伏の行倒れを埋めたものと言つて居る。これには折柴の事が無かつたから、少し筋違ひではあるが、實は他の場所の例から、あつてもよさうに思はれるものである。而もこれは、此峠で人に憑くといふ、「だり神」と縁がありさうである。

みさき それで前にも言つた「もうれい塔」であるが、此地方の村々には、幾ヶ所も祀つてある。豊根村の下黒川には、字小造と中久名との中間道路脇に、巨大な自然石に亡靈塔と刻んであつた。十數年前、前を流れる大入川汎濫の折に押流されたとかで、今あるのは其後に建てたものと言ふ。其他前に言つた古戸と足込の境の地方地峠にも、古戸の隣村の粟代にもあつた。此邊で「もうれい」と言ふ一方、「みさき」と一般に呼んで居るのは、山川などで不慮の死を遂げた者の靈の謂であつた。それで「みさき送り」と稱する行事が、何處の村にもある。新たに變死者などのあつた場合は、後に日を定めてそれを行つたのである。「みさき」が後に遺る事を怖

れるといふ。夜間法印が主として事に當つて、村人は松火を灯し、時には鉦太鼓で、多く山の峠などへ送り出した。さうした一方變事のあつた場所へは、誰ともなく石を置いたり、折柴を供へるといふ。それで、さうした場所近くで働いたりして、體の工合でも悪くすると、やはり「だり神」に憑かれたといふさうである。

川で死んだ場合はさうでもないが、山で不祥の事などあつた跡は、「くせやま」又は「としば」と名附けて、焼畑の作業を起したり新に斧を入れる事を嫌つた。それで「くせやま」となり「としば」となつた所は、個人が所有して居ても始末に困る處から寺へ寄進するのが多かつた。「あげやま」と言ふのは、寺へ上るからだなどと言ふ。構はず手を入れたりすれば、必ず過ちをしたり、病氣に罹つたさうである。又豊根村の曾川には、「犬としばた」と呼ぶ所があつた。持主も所置に困つて居るといふが、これは或年此處で山作りをして居た者の女房が、蓼を煮出した湯を、不用意に小屋の外へ捨てた處、恰も其下のかて（山畑の土除けに横たへた木）の下に眠つて居た犬に、其湯がか、つて死んだ爲、それ以來言ひ出したものといふ。

「くせやま」又は「としばた」の名は、遠江の磐田周智の奥でも通用するが、此地方では別に、「ばち」又は「ばちやま」とも呼んで居る。持山に「ばち」がひどくて、弱つてしまふなど、言ふの

を聞いた。「ばち」山ではもう何の役にも立たぬのである。

池の明神　これまで言うた折柴は、山伏或は「もうれい」供養の氣持かららしいが、別に池の神に折柴をする風がある。三河の振草地方から、信州へかけて、お池様又は池の大明神と稱する神が澤山ある。現在池になつて居るものは勿論、嘗て池だつた跡にも祀つてある。自分が今知つて居るのでは、北設樂郡三輪村字池場のお池、前言うた大入の池の大明神、豊根村字曾川のお池、同村字小田から間袋へ越す途中にあるお池、こゝから山一つ隔てた淺草から大立への途中のお池、信州境の牧の島の池の大明神、更に信州路に入つては、大川内を初め下伊那郡且開村柄洞のお池、同じく新野の池の大明神などである。此中現在折柴を供へて居るのが、三ヶ所だけである。

豊根村字小田から間袋へ越す途中の社坂(やしろざか)にある池は、道路から山一つ越えた窪地にある、それで峠の路傍に折柴の塚があつて、そこに捧げるやうになつて居る。淺草から大立へ越す途中のものは、恰も路が池の畔を通るので、路傍へ池に向つて立て、ゆく、従つて折柴が路に沿うて並んで居る。此二つの池は、既に干潟になつて居て、雨でもしない限り水は無い。今一つの曾川の池は、曾川と田鹿の村の中間である、大入川の河畔にあつて、現今も透明

な水を湛へ古木が水面に覆ひかゝつて、物凄しい池である。此處も道路が池畔に沿うて通じて居たので、數年前迄は、見事に折柴が並んで居たと聞いたが、自分が行つた時は、道路が改正された爲に、話のやうな光景は見られなかつた。現在の道路は、以前の位置より遙かに上手を通つて居るのである。然し一ヶ所恰も池を望む地點に遙拜所式の、小さな堂が建てられて、其處に澤山折柴がしてあつた。

土地の人達の話では、池の神は大蛇というて居て、いろ／＼の譚があるやうだ。そんな譯で、信仰も旺んなものである。その一例として、餘計な事だが話が珍らしいから附加へる。もう十幾年も前になるさうであるが、下黒川の某の者、年は二十七八であつたといふ。軍隊から還つた爲か、兎角土地の者とは意見が異つて居たが、或時隣村田鹿の村に何かの日待があつて招かれて行つた。途中池の畔を通りかゝつた時、池を信仰する土地の人々の迷蒙を罵つて、果は池に供へた折柴を悉く抜取り、それに小便をかけて立去つた。其夜他の連中は日待のあつた家へ泊るといふのを、自分だけは一人還ると言張つて、雨のそば降る中を提灯を持つて出かけたさうである。翌朝になつて、泊つた連中が池の傍迄還つて來ると、その男が路下に這り込んで、水際の岩に足を挟まれたまゝ、蒼白な顔をして殆ど息が絶えかけて居たさうである。直に援け

起して見ると、格別怪我はなかつたが、間もなく息切れてしまつたといふ。後での想像談であるが、高言を吐いたもの、池の傍迄来ると、晝間の仕業もあり、遽に怖しくなつて、過つて足を踏み込らし岸の岩に足を挟まれたのを、下から引張られるやうにも思ひ込んで、極度の恐怖に喪心したものだらうと言つた。何でも僅かの事で、未だ水面には足が届いて居なかつたさうである。

花祭りの行事なども、この池の明神即ち池を祀る信仰が下積みになつて居たやうである。

門はやしと「みたま」祭り

門はやし 三河の北設楽郡内でも、豊根村大字三澤は著しく古風の遺つて居る村で、第一村の舊家がそれぞれ以前の儘に存続して居る事が珍らしかつた。正月一日の門飾り即ち一般にいふ門松飾りを門囃し(かどはやし)と謂うて居る。此朝村の鍵取り神原銀太郎氏の家では未明に起きて、稗二升を入れた袋を用意する。一方神原家の屋敷下の「さんじゃく」といふ家の主人は、之も未明に起きて身仕度を調へ神原家に出向く。そこで神原氏から村の氏神の門はやしを爲すべく命せられる、同時に前の稗袋を受取つて出かける。「さんじゃく」は村の二の旦那と稱する家

即ち熊谷喜曾二郎氏の宅に行つて其稗を納め、これより氏神の門はやしに參る由を述べる。二の旦那は稗袋を受けると、それと同道で兼て用意した松杭等を共々持つて氏神の社殿に行き、門はやしをする。「さんじゃく」はそれが了ると、其足で村の一の旦那即ち夏目若平氏方へ行つて、無事氏神の門はやしの済んだ旨を報告する。一の旦那二の旦那の家ではそれより吾家の門はやしをするが、「さんじゃく」は直に鍵取りの家に還つて来て、屋敷裏の龍王を祀る社の門はやしをなし、次に鍵取りの家の門はやしをする。鍵取りの家の門はやしが終わると、それを見た露向ひの辻紋平方で初めて門はやしをする、他の二十四戸の家々もそれにならつて「はやす」のである。一の旦那二の旦那附近の家も、悉く旦那の家に倣ふのである。

「門はやし」をする一方、村の幣取り林順平氏の家では、主人が未明に起きて屋敷の後にある飯綱(いづの)八天狗を祀つた山に登り、其處にある神から一枝を折取つて、先づ



第五圖
はちじやう

氏神の社に行き、「さんじゃく」がはやし終つた門飾りに注繩を張渡し、それに圖のやうに白紙に神の枝を通して結び下げる。これを「はちじやうならし」といふ。幣取りは更に一の旦那二の旦那方へ廻つて年頭の挨拶をなし、門飾りに同じく「はちじやう」をならす。次に鍵

取りの家を「ならし」歸つて来て、飯綱八天狗と吾家の分を「ならす」のである。他の家々では以上の家の済んだ後にするのである。此「はちじやうならし」が終る迄は、若水は汲んで用意してあるが、爐を焚く事も湯を沸す事もせぬのである。鍵取り幣取り一の旦那二の旦那等の屋敷から爐を焚付けた煙の上るのを見て、一般の家では、初めて爐に火を焚きつけたのである。

正月六日 「はちじやうならし」は、振草村附近でも正月六日に行つて居る。一に「はちじやう」の歳取りともいひ、信州新野でも正月六日であつた。五日に門飾りを取除き、六日に「はちじやう」の歳取りをやつたのであるが、總て元旦と同じ事をやるのが作法であるといふ。さうして屋の棟に行ふものを別に「大はちじやう」とも言うて居る。

門飾(かどがみばしら) 門飾りの中心になる杭の事で、郡内でも豊根村で言うて居る。高さは五六尺より一丈位のもあつて、上端に些少の葉を附けたものと、下部を削つて皮を剥いだもの、或は上部だけを削り、下半分皮を残したのものもある。多く朽の木であるが、杉等の家もある。之にはなの木、竹、松の枝等を添へて立てたのである。

みづぐひ 前と同じものを郡内園村邊で言うて居る。此附近では多く梅で、添へて立てる木には、はなの木、竹、柳などもある。

はぐひ 又は「はんぐひ」とも謂ひ、豊根村の一部地方から山を越えて長野縣にはいつでも言うて居る。而して之に用ゐる木の種類は、別に定つては居ない。總て實の生る木を宜しとして居る。さうして三河の豊根村の上下黒川古真立等では、之に必ず二ツか三ツの枝を附けて置く。

その事に就いて、昔はこの枝に猪鹿の類を下けたものとも言ふが、その點はどうかと思ふ。

おとこ本 門松の柱を、「みづぐひ」「はぐひ」等と言うた一方、遠江磐田郡の佐久間村水窪町附近では「おとこぎ」と謂うて居て、竿の如く、遙かに丈の高い物を立て、居る。

門飾りの形式 門神柱即ち門柱の数は之は一定でない。屋敷に據つて一本二本又は三本、四、六、八、十六等である。従つて一本が單位か或は二本が基本か判らぬが、四本五本八本十六本等の数は、これは一家中の潰れ屋敷の分を代つて建てるとも言つて居る。従つて屋敷が古く、一家の中



第六六圖 「やす」の一種

に潰れ屋等の多くあるものは、その分が餘計になつた譯である。
やす 藁で作つた一種の祭具で、前言つた古戸田樂等の被り物と同型である。之を門柱に結び下げ又は歳神棚の神等にも供へる。一個獨立せるもの、二個連結せるもの、又は五ツを花の形に連結させたものもある。何れも一個の大きさは口の直徑一寸五分乃

至二寸のものであるが、中には直径一尺程のものもある。

わかき 「にふぎ」とも又「おにぎ」とも言ふ。門柱の根本に並べ積み或は寄せて立てる。之には丸木のものゝ割木のものゝあるが、丸木のものゝ斧目が印だけでも入れてある。此の飾り方は、此地方で、正月薪を取つて家の軒に積み飾る「かなぎ」と同じ形式のものもある。正月十一日又は十三日朝に、これに一本置きに、その年の月の數を書く、即ち十二月又は十三日、時には線をその數だけ引くもある。又三河の段嶺村、作手村地方では、墨の代りに鈍目を横に入れたのもあつたと言ふ。又新野では、墨を附けぬ前を「わかき」と言ひ、文字を記すと「おに」又は「をにぎ」と言うて居る。

はざ 門飾りを別に「はざ」と言ふ。十三日の「もちゐ」の歳取りの晩を「はざしよひ」と謂うて、「わかき」に饅頭を袴の如く掛けて祭る。「はざ」の名は一般に「わかき」の意にも、又門柱にも兩様に取れるが、全體を謂ふ意が強かつた。

みたま御霊 祭りは、歳取りの晩に行ふ。鹽無しの小豆飯を焚き、之で小さな握飯を澤山作り、膳に盛つて佛壇に供へ、後で下げて食べる。之は一方歳神棚門松竈等にも供へる、多く三河の豊根村山内の風であるが、一方振草村古戸あたりでは、膳に飯を山型に澤山盛つて



大正十一年一月廿四日



大正十一年一月廿四日

上・塚はざ 下・墓地とたつしや木(長野縣下伊那郡且間村新野)

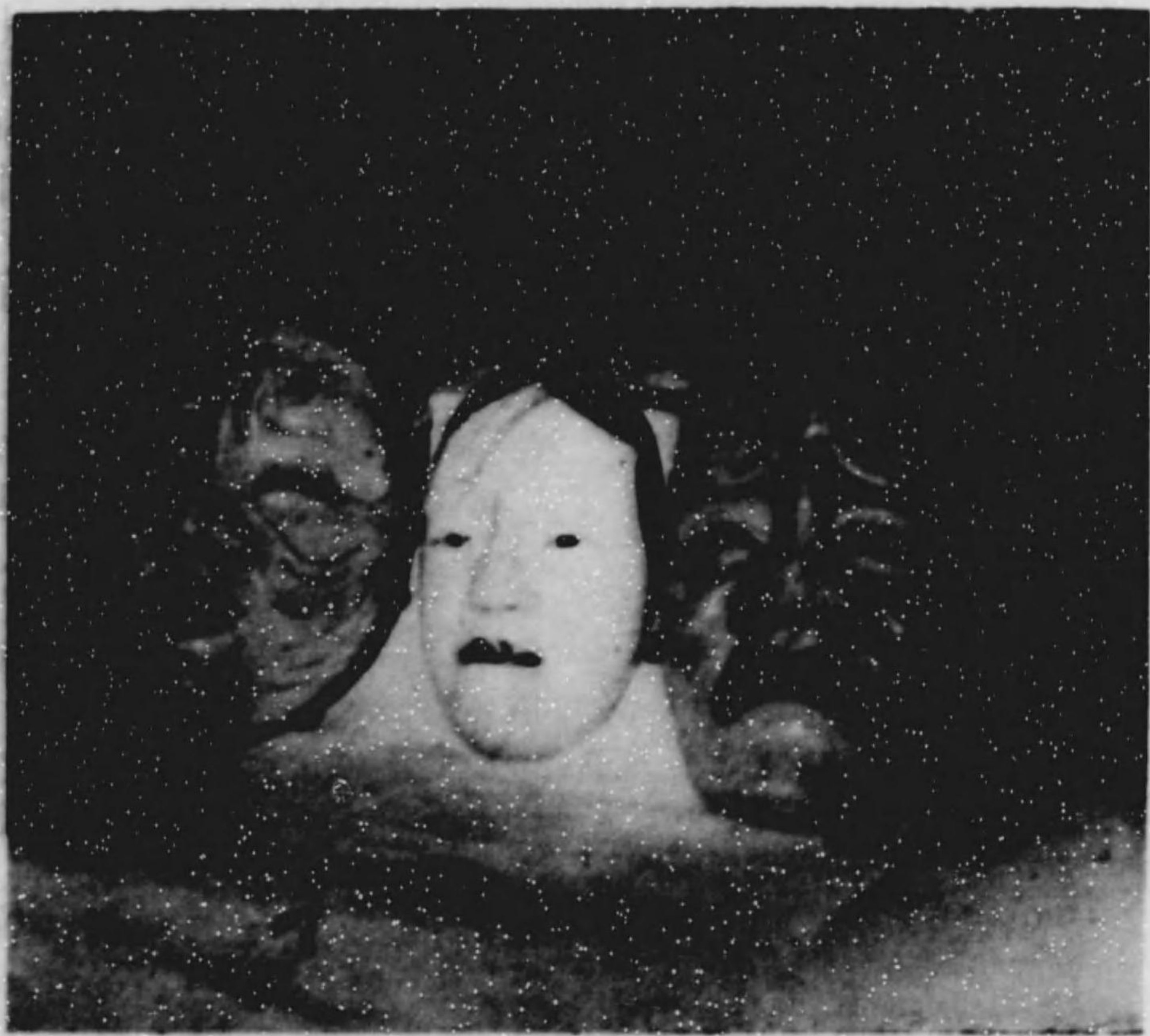
圖版第一六 墓地と「はざ」

祀る。之を七日迄置き、後は乾飯にする。而してこの間は佛壇は一切拜まぬ。同じ振草村でも、平山宇新畑(あらはた)等では、大きな擬飯を月の數程作り、之に箸を一本宛挿して祀る。要するに儀式の形式は細かに言へば家々で異つて居るか、或は家系に據り分れて居たのである。さうして之には歳神と、一方渡りの神はじめ、あらゆる神々が對照となつて居たのである。

古真立の「みこ」の面

前編花祭りの條に、古真立の「みこ」の面に、眼孔が無いと言うたが、その事に就いて改めて補正する必要がある。實はその面の寫眞を撮影すべく、出版も迫つた本年(昭和五年)一月八日に、古真立を訪れて、氏子總代の方に依頼して、撮影をしようとして手に取ると、立派に二ツの眼孔がある。之は又どうした譯かと、段々訊ねて見たが要領を得ない。この假面には眼孔は無かつた筈である。不用意と言へばそれに違ひないが、この假面に眼孔の無い事は、立派な事實だつた譯である。それで斯く信ずるに至つた事情を一通り言うて改めて訂正する。昭和三年一月十日であつた。折口信夫さん西角井正慶さんと三人で、同所の祭りを見學に行つた。折柄の豪雨の中を、暮方になつて兼て見知りごしの鈴木右一郎氏の宅に辿り著いて、扱一應座敷に

案内され、炬燵に入れて頂いて、濡れた服を乾かしながら、應對に出られた土地の人々からいろ／＼行事に對する説明を聽いて居る内、話が偶々「みこ」の舞ひに至つた時、主として應對し



第六七圖 古儀立の面左より「みこ」

て下すつた字小谷下の某氏（名を逸す）が「何分みこの面形には目がないので舞ひ憎い」と語られた。自分はその前から、他の土地の「みこ」の面に眼孔の小さい事に注意を傾けて居た際であり、その時の一言は強く胸に應へたのである。それでほんとに孔がありませんかと念を押した處、傍に居合はせた二三の人々も、悉く肯かれたので、すつかりさう信じてしまつた。その時尙念の爲に、手にでも取つて見れば問題はなかつたのだが、實を言ふと行事の氣分を尊重する氣持から、床の間に飾つてある面に、

況して神事の前に一々手など觸れる事は慎んで居たので、面拜見にわざ／＼前に立つたのだが、それ迄は敢て爲なかつたのである。然も舞ひに掛つてからは、さうした事は判りようはない、舞振りは何處迄も盲目であるのだから、この事は決して申譯の繰り言ではない。

そんな譯で、實は寫眞を撮りかけて、更にどうした間違ひかを訊ねて見たが要領を得ぬ。その人々も案外なやうな顔付である。昔の面には無かつたとも、或は孔はあるが事實眼の位置が異つて居る爲、被つた場合は盲目と變りはないとも言ふ。これは氏子總代の方の言であつた。又一人は後に開けたと聞いたとも言つて居られたが、孔の様子からは、必ずしもさうとは決められぬ。何れにしても有るもの、無い證明にはならぬ。

さうしたいろ／＼の説明を聞いて、自分は次のやうな結論を得た。それは現在の面には眼孔はあるが、以前のもの——或は一般「みこ」の面には眼が無いとする傳承から、ほんとの盲目的に、「みこ」の面には眼孔は無いものと、村の人自身で決めて居る。さうして一方村の中でも、役に當る者と、一方神部屋を預る部屋番以外の者は、面には殆ど手を觸れる事はないのだから、さうした傳承が、何等覆る事なく生きて居たのであらうと、之は全然根據の無い想像ではない。例へば青少年の舞ひにしても、四方に行ふとして五方行ふものは、如何なる場合でも四方と信

じて居た類である。従つてこの事實は、自分一己としては宜い経験である。傳承と實際とが絡れてゆく事は、充分考へに入れる必要が生じて來る譯だ。さうして一方この記録にしても、真相に觸れて居る點は、何處迄であるかも氣にする所以である。これが眼孔と言ふやうな、見れば判り切つた問題であるから明瞭であるが、形のないものになると、その限界を知る事は容易ではないのである。

然し餘事は措いて、無いとしたものが事實存在したのであるから、此點を改めて訂正して置き度い。

尙、みこの面は、大きさ天地五寸四分あり、裏に

白川氏願宅塗之 吉田宿小野田直吉

とある。吉田宿は言ふ迄もなく今の豊橋である。

六 各種の記録

各種の記録

花祭り田樂等の行はれて居た土地の、禰宜屋敷又は舊家には、行事に關係を有つた祭文歌謠の類が各種保存されて居る。中には現在では行事に直接關係の無かつた物もあるが、それ等を、大體に互つて採録して見る。

巫女免許狀

豊根村古眞立字分地の池田藤藏氏の家から、昔巫女が出たといふ言傳へがある。その免許狀を今も大切に保存して居て、大奉書に左の文字が認めてある。

參州設樂郡小谷下村尾山諫方大明神熊野權現兩者の巫女主馬恒例之神事神樂等勤仕其時可著舞衣者

神道裁許之狀如件

享保二戊戌年六月十五日 神祇管領長上從二位 卜部 朝臣

不明
□□印

享保二年と言へば二百年餘を經過して居るのだが、土地の言傳へでは遂ひ四五十年前位の事のやうに語つて居る。何でもこの裁許狀は、小谷下(こやげ)の村の白川家で、神祇管領へ取次いで資格を得たものと言ふ。この裁許狀の他に、別に一面の鏡があつたさうであるが、之は亡くなつた時、平生件をして居た、隣村間袋(まふくろ)の某に譲つたさうである。

その娘が巫女になる動機は、病氣で七年程も寢て居たのが、十九年の或日、突然家人に向つて屋敷前の垢離取り淵へ負つてゆけと言うたさうである。家人がその無謀を止めたが訊入れぬので負つて行つた、さうして瀧に打たれた姿を見ると、見違へる程美しい女になつて、其時はもう唯の娘ではなかつた。姉妹二人の中の姉娘の方だつたさうである。

神道裁許狀

巫女裁許狀と比較すると、前記大入の花山宇一方に傳へて居た神道裁許狀の方は、文章から文字用紙等總ての點に疑問が多いが、之には裁許狀の眞偽以外又別の事實が考へられる。仍つて全文を掲げる事は無駄でないと思ふ。

參河國設樂郡富永庄大入村山住大権現總而及十六社神主花山久太夫源一心著烏帽子狩衣任
先例專守社職格式可抽太平精祈者依勅請神道裁狀如件

延寶九年辛酉十一月二十一日

神祇管領神祇伯王神祇臣 花山源朝臣 花押

設樂舞由緒書

この記録に就いては、前編(四四四頁)に於て已に言つた通りであるが、一面に當時の古傳人心等を知る上に於て敢て採録した。従つて別項中設樂に於ける祭祀次第改革と併せ見る時、殊に興味が深いのである。本文は一種舞のある用筆の上に、下書でもあつた關係からか、所々判讀に苦しむ點が多いが、總て不明の點はその儘とした。

尙本書の筆者は原田清氏の説に據ると遠江の人中井大介氏である。

乍恐以書附奉願上候

一參河國設樂郡本郷大杜之儀は。名稱に有之候適當郡之惣社に有之候處。元弘延元之亂以來社格崩れ神領も私領に相成。神祭も難ニ相勤ニ其月々日並等漸相殘候而已神主も無之程之始末。

別紙由緒書神社明細帳に記候通に御座候。御太政御復古之折柄何卒當郡惣社之稱號被下置。神主相立古例之神祭奉動乍畏。寶祚御長久萬代之御治平奉懇祈候様仕度。氏子一同申合不願恐。惣代村役人を以奉願上之所。卒出格之御仁惠を以願之通御許容下被置候は、如何斗難在仕合奉存候。以上

慶應四年六月

別所 三瀬
中設樂 奈根六名本郷
西菴目 寄進

願人年寄惣代

萬之助

願人寄近百姓代

五右衛門

同

長吉

願人同村名主

太三郎

裁判所御役人中様

願人別所村組頭
五左衛門

三河國設樂郡本郷神社設樂舞之由緒

一此度神佛相合神社由緒の事委細可奉申上旨被仰渡候ニ付。設樂郡本郷設樂舞設樂氏の由緒一條奉申上候。右神樂之儀者何れの頃より歎いと古き神祭にて。當郡未割別候以前より執行。八百萬の御神石屋戸の奏樂に原き。宇受女の神思兼の神太玉の神其外神々の御形をうつし。酉の上刻より明る卯の刻までうたひとよみ譽とよみ候は。常夜の長鳴鳥の所謂にて伊勢大神宮鳥名子の謳歌にも。設樂てふ唱歌數々有之。當郡の字名は此樂より起候由に御座候。此國の習として小兒の物教の初に設樂々々としてを拍可樂々々ほうしと笑ふ事を教るを智慧の始と仕候。振草と申郷名も舊記に古草舊艸と有之。舊ぬる人草と申心のよし。大神宮新神封戸の内。河内御蘭香淵御園等の本郷にて

建久新神戸の内。但し香淵は今津淵と云。御園二ヶ所の内一ヶ所は蘭部と稱候。同隣村別所は禰宜祝部等神に仕へ候もの、住居いたし。天文正の頃迄近村禰里の神事に雇はれ候由。言ひ傳へにも残り諸社の棟札にも有之候。神田村はみとしる月村は調の假字古戸村は村戸の餘波。既に此本郷に其山畑二ヶ所。大神宮の御地として從來御竿外に相成。年々總貳百貳拾四文宛伊勢

大御神元貢奉り。配札の神職足代七太夫これを受取神納仕候。里人誤て此地を犯す時は惣神罰を蒙る故に罰山と申候

其先設樂氏の祖參河守宗岳朝臣菅原子孫世々當郡の司として氏を設樂と稱居所を本郷と申。

神事租穀の事を檢校し 大御神を齋奉り 設樂氏神役を廢し武事一通に移候。設樂左馬介時清保元平治の頃と相見。大御神の調も一旦廢絶仕。後新神戶を齋爲封候。

右の古戸かとも奉存候。設樂舞は保元の頃より衰微候を。其頃の僧徒類に相合を唱。當郡の規模たる神事神樂組合なり行候

按仕末社有之候所を宮平と稱候 伊藤左京亮貞久と申もの。天文中舊草七郷の領主として。此宮平の神社を設樂氏前の古城地本郷移す。時于天文十一年と棟札に有之候。前設樂氏城を今の中

設樂村へ移し候年曆未詳候得とも。左京か神社を口し候天文十一年より凡八百年前。元弘延元の亂頃と相見申候。設樂氏は南方の朝臣にて。家勢日々微弱になり行。彌以神事調物舞樂等も或は廢し或は混じ。領主地頭も數度沿革仕候儀相見候。

伊藤左京亮神社を彼地に移し居住を管候時 年序未詳候得共。下田村長樂院の鐘の銘天文中兵火にかゝり。元祿一年再鑄と有之同院由緒に天文十一年霜月鐘建立。願主伊藤左京亮貞久大檀那普沼左馬介俊則云々。又本郷遷仕も貞久寄進天文十一年と有之件源太郎貞次天文

當社は設樂氏前の古城地本郷に移す 其頃より近邊の大社と相見境内の宮居も他に勝れ。今以大社と稱候。此廓何の心もなく取散し。或はうち碎今漸く古瓶子一口氏家に藏候。吟味候所八九百年前の物と相見。僧行基作の土器に不遠由に候。又中設樂と申は。前後中の中にて。設樂氏前は本郷居城。中頃は中設樂居城後には風來寺の南二里程にして。設樂

郷河路居住。康正二年内裏御造替明細帳に有之。又家康公駿州より御歸國の時。設樂神三郎儀格別之家柄に付小身ながら別席下候事。彼の家譜に相見。世々稱名に神の字を附來候も。彼家の規模にて古代の一體に御座候。又去る天保の頃中の居城跡より太刀瓶子を割出し。是又里人何の心もなく太刀は山の傍に埋め地の神に祭。瓶子は民家に藏候を鑑定候所。凡四五百年前の物と申事に候。其場所追手堀手堀切丸等の形相見申候

設樂舞 大御神の調物はそのかみ保元平治の亂にて怠り。御齒も荒廢候を。建久の新神戶にて神事舞樂再興相成候所。北條氏の弊政佛法盛にして某の阿闍梨とかや 此僧の事跡當所に不傳。基は黒川の内放山に在

畏も郡名に給り候神樂に佛徒を集 地獄極樂の有様迄附會し人心を惑はせ神事半は佛意移候を。又其頃僧普覺と申もの來り明神山に住し。本郷枝郷の氏子を懷。佛舎を建立し葭瀬山福

田寺と號 應長元亥年開山普覺禪漸寂すと該寺の舊記に見へ申候

専ら神事を執行ひ候得とも。奇靈にも 大御神鎮坐の御社にて。佛號を稱又僧侶境に入と

きは惣神罰を蒙 此御社今眼前ニ僧家死穢或佛器を持又佛號を稱るもの必たより在され共大御神なる事知者少

故僧徒此御社をいみきらひ。畏も邊地に移し奉末社諏訪の社にて佛法相合の神事祈念 今に至此邊の禰宜

民人集會等の事迄此所にて勤候故。自然境内も弘く宮居も美々敷末社を正社よりも尊敬し。

終に本社たる大御神のかたほとりに。草木に覆はれ今は其神號をさへ知るもの少さるに元弘

延元の亂。神民共役に疲何事もうち絶。神領も私領に涉。正倉の跡も山の名と成。設樂はたゞ

郡村姓氏の稱に残。神樂は里々自己に執行ひ候所。伊勢の神職父子流浪して此邊に來り。當名

子は故實設樂の音なと申さとし少しは復し候を。佛徒大に擾かの神職を追出し 此神職□坂□村百姓清□□先祖

心の儘に神事を行ひ候所。いかなる神の御意にや應永年中 應永二十一年葭瀬山福田寺明神山を引付

本郷枝郷の氏子神事之場にて爭論起 今設樂の舞流派數々有之中に。佛意の多と少と安家修驗或は田樂舞等の混雜したるも有之。中には神代の御形と思はるゝも有之。小林村に秘藏

各種の記録

六五五

する佐々昆古の神面などは。純て古代物と相見候。其外探索候は。定て古風可有之候

互に打擲に及び終には社をもうち碎

諏訪の神社也

其木の端種々の物を居村々々え持歸り。靈寶として社を造立し。扉明神金具明神寶明神など思々に神號を稱候。福田寺も其地に居住ならず。田口郷に移此郷中今に至神社少。觀音堂大日。當本郷の社も平にあり右破却の諏訪の御神をうつし候得とも。先前は伊勢大御神に可有御座候。其證今絶々に殘候。神地の貢饌諏訪えは不贈。伊勢え奉貢。宮平と申古名も霞瀬争論以前より有之。尙正倉の跡在今倉平と言。宮平の東北の方に在

別所村は神職の住候所。爰に祭より氏神を本社明神と稱

今宮平の饗養の中に在。伊藤左京在城の時遷候者

本社神明の誤に可有之候

里人言。霞瀬争論の時當所のもの神職にて在し故本社を持来りしにより。本社神明だに自由ならず。唯一擔の荷物さし並々の持事あたはず。本社とは容易ならず空言なる事明に候。其頃事佛意に染著したる最中とて。大明神はかた邊におし込られおはします程の事故。佛器佛語を自由に用る末社の方を敬ひ尊び。争論の時持来りし諏訪の社の碎たるを。古へより宮平に御座在す本社神明の御宮と並祭候故の本社可成。もとより本郷別所同村にして。おなじ宮平に諏訪同神を二社並祭るいはれ無之。前項に記候伊勢の調錢。正倉の跡宮平の古名。神號の本社神明の住所。設樂の本郷奏樂の設樂舞。彼と申是と申本社神明は神明の誤と奉存候。南左京本郷本社を彼之にうつし候頃。末社諏訪の方本社よりも敬れ候事。前項奉申上候通にて。左京格別に念入再建奉本社神明とは只神號と心得。本末の義に心附ず候故。境地も狭く社も血略に相見候。殊更左京は外より移り来し武士にて。如斯古事郡名地名神樂等の義に心付す。里人も古談と申ば霞瀬の争論をいひ留る事今も尙盛に候得は。三百年前見る如く奉存候。かにかく霞瀬の争論名高く。神社と申せば彼もあし瀬是も霞瀬と云ならはし。霞瀬ならざる

神社はいかにも下位に立様に心得候儘。本社を持来し杯と前後揃はぬ説も出来候哉。設樂の樂を奏し郡名と成。設樂氏本郷と在て神事神調を司候事跡は。語傳るも無之候得とも。奇靈にも去る明和の頃。内外の大御神を本郷に勸請奉り。左京か遷し候諏訪の社の上段に御宮造立なりし事。ひとへに大御神の御心と難有尊く奉存候。外村に夫々の由緒も可有之候得とも。右等の儀探索仕間敷今般の。仰渡候神社の書上他村と事變候様可有之候得とも。乍恐有證無證の兩斷御賢察被下置古代の設樂舞(以下殘缺)

參河國設樂郡本郷神社明細帳 但本郷と稱候所は耕地七ヶ村合作此内一ヶ村當所に無人別故に六名と稱候

延寶中御檢地 鳥山半之助 鈴木八右衛門 御圖帳七ヶ村所持

一 諏訪社 大杜と言境内小柴山 東西五町 南北貳町

天文十一年伊藤左京亮貞久宮平より此所に迎棟札在同年伊藤源太郎貞次鳥居建立弘治三年霜月再建 此間再建可有候 得共棟札無之 享保二十年再建寛政四年再建文政十三年再建天保二年再建

一 兩皇大御神社 同境内諏訪社 之上段に在

正倉之跡貳ヶ所 上倉平 下倉平 當時村持

字平田古代神地の餘波

山畑壹ヶ所

此頁餘録百拾貳文 伊勢配札の神職 足代七大夫之渡す

宇鬼かふき 同斷

同 百拾貳文 同斷

右二ヶ所今に至誤て此地を犯すもの神罰を蒙故に謂山と言從ニ古來ニ檢地御竿の外

祭禮 正月三日 三月三日 神主無之村祭以下同
九月十六日 九月十九日

氏子數百壹家 但し六ヶ村入合故六名と言

せんみやう(神歌共)

- 1 さんやの門をおしひらき 錦の御とちやうまき上げて
- 2 君にまんさいましまさば 我も御前にさむろふて
- 3 御前へ参りて打つとみ 天笠天まで聞ゆるが
- 4 竹の林か高きとて 天笠天まにとつくかよ
- 5 つるきの八重はか早きとて い王ふの竹をけづるかよ
- 6 春來て夏行津はくらか 竹のよどろにすおかけて
- 7 あれおば何とい王ふたり 長者の進とも云たり

ひやうし替り

サテ面白サンヤ 以下毎句サテ面白サンヤ一調ニテ唱ル事

- 1 さんやいつよりも五葉の松はヤウハウ とび高く光りさすまにヤウとびそ入ます
三度。以下毎句サテ面白サンヤ一調ニテ唱ル事
- 2 さんや春くれは五葉の松にいつり葉を しだ取そへて御座と参る
- 3 さんや春來れば年の始にまくよねは 今年はよきとやいのりこそすれ
- 4 さんや白金をひしやくにまけて水くめば 水もろともに願ぞ入ます
- 5 さんや春來ば年の始に年男 年こめ参る神のちかひに
- 6 さんや春來ば峰のうす雪打とけて ながしろ水にかけてすますよ
- 7 さんや春來は年の始にまく種は 白ほくのながき此いね
- 8 さんや春來は谷の鶯有かとよ 春はくれども背すれもなや
- 9 さんや春來はいまぐはすみに成ぬれば こちこはがうれしかる者
- 10 正月は今日そ吉日あやははり 錦をしきて御座と参す
- 11 所では所の神か王はする 我にかたさるひめくりのかみ
- 12 諏訪の海みなそこてらすこたま石 手にはとれども袖はぬらさじ
- 13 八幡山城の山ふきさき境 あおはかさじと花のよだ者
- 14 宮天狗しやうのくらの神なれば あきふさがりはきはらさる者

- 15 きみ先の矢と云こへにおどろきて 矢と云こへはおにのから聲
- 16 山神やまのかみのそたちは何國なんごくおく山の と山がおくの花の木の本
- 17 若宮わかみやのよりてはいくつひたり八ツ 右に九ツ中は十六
- 18 山住の風尾の松はねはしげく うらかきわけて御座と参す
- 19 御前みまへにはしやうじのしめはいくゑ引 七重も八重もかさね八重引
- 20 東山とうざん小松こまつかきわけ出る月 西へもならずさよも照てるす
- 21 浅間あさまとしやうじられたのうれしさよ 神もろともに御座と参す
- 22 箱根山上れば下るねろう子に はかまをきせて御座と参す
- 23 三島には八ツ有るうくひか八つながら はなをそろへて御座と参す
- 24 神妻かみづまには男はなひがねしやう神子 男あれども神のちかひに
- 25 渡神わたがみしやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 26 天狗の矢といふこへにおどろきて 矢といふこへはおにのから聲
- 27 みたけにはしやうじのしめはいく重引 七重も八重もかさねやよ引
- 28 あたご山しやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 29 天狗の矢といふこへにおどろきて やといふこへはおにのからこへ
- 30 白山しらやまとしやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 31 住吉の風尾の松はねはしげく うらかきわけて御座と参す

- 32 君が代の久しかるべきためしには かねてそへし住吉の松
- 33 春日山かすがのやまおろすあらしがしげければ 風尾の松につゆはぬらさじ
- 34 御多賀としやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 35 伊勢の國参れば遠き衣ならば をりてたゝみて御座と参す
- 36 伊豫の國あまの岩戸をおしひらき 神あらおほれて御座と参す
- 37 伊勢の國月も日も西へ／＼とかけをさす いかに東はさむしかるらん
- 38 あつたことしやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 39 津島には八ツ有牛が八ツながら はなをそろへて御座と参す
- 40 渡神しやうのくらひの神なれば あきふさがりはきらわさる者
- 41 蓬萊の十二かたけに立けぶり ちはやにしきのおりるよもなし
- 42 天狗の矢といふ聲に……(前出)
- 43 二善寺のかけやゆだむるゆたすきを かけまが森の千代をこそすれ
- 44 伊豆の國島はもゝしま ちへ取島は伊豆の大島
- 45 熊野山きりてが森のなきの葉を かさじにさして御座と参す
- 46 かこん子としやうじられたるうれしさよ 神諸共に御座と参す
- 47 宮天狗といふこへにおどろきて 矢といふこへは鬼のから聲
- 48 見る目子としやうじられたのうれしさよ 神諸共に御座と参らす

- 49 木見さきとしやうじ……(以下前章と同じ)
- 50 鳴神としやうじ……(前と同じ)
- 51 御前にはしやうじんのしめは幾重引 七重も八重もかさねやよ引
- 52 水神のすみかはいつくかもがいけ めじろ柳がすみかねる者
- 53 氏神の今ぞお渡る七はまを あしけの駒にたづなよりかけ
- 54 神々の今ぞお渡る七はまを やうらがしほに七瀬の水
- 55 産神のこしめす時のさむしろは ふもとも見へてかすみとまる
- 56 神々のこしめす時のみるかけは ふもとも見へてかすみとまる
- 57 千早振神の社にそよぎ居て
- 58 千早振神のみことのむかしより かわらぬ御代は神がきの内
- 59 宮まわりにたれ親しやうじる信濃なる なん子の森のしやうの若ひを
- 60 宮廻りにたれ親しやうじる尾張なる あつたの宮のねきをしやうしる
- 61 つちのとを荒目に明けて拜むれば 氏子を繁昌神をさかゆる 三度
右

天保四歲癸巳正月上旬

信胤書

附記 せんみやう(宣命)御ち神歌は、神下しの際に詠はれるもので、太鼓(樂)筋鈴の拍子で、神前に於て行はれたのである。尙本歌詞は新野の後藤兵衛氏の好意に據り録て次第書の儘採録せるものである。

田峯田樂役割帳

一 式 <small>式</small> 人	二人扶持	日光寺
一 福 宜	上下二人扶持	甚太夫 惣太夫
一 おきな <small>の舞</small>	一人扶持	同
一 獅子	一人扶持	同
一 駒	一人扶持	同
一 羽織	二人扶持	太郎太夫 沖重
一 よなどう	上下二人扶持	同
一 じんぐわ	一人扶持	同
一 鳥追ひ	二人扶持	市兵衛分 九郎兵衛 又五郎 興左衛門 彌兵衛 喜十 一人分
一 市の巫女	一人扶持	同人分 惣五郎兵衛 善右衛門 善三郎 善四郎 善八人
一 庵 <small>(せい)</small> 拂	二人扶持	五郎松分 牛次郎 太郎太夫分 冲重
一 笛	同	五助分 嘉十 又四郎 伊兵衛

各種の記録

一 四 天 田 壹人扶持 久五郎分 甚太夫
 一 同 取 畑 清吉分 喜十又五郎
 一 同 竹 島 市兵衛(與十郎兵衛 竹しま
 一 小 田 樂 權助 直平分 八
 一 同 南 おどり 佐久衛門 佐右衛門
 一 同 太 鼓 竹 伊兵衛 喜倉七人
 一 同 經 本 地 七左衛門 黒倉七人
 一 同 池 九 祖 左衛門之分 七左衛門 平四郎分
 一 同 竹 の 下 九助分 惣兵衛 定藏
 一 同 本 地 彦九分 五右衛門
 一 同 日 影 地 市郎右衛門分 吉三 七藏郎
 一 同 程 野 吉兵衛
 一 同 同 所 市右衛門分 吉之助 利助
 一 同 右 一 田 ば 長助分 又平三郎 七郎
 一 同 小 田 樂ん 源助分 又平三郎 七郎
 一 白 馬 竹 島

一 籠り四人持 程野 野野
 一 ちうはん持 程野 野野
 一 汁 持 南 中
 一 加用二人 惣地 下
 一 歩 行 一人 惣地 下
 一 庄 屋 上下 二人扶持 二人
 一 親 種 市兵衛 太郎太夫
 一 参 宮 米 太郎太夫
 一 舞 臺 太郎太夫 重
 一 人數合而 四十二人
 一 四 人 四天殿
 一 六 人 びんさゝら
 一 四 人 太鼓
 一 大役衆へ扶持方米三合ツ、酒肴二盃ツ、親掩ナリ

右帳面依令破損文意不見取名主組頭中以吟味前々ノ通儀ニ寫置者也

寶永七年寅正月十七日

各種の記録

庄屋源藏

- 12 かの世界をこんりうし玉ふ
- 13 東西南北すいじやうしたもわきまへがたし
- 14 其時かの玉のあたりより少し風吹き出る
- 15 おりふし五色のくも出る。かのくも雨となりて
- 16 ふり下る事しやじこの如く風吹き立て
- 17 其時くわんりん出て。天へ登る事かぎりなし
- 18 雨風水をやきかたむる事はこんりんとなりて
- 19 こんりんの光つらなりて大地と成。その時日月正の神と申
- 20 しかりといへ共日月しやうしゆく現れ玉はすして
- 21 みやう／＼として暗きことじやのことく
- 22 さる時天上にいたつて其せつほうをとりて
- 23 此世界にいたり日月とわかりて正しゆくとならせ玉え
- 24 天地を照し玉へ。其時うてう天より
- 25 じゆきのかむりをめされて
- 26 左の御手には火の玉を持玉えて御足には小金の脊をはき
- 27 右の御手には水の玉を持玉えて。御名をばいくばと申
- 28 其いくば口にはなんそうをふくませ玉え

- 29 東方を枕として西をあととして伏玉ふ
- 30 頭には本のかむりを召玉え
- 31 其時東方をば甲乙の方と申
- 32 左の御手には火玉を持玉ふによつて
- 33 南方をば丙丁の方と申。御足には金の脊を召し玉ふ
- 34 よつて西方をば庚辛の方と申奉
- 35 右の御手には水の玉を持玉ふよつて
- 36 北方をば壬癸の方と名づけ玉ふ
- 37 左の御手に日光尊右の御手に月光尊なり玉ふ
- 38 是を以て中央戊巳の方となづく
- 39 其御身には大こつ小こ有是を以て
- 40 一年を十二月とする日の三百六十日と定め
- 41 ふくいきを以てくもきりかすみ風と成
- 42 御身の毛を以てひじやう草木とする
- 43 はその内より千葉の蓮華開き出る
- 44 蓮華は散りて世界は國土と成
- 45 一百億しゆみ百億ぼんでん百億ていさん

- 46 百億大小諸神三十三天みなことくくしゆ生する所也
- 47 しかるにしゆみせんとゆうはかいていに人事は八萬由旬也
- 48 惣じて十六萬由旬の山也
- 49 上の四萬由旬はしゆみ蝕のぼん也
- 50 ふくかしらをして天王の宮となづく
- 51 日月しやうしゆくはこゝに住玉ふ
- 52 其時日輪大なることは五十一由旬
- 53 月輪の大なる事は五十由旬也
- 54 大なる星が七百正なり。中ごろの星五百しやう也
- 55 小の星が百二十丈なり
- 56 又しやう天より上は四百由旬也
- 57 是をとより天と名づく是を三十三天といへり
- 58 四方をのく八しやう。かしこのたい尺天王
- 59 住所にきけんじやうを神にてしゆをの本をのぞかんと欲す
- 60 此上に正あり一つ二つくうむ
- 61 べつして二つにはしきべつによ
- 62 三つにはむしようしよ四つにはひそう天といへり

- 63 此上に六天有三天とそつ天けらく天
- 64 たけ天やくへんげ天たちじさい天
- 65 是を六天といへり合て十七天となづく
- 66 まづ一のせよつて十八天といへり
- 67 それしゆみせんをしいしゆといふは
- 68 しゆみせんより東方をばとう上國となづく
- 69 人の面は半月のごとくすみやうは二百五十歳也
- 70 さいしゆの人の面は満月のごとし
- 71 壽命は五百歳也北州の人の面は四角にて
- 72 壽命は一千歳也須彌山より南方をば
- 73 なんをんぶしうとよあし原國となづけ
- 74 人の面は菩薩のかたちになるといへ共
- 75 壽命はさたまらす是をしたへししゆといへり
- 76 しかればすなはちしゆみせん一日月を以て
- 77 一世界とせり此一世界を一にして
- 78 其數一千有を正せん世界となづくる
- 79 正せん世界を一つしてその數千有を

- 80 長せん世界となづく。長せん世界を一にして
- 81 其數一千有を大千世界となづく
- 82 大千世界を一にしてそのかぞ一千有を三千世界となつく
- 83 その中に十六大國五百中國なちたてく
- 84 無量のぞくさん國あり。中にもとうど天竺
- 85 日本國とてまづ三つの國あり
- 86 その時天の高きことは三十七萬八千由旬餘り
- 87 地あつきことは五萬九千四十九里なり
- 88 唐土の廣き事は東より西へ四萬八千里
- 89 北より南へ七萬八千里日本わが朝は
- 90 東より西へ三千八里北より南に五百廿里なり
- 91 その中に郡の數八千八郡村の數一萬をく八千八村也
- 92 一つ男の數三十九億九萬四千百廿一人也
- 93 女の數五十九億九萬四千百廿一人也
- 94 其時未中の方より黃なる王子一人出來り玉ふ
- 95 御名を名附てばんごん大王と申奉
- 96 丑寅の方よりあかき女一人出來玉ふ

- 97 御名を名附けてちさいぶく女と申
- 98 三の命はさうぎとしてふさいとならせ玉え
- 99 此國のぬしとなつて一さいごこくいろくのつくりもの
- 100 まつたけはじめとしてさまさまさう木にいたる迄はじめおき玉ふ
- 101 こゝにいんやうの道を和合し玉ふによつて
- 102 四人の王子をまうけ玉ふ
- 103 太郎の王子は木神と名附て
- 104 東方甲乙の國をゆづり玉ふ
- 105 二郎の王子は火神と名附て
- 106 南方丙丁の國をゆづり玉ふ
- 107 三郎の王子は金神と名附て
- 108 西方庚辛の國をゆづり玉ふ
- 109 四郎の王子は水神と名附て
- 110 北方壬癸の國をゆづり玉ふ
- 111 かくて四方のこくどをば四人の王子たちにゆづりおき玉ふ
- 112 父ばんごん大王は此國その國す生をトせんが爲に
- 113 かりにしやうじの道に入玉ふ

114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130

その時きさきの姫宮くわいにんとならせ玉ふ
 七月と中には父大王かくれさせ玉ふ
 其後御足にはばんじやくをふみ
 御手には劍をみぎりて生させ玉ふ
 とり上げおがみ奉れば姫宮にてまします
 御名を名附て五郎の姫宮と申
 その後姫宮せいじんならせ玉えて
 母ばんもつ女に参りとひ玉ふ
 兄四人の王神達は春夏秋冬四せつにかはりしよじ玉ふが
 なせにわれ等には少ぶんのちぎやうもなし
 父大王の御子にてはなくとの玉ふ
 その時母ばんもつ女こたへて曰く
 なんじも大王の御子にをいてはうたがひなし
 しかりといえども是自たいないにやどりし時
 父大王かくれさせ玉ふ時によつて少分の所もなし
 是より東の國有。名をばひきをうと申所に
 黒金の門有開き行ば赤金の門あり

131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147

開き行ば白金の門あり開き行ば小金の門あり
 その内に三じゆのじゆんぼうとて三ツの寶あり
 一にしんじの玉二ツにははうけん三ツにはなんしどころと申鏡
 かの鏡は三千大千世界を一目に見んとおもふもかの鏡のまゝなり
 一ツにしんじの玉といふは
 海を山にせん共山をうみにせん共かの玉のまゝなり
 一ツにほうけんといふは一寸ぬけば一萬里の内
 大海に水無四海のなみと成る
 二寸にぬけば二萬里の内かれきに花さく
 三寸ぬけば三萬里の内をほろぼす
 四寸ぬけば四萬里の内をあくまを祓ふ
 三尺六寸ぬけば國土ぶにうの劍也
 その時五郎の姫宮悦びなし玉えて
 いきりよしやにのりうつり
 三じゆのじゆんぼうを御身をはなさず持玉えて
 王神達に向てとひ玉ふ也ば
 兄四人の王神達は四方の國土をしよじ玉ふが

164 163 162 161 160 159 158 157 156 155 154 153 152 151 150 149 148

なぜにみずからには少分の所もなしとの玉えは
 兄四人の王神達はをの／＼答へて曰く
 なんじもやうじにてもあらず父大王の御子にてもあらず
 さるによつて少分の所もなしとの玉えは
 その時姫宮大きにいきり玉えて
 天なくて雨ふらず地無して草木をす
 父なくしてたねあらず母無して生ずる事なし
 其時をの／＼手を合て少分のけんじその國をりよすべしとて
 本宮へかへり其時王神達も大きにをどろき玉ひ
 太郎の王神はほつしんもんに向て
 大ゑん京のはるのかすみ草木とす糸にたなびき
 青き幡九本差上てあんのくた
 三百三ぼだいの青きよろひにかぶとを召し
 とうじんの弓にだんばらみつの矢をはめ
 九萬九千のくんびやうをひくして
 同色龍の雲スガにのり日月正しゆくも寅卯の方より出てかじやくとの玉えは
 そうりんもんの守護し玉ふ

181 180 179 178 177 176 175 174 173 172 171 170 169 168 167 166 165

二郎の王子はすぎやう門に向てひやうどやう正となづく
 天びやうち中ふんめつの赤き幡にて差上
 せしやうしゆしやうのもんぜんほうい
 けんぜあんをん赤きかぶとを召し
 大じ大悲のほこをさゝけて
 七萬七千のけんぞくをぐそくして
 同く赤龍にのりて己午の方より出て
 しんじんのもとむるとの玉えは
 火りんもんの守護し玉ふ所
 三郎の王子はほだいふうもんに向て
 明くわんざつちのせんほうり
 兵の秋の月はもうそうふめつのくもきりかくるゝといへ共
 しんによほんかくのかぜふき立て
 じやけんのくもを祓兵どう正じのみやうりあいたをあらず
 白き幡八本差上て正もんむりやう
 によかうがしやさんみよろくつう。白きよろひかぶとに
 はんにやはらみつどうの劍をさゝげ

182 八萬八千のけんぞくをぐそくして
 183 同く白龍につて申酉の方より出て
 184 ぼたい門の守護玉ふ
 185 四郎の王神はねはん門に向つて
 186 御できかいさん正さつちの冬吹
 187 水どうもんよりふるといへり
 188 かんろめつ上ほんのうにきゑて
 189 一心京かいの瀧にとげて
 190 まことに上ふめつのしんか成り
 191 黒き幡六本差上てこんこう三まいの黒きよろひに
 192 む明こくがうのかぶとを召し
 193 にやくまにやくしん悪まによとう
 194 黒まん國のけんぞくをぐそくして
 195 同く黒龍につて亥子の方より出て水とう門の守護し玉ふ
 196 五郎の姫宮は八萬じんのもんをとじ
 197 八萬り正の門をひらき
 198 ほつかいたいしやうちのこんぼんぼんのふ

199 そく正ぼだい正しゆくねはん
 200 りえんのす生をぐそくして
 201 とくどうしやうしゆ。是を同く黄成幡五本差上て
 202 黄成よろひにかぶとを召し
 203 けんほこりんごこ三ことつこを持ち玉えて
 204 天地をひびかせ玉えて
 205 左の御手を上てまねかせ玉えは
 206 北斗しつしやう廿八しゆくあくしやう悪神
 207 悪魔とうをぐそくして天下り玉ふ
 208 右の御手を下げてちりんまねかせ玉えは
 209 けん良地神始め奉れば
 210 地の三十六鬼神八かいりう神王
 211 十方の人のけんそくをぐそくして
 212 姫宮の守護し玉ふ。同く黄龍につて本宮を出玉ふ
 213 さればしゆみ仙の丑寅より
 214 東え流れる川をばやう徳河と名附く
 215 辰己より南えながれる川をば龍そう河と名附く

216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232

未申より西えながれる川をば天の川と名附く
 戌亥より北えながれる川をばこんがん川と名附く
 かのこんがん河の水上兵ぶがうら
 小金がをかにうちよりみ玉えは
 五人の王神たちが七日七夜せめたたかひたもう事かぎりなし
 天地しんどうしてこがん川の水五色にへんじて
 ながることかぎりなし
 ぼんでんたいしやく大ききをどろき玉えて
 もんぜんはかせを召てとひ玉ふ
 もんぜんのたまはくはせは
 これは三界の地の主ばんごん大王の五人の王神達
 父の御しゆりやうのあらそひ
 これ水上にてかつせんびやうじやうをなし玉ふ
 かるがうえに太郎の王子のぐんびやうの血は青し
 二郎王子のぐんびやうの血はあかし
 三郎王子のぐんびやうの血は白し
 四郎の王子のぐんびやうの血はくろし

233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249

五郎の姫宮のぐんびやうの血はきいなり
 かるがうえに青黄赤白黒をあらそいながるゝとの玉ふ
 其時ぼんでんたいしやく大ききをどろき玉えて
 いそぎしづめよとの玉えは
 其時もんぜんはかせは頭には黄成かんむりを召
 御足には小金のくつを召玉えて
 こんがん河の水上小金がをかにうちより見玉えは
 五人の王神達せめたゝかえ玉ふ事かぎりなし
 其時もんぜんはかせのたまわくは
 われはぼんでんたいしやくより御つかひ参る
 われは是十二月の王よりいくばもんぜんはかせ
 ばんごん大王を始め奉いのりを申ものなれば
 しばらくいくさを止てもんぜんはかせの申ときゝ玉えとの玉えは
 其時五人の王子達もめんゝにいくさを止てきゝ玉ふ
 もんぜんはかせはのたまはく
 そればんもつた小少のはわとせり
 ばんご大王のまうくる所の王子も子にて子にあらす

各種の記録

266 265 264 263 262 261 260 259 258 257 256 255 254 253 252 251 250

りんちうらんちう一かうちうとて
 みなこれごちしゆ生なり
 萬物女ちつちんことしてあらはるゝものなり
 ばんご大王のゆづるところも
 みな是をくうして一なきところを向て
 なにことをあらそい玉ふべき
 しよせんもんぜんはかせのをしへにしたがうべし
 春夏秋冬のしたいししゆはしゆみ仙の形
 青黄赤白黒はわれらが五たいにく
 是するけんひせいしんにこれごいんなり
 四方の國土をも五人の玉神達わけ奉べしとの玉ふ
 玉神達もきこしめしてともかくもとの玉えは
 もんぜんはかせ大きに悦玉えのたまはく
 太郎の玉神は春三月九十日をしよち玉えて
 つかさは青帝青龍王とあらはれ玉えて
 東方甲乙寅卯方七十二日を領持玉え
 十八日をのこさせ玉えて

283 282 281 280 279 278 277 276 275 274 273 272 271 270 269 268 267

春の土用と名附け玉え本宮へかへり玉え
 二郎の玉神夏三月九十日を領持玉えて
 司たかしは赤帝赤龍王とあらはれ玉えて
 南方丙丁巳午の方七十二日領持玉え
 十八日をのこさせ玉えて
 夏の土用と名附奉本宮へかへり玉え
 三郎玉神は秋三月九十日を領持玉えて
 つかさは白帝白龍王とあらはれ玉えて
 西方庚辛申酉の方七十二日を領持玉えて
 十八日をのこさせ玉えて
 秋の土用と名附奉本宮へかへり玉え
 四郎の玉神は冬三月九十日を領持玉えて
 つかさは黒帝黒龍王と名附奉
 北方壬癸亥子の方七十二日を領持玉えて
 十八日をのこさせ玉えて
 冬の土用と名附奉本宮へかへり玉え
 かくのごとく四きにのこる四土用を取合てみれば

各種の記録

これも七十二日にあたるなり

これを五郎の姫宮へ名附奉

つかさは黄帝きん黄龍王とあらはれ奉本宮にかへり玉え

一年に六度の八せんは母ばんもつ女に奉べしとのたまえば

その時姫をうせんけるは

我等には七十二日の日數をりやうすることなしといへ共

皆月末成一月としてりやうすることなしとの玉えば

その時もんぜんはかせのたまわくは

それ月の大小によつてめつ日もつ日ありて

日の數たらぬによつて三年に一度の閏月を取出し

之を五郎の姫宮にあたえ奉べしとの玉えば

その時五人の王子達は悦玉えて

天上の七ツの寶をとりて

もんぜんはかせにあたえよとの玉へば

その時もんぜんはかせはのたまはく

七ツの寶をくるこはよろこびにあらず

そも／＼末世のしゆ生は速をくさとり少し

330 299 298 297 296 295 294 293 292 291 290 289 288 287 286 285 284

かるがうえに大土公神のたゞりをなし玉ふ共

もんぜんはかせの子孫にをいては末世のたゞりをなさず

もんぜんはかせの子孫に是をゆるし玉えとのたまへば

王神達もをの／＼よろこび玉えて

もんぜんはかせのをしえにしたがい

われら兄弟和合してしさいなきうえは

たといどうとうをつくりゐをほり産屋を立産血をながし

もんを立田畑を造りしま山をくづし川をせき

いろ／＼田畑にあたり候共

大土公神のけだいとゆふ共

もんぜんはかせの子孫においては

末世のたゞりをなさすとの玉えば

もんぜんはかせ大きによろこび玉え

かくて王神達も御子もうけ玉ふ

太郎の王子の御子は十人をはします

甲乙丙丁戊己庚辛壬癸是成

二郎の王子は十二人まします

317 316 315 314 313 312 311 310 309 308 307 306 305 304 303 302 301

318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334

子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥とて是成
 三郎の王子の御子は十二人をはします
 とつ。たつ。のぞく。みつ。平。定。とる。あやぶ
 やぶる。なる。をさむ。ひらく是なり
 四郎の王神の御子は九人まします
 一 正 三 四 五 六 七 八 九
 五郎の姫宮の御子は七十五人まします
 歳京。歳ばん。歳せつ。王ばん。兵び。天火。地火
 八ぶろ。らせつ。をうもう。たしひつ。じやきやうとうの全神
 月のこんじん。日のこんじん。ときのかんじん
 天もう。しちやう。ひろく。さんせつ。年の下じき
 月の下じき。日の下じき。ときの下食
 たいくは。ろうじやく。めつもん。とがじん
 なすがみ。うんこう。しゆ火。火ほつ。天か
 めつ目。ほろぶ目。天す目。地す目。きやうろう目
 やすい目。長だん目。龍く目。しつてう目。黒目。六じや目
 皆是とうのぶるいけんぞく

335 336

九億四萬三千四百九十神
 とうしのうじゆをどろかし奉と申

是より寶づくし

337

太郎の王子へ引出物に取ては
 牛が千疋どう千疋ぞうが千疋同千疋

かのかが千まいには鳥千ば

やうをうとんどうこんりひき

あじやらしかは三千なんぞと申も

御寶と引むかいてかぞいまむらせ候

是が五方となへべし

338

とうどの國の寶物に取ては

しんたつはりふくとうあかきみんすらうんすら

くわらんの木千むろ千まき

鹿のふるさけと平ちなんぞと申も

御寶と引迎てかぞへ參せ候

天笠の寶物に取てはくもにかすみかりがね

どのこし三萬ぐわんなんぞと申も

各種の記録

340

御寶とかぞへ参せ候

神達かみたちの寶物たからものに取ては

大成樂たいせつがくを打やならして。小成笛せうせいふえを吹ならいて
やつめの鈴かねを振ふるやならして

七日七夜の千代の御神樂舞みかどのかみのかみあすぶなんぞと申も

御寶みたまとひきむかへて數へて参せ候

311

佛達ほとけたちの寶物たからものに取てはかいことひこと

とつこころと花立はなたちなんぞと申も

342

御寶みたまと引迎むかひてかぞへ参せ候

鬼島おにじまの寶物たからものに取ては差杖さしぼうに引杖ひきぼう

かくれみのかくれ笠かさをんめこんぶくろ

うちでのこづちこづちなんぞと申も

343

御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

島國しまくにの寶物たからものに取てはあやをりものが千反

にしきのをりものが千反せんはんからをりものが千反

344

龍宮りゅうぐうじやうどの寶物たからものに取ては

345

うきぐつが千そく。しづみぐつが千ぞく

あをびのかひが千ぞく。のどわきびきことはい立

なんぞと申も御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

京きやうの町まちに立ては一丈がいとまき二丈が染物

三じよがさやまき四丈がしらきぬ五丈もろまき

六丈が長者ちやうじやうの丸まるをり。じやこのへそなんぞと申も

御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

346

京きやうの數かずに取ては大はんにやが六百くわん

ほけきやうが八のまき。あんあんのんきやうすんのんきやう

まのんきやう。あすらくすら九千八百なんぞと申も

御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

347

侍さむらいの寶物たからものに取ては造がたなが千ふり

白しろく刀やいば千ふり。あさ日の太刀たがひが千ふり

なんぞと申も御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

348

弓ゆみに取ては白木しろきの弓ゆみが千丁。しげどう弓しげどうゆみが千丁

とうどくまきどうの弓ゆみが三千丁。なぞんと申も

御寶みたまと引迎むかひてかぞへて参せ候

349

羽敷に取てはかぶとが千花。よろひが千花のどわきびきことはい立なんぞと申も

350

御寶と引迎へかぞへて參せ候

351

山の寶に取ては木王が三十三ひろ。竹の王が十三ひろなんぞと申も御寶とかぞへて參せ候

352

直下山の寶に取ては梅木の一寸えが元口で三尺二寸なんぞと申も御寶とかぞへ參せ候

353

直下山の寶にとりてはぐそ藤の一年すゑが根を七ツ洞七ツ十四の山をはいこいたる

354

たぐりよせて見玉えば。牛に七駄かくまなんぞと申も御寶とかぞへて參せ候

355

つばくらのけしやう羽。すゑめのふくれ羽鳩の火打羽。をし鳥のをもひ羽。がんのまくば

356

熊たかの風切羽。わしの石打羽。こうぬ霜ふり羽山鳥の三丈羽。からすのぬれ羽。には鳥のよろひ羽

357

なんぞと申も御寶と數へ參せ候かのみ内の寶ものに取ては

355

八尺のかけ帯。五尺のやつ花形のからのかがみ櫛針かうがい。たとうがみなんぞと申も

356

かのみ内の寶物に取ては七疋の牛馬。小金のくつわを差やはめてはかのみ内へ正立なんぞと申も

357

御寶に引迎へてかぞへて參せ候かのみ内の寶ものに取ては新鍬が千丁。古鍬が千丁。大豆の米が千石五穀の米が千石とよ日本とうどくもをかみに大土公神の御前へかぞへ參せ候其後日おていかんとなれば信心のけだいにをいてははらふべき物には天地のふじやう内げのあくまを祓出火とうぞくのなんを祓七里の外へしりぞき玉えて壽命長をんゑいぐわゑいやうをたもつ事無病そくさい成ことはきばめんじやくのごとく牛馬けんぞくあつまることはろうぎのごとし

ことに子孫繁昌足手のつまづきなく
夜のおどろきなくひるのさはぎなく
守護令玉へとつゝしんでつゝしんでうやまつて申
三寶荒神之呪二十一返

附記 本詞章は、豊根村古真立の禰宜屋敷数論本右一節方に保存されたもので、半紙綴り本文三十一枚あり、片假名平假名の混り書であるが、片假名平假名に據つて別に意味があるとも考へられぬので、便宜上平假名に書改めた。尚その他の用字に於ても、所々無理なものがあるが、總て原本の儘とした。唯同一の意義を各種に書現はしたものは、一種又は二種に整理を思はぬではなかつたが、脇線を附し句點を施した他は一切手を加へぬ事とした。尙末尾に左の記載がある。

清 七 拜 書

大土公祭 ヘイソクノカゾ
中土公祭 同
小土公祭 同

三百六拾本
三拾六本
拾六本

大土公神祭文

1 謹んで請ふ東方に青髯龍王大土公神

2 部類眷屬來臨影向守護せしめ玉え

(以下南方赤髯龍王西方白髯龍王北方黑髯龍王中央黃髯龍王を唱ふ)

3 夫れ昔天も無く地も無く四方草木もなく海河の如く在時に

4 丑寅の方より王子一人御誕生玉ふ

5 御名者番古大王と申奉る

6 又未申の方より女髯一人御出生成玉ふ

7 御名をば福才女と申

8 如是夫婦のかたらいをなし

9 平に大はつ大川の池水すみてにござるふぜいして

10 早くも御懐妊の御ひぼ定期玉ふ

11 七月の煩い九月のくろしみ十月半と申時には

12 鳥三子鳥はみ□□のごとくなるものを御誕生なり玉え

13 三つにわれたまいて一つ者は天にあがり玉ふ

14 半分は大地にひろがり玉え。又四方の衆生となり玉ふ

15 そのうち四人の王子もうけたまうとき

16 四方の寶をゆづらせ玉ふ

17 其上に母福才女御懐妊あつて

- 18 七月半と申時父の番古大王の命
- 19 長き事八萬四千餘歳をもちたまふ
- 20 日本衆生を守らんために須彌のはんぶくに
- 21 東をかしらとし西をあとしさだめ玉え
- 22 御かうべに着したる木の冠りのぬぎ^{ぬぎ}□
- 23 東方甲乙の方と定^ま□左の御手に持たまふ
- 24 火の玉のをちたる處は南方丙丁の方と定め玉ふ
- 25 御足にはき玉ふ金の脊のぬき處は
- 26 西方庚辛の方と定めたまふ
- 27 右の御手に持たまふ水の玉の落處は
- 28 北方の壬癸の方と定め玉ふ
- 29 御身にめしたる土井の衣のぬぎ處は
- 30 中央戊巳の方とさだめ玉え
- 31 靜かに五方をしるし玉ふ
- 32 番古大王の左の御目が日と現じ
- 33 右の御目が月と現じ無言非言のるいしやう
- 34 をうじや六じやしと王と□^まなり玉え

- 35 さうじて御^み□毛の數は萬々九千百七拾よすじなるを以て
- 36 天じくの星のかす我朝の人間のかすとしるし玉ふ
- 37 然るに母福才女は早くも御懷妊のひばをとき玉ふ
- 38 取あけて拜み奉れば五郎の姫宮にてまします
- 39 五番めの御子にてをはします
- 40 七才の春の比立。抑無天雨ふらす
- 41 無地して草木なし。父なくしてたねなし
- 42 母無して生れずと承候とき
- 43 番古大王と申天王一人をはします
- 44 日本しゆ生の方便のために是の玉へ
- 45 みだい文子の王子ゆづりのしよむ處がなきかと
- 46 たづねたまえとの玉えば
- 47 ま□にゆづりがさぶらうとて
- 48 かんしゆにまんしゆに如意寶珠銚つるぎを取揃て
- 49 姫宮に奉るとの玉えば。姫宮大きにいかりをなし
- 50 自らがゆづりの處^{ところ}所が無ならば
- 51 四人のしよりやうを分じ玉えてたび玉えとの玉えば

- 52 御臺四人の王子達を請じ玉ふ
- 53 其時四人王子達母御臺の前に参玉えば
- 54 御臺御らんあつて四人の王子達を是迄請じ申事
- 55 五郎の姫宮に自らにしよりやうを分じてたび給えとの玉々ば
- 56 四人の王子達の中に四郎の王子すゝみ出での玉ふ
- 57 代は末世になるとも姫宮に□諸事ゆづるまじやとの玉えて
- 58 方々え立のかせ玉ふ
- 59 姫宮大きにいかりをなしそぎかつせんをいたし
- 60 四人の所領を打取つてしよむせむとたくみ玉ふ
- 61 五郎の姫宮の御色が五色にましませば
- 62 五色なるよろい甲を召し
- 63 五色なるきんせんかいの幡を打たて
- 64 五色なる龍に召し八萬四千六百五拾餘神の勢をたなびき
- 65 けいひが森の麓に大木一本さふらいしが
- 66 此木の名をば白千だんの木と申
- 67 此木に幡打立たまいてけいへい城に籠り玉ふ
- 68 四人の王子達の中にも三郎の王子すゝみ出での玉ふは

- 69 五郎の姫宮だにも我等四人の王子達の
- 70 所領を打とつてしよむせむとたくみ玉ふ
- 71 いそぎうちたまいて姫宮をせめ玉え
- 72 先太郎王子の御色が青くましませば
- 73 青きよろい甲を召しあをき幡をさし
- 74 青龍にめし一萬餘騎の勢をたなびき
- 75 ごうがせんの水上けいへい城の東方をせめ玉え
- 76 次郎の王子の御色が赤くましませば
- 77 赤きよろい甲をめし赤き幡をさし
- 78 赤龍にめし二萬餘騎の勢をたなびき
- 79 けいへい城の南方をせめ玉え
- 80 三郎の王子の御色が白くましませば
- 81 白きよろい甲をめし白幡をさし
- 82 白き龍にめし三萬餘騎の勢をたなびき
- 83 けいへい城の西の方をせめ玉え
- 84 四郎の王子の御色が黒くましませば
- 85 黒きよろい甲をめし黒き幡をさし

86 黒龍にめし四萬餘騎の勢をたなびき
 87 けいへい城の北の方を攻め玉え
 88 各々方角を領したまいて願々に攻め玉えども
 89 姫宮の御勢も八萬四千の神達なれば
 90 御身には神通方便のものゝぐを召し
 91 あるいは三昧さうじの弓を持
 92 五百だらにの矢數をそろへ
 93 實相般若の絃をかけ十二大願の太刀劍を抜持て
 94 方々へ切て合戦をめされ玉えば
 95 四人の王子達にあまたの御勢つき玉い
 96 流るゝ血をばごうがはにてあらいながし玉ふ
 97 抑ごうがはと申は深さは八萬由旬
 98 ひろさは十萬由旬の川
 99 にはかに五色にへんじてながれける
 100 かの國に帝王一人まします
 101 御名をば上くわん大王と申奉る
 102 彼ごうが川の水色に大ききをどろき玉いて

119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103

文選を請じ玉ふ文ぜん上くわん大王の御前にまわり
 つゝしんでまします大王御らんありて
 是まで請ずること別の仔細にてさふらはす
 恒河川の水俄に五色にへんじて流れ
 又山のほとりに五色の雲かり玉ふ
 これは天下のさわぎか四方の衆生の身の上か
 占ひ玉えとのたまえば文ぜんは承りて
 上くわんと申ざつしよに今の曆を取そへて
 大算もつてうらない玉えば
 是は天下のさわぎにてもさふらはす
 四方の衆生の身の上にもさふらはす
 夫昔は地神□鬼神六用神自用神と申
 四人の王子もうけし時四方の寶をゆづらせ玉ふが
 其後姫宮一人御誕生なり玉え
 この姫宮の所領あらそひ玉ふ水色と占ひ玉えば
 其時てい玉きこしめし。よきやうにはからひ玉えとのたまえば
 承つて飛行自在の車に乗り

各種の記録

120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136

恒河川のみな上けいへい城にとびあがつて
 大音あけてよばはり玉ふ
 これは天竺だんどく山の麓にまします
 釋尊の御弟子に文ぜんと申者なりとの玉えは
 四人の王子達銀をさやにさし玉えは
 姫宮もこたえ辱らんとて其時五人の王子達銀をさやにさし
 東西をしづめ玉ふ。やがて所領をふんじて
 五人の王子達に奉る
 第一に太郎の王子の御色が青くましますば
 東方に國ありかの國をば甲乙の國と申
 彼國に十光萬八千里のうちに二ツのけだものあり
 寅卯と申木の王となつて
 春三月九十日は申せども七十二日を領し
 十八日をのこし土用と定め玉ふ
 次郎の王子の御色が赤くましますば
 南方に國あり彼國をば丙丁の國と申す
 彼國に十光萬八千里の内又二ツのけだものあり

137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153

己午と申火王となつて
 夏三月九十日は申せども七十二日を領し
 十八日をのこし土用と定め玉ふ
 三郎の王子の御色が白くましますば
 西方に國ありかの國をば庚辛の國と申
 彼國に十光萬八千里の内又二ツのけだものあり
 申酉と申金の王となつて
 秋三月九十日は申せども七十二日を領し
 十八日をのこし土用と定め玉ふ
 四郎の王子の御色が黒くましますば
 北方に國ありかの國をば壬癸の國と申
 彼國に十光萬八千里の内又二ツのけだものあり
 亥子と申水の王となつて
 冬三月九十日は申せども七十二日を領し
 十八日をのこし土用とさだめ玉ふとの玉えは
 姫宮大きにいかりをなし四人の王子達は
 四季の方を領じ玉ふが自一人は

各種の記録

170 169 168 167 166 165 164 163 162 161 160 159 158 157 156 155 154

いづれの處をかしよむせむとたくみけきりんをなし玉えば
 文ぜんは善哉なり善哉なり
 姫宮の御色が五色にましませば
 中央に國あり彼國をば戊巳の郡り
 丑未辰戌のみやこと申す
 土公神となつて春土用十八日夏土用十八日
 秋土用十八日冬の土用十八日
 四土用を合せて七十二日を領じ玉えとの玉えば
 姫宮大きにいかりをなし四人の王子達は
 定る月日をもち玉ふが
 自一人は定る月日をもち玉はずとの玉えば
 文ぜんは安き事にて候とて
 三年に一度の閏月と申を作り出して姫宮に奉る
 なをも不足にをほしめされば
 年の末には小寒大寒とて寒も三十日姫宮に奉る
 年内二季彼岸天上十六日
 一年の内に五度これは父の番古大王に奉る

187 186 185 184 183 182 181 180 179 178 177 176 175 174 173 172 171

六八せん十二月をつくり出して
 一年の内に六度母福才女に奉る
 姫宮なを不足なりやとの玉えば安きことにて候とて
 四ツの悪目を天火地火火ろうしやく
 滅門日八風きり五む月十死定業金神
 七せつ其日のくま玉神までつくりだして
 五郎の姫宮に奉る。彼之かん合いたせば
 一年の内に三百五十四ヶ日とは申とも
 姫宮一人の所領は四人の所領よりもすぎ申候との玉えば
 姫宮大きに御よろこびあつて
 さては自が一人の所領は四人の所領よりもすぎ申かとの玉えて
 只今の御ほうびに文ぜん何をか奉らんと玉えば
 文ぜんこたえていはく
 只今の御ほうびには千萬のたからもの
 ゑんぶだんごん金錢ぶりやうもほしからず
 太刀劔あやしき千萬の寶物
 舟車に積んでもほしからず夫を何と申に

188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204

日本衆生はみなこれ蘇民將來の子の文ぜんたり
 さればぐちの凡夫まよひ多くさとり少くして
 金神七せつ大將軍年の八□月の八□
 年の天火神月の天火神
 其日のさす神とが神くま玉神の方を不知して
 出てたてまじき處に家を立。白虎の眼を不知して
 馬屋を作りへつゐの神まします處を不知して
 もろやを立て土公神の御座す處を不知して
 産屋を作り井戸をほりかまをぬる故に
 家内をいて障害口舌在り
 皆是土公神のしよい也之をゆるし玉えとの玉えは
 西東北南四方へ壹丁五たんの地御ゆうめんあつて
 丑未辰戌をば土用の間月と定め玉はり玉ふゆへに
 末世に於て土公神の治め奉らんともがらには
 無病自在壽命長遠福貴萬福
 所願満足心にあかせて守護し奉る
 皆信心の大旦那小檀那の御前に於て

205 206 207 208 209 210 211 212 213 214

今月今日吉日を選びさだめて
 曜宿相應立命叶が時を以て
 只今大土公神の部類眷屬請じ奉る
 年が中の當年月が中の今日日の中の十二時
 只今が時佛開き治が時神には立命叶が時
 をみをふくみよろこびまします
 神をんらんの時を以て白たいの幣帛を捧げ
 百味の飲食を調へ且國たんにくのもりもの
 五種五令をそなへ銀のさんぐに金の米を以て
 勸請申治奉る再拜々々と謹敬白。散供上酒

附記 本詞章は、飯草村中設樂岡田溝一方に保有されたもので、一方古鎮立の同種のものと比較して一段形式が調つた點があるだけ、時代も新しいかと思はれる。處々の脱字は筆寫當時解釋出来なかつたものである。尙左の奥書がある。

寫本多樣之故書直し候然共合點のまゐらざる所は本のまゝにて書置也

元祿十三年辰十月吉日

十二尊祭禮翁物語之事

- 1 抑此翁と申は天竺國徳仙の山の麓で生給ふ
- 2 生所者小松原育所は花ヶ島六月土用中場の事なれば
- 3 何處でか生まんと玉ふ左りの脇に小麥柄三ばひき抱て
- 4 右りの脇に小麥柄三羽引抱
- 5 御座の上にはあやを敷あやの上にはにしきを敷
- 6 立白二ツ間ていがうこがうさんぶりどうと生れ給
- 7 あるものがよつてほめ様に扱もよひ子や
- 8 玉のよう成子かもあまたの玉中にも
- 9 正二月の味噌玉のよう成子
- 10 あたまを見れば大頭ひたいを見ればはちびたひ
- 11 目を見ればすつぽうまなこはなおみれば龍王ばな
- 12 くちを見ればわに口ぽうを見ればだりつぽう
- 13 みゝをみればほしなの耳首を見れば鳩首
- 14 かひなをみればきつちやうかいな
- 15 むねを見ればとうのむね腹を見れば大腹

- 16 せなを見ればのみせなかこしを見れば鱈こし
- 17 尻を見ればてんぼく尻もゝを見ればたりもゝ
- 18 すねを見ればとうのすね鐵べら足共ほめられて
- 19 其時翁が母が大きに腹を立とうと天竺
- 20 たんとく仙の山のしけ成る腹を達て
- 21 だんごになり餅に成りしやくし五料かひ
- 22 ほうとけしつぽほど成る腹をたつたまでよ。へんかに
- 23 扱もく大きなる腹をたつたものじや
- 24 翁曰 又さる者かよつてほめてほめなをしたまでよ
- 25 何とほめたものとほめた
- 26 扱も能い子や玉の様成子玉もあまたの玉有り
- 27 火取玉水取玉めやうり星の玉共ほめ給
- 28 其時翁が母大きに祝んで前ば二本にかね付て
- 29 白毛みすじにびんきやらつて
- 30 翁は國國所領の主にもあすからんかとの給
- 31 此翁と申はち子や若衆の事成れば
- 32 峰に立たる小松の王とも情くらべ申べく

- 33 三十三ひろある木の王とも情くらべ申べし
- 34 十三ひろ有る竹の王とも情くらべ申べし
- 35 峰七ツ谷七ツ拾四の山をはひ越たる
- 36 ふじの王とも情くらべ申べし
- 37 大江の水海が七度桑原と成八度大江の水海と成給を
- 38 一度にかぎらず二度にかぎらず
- 39 第三度迄見てきた久敷翁にて候
- 40 天竺清王ぼうのそのの桃は一千年で一度くき立
- 41 二千歳で一度花さき三千年で一度實が成り
- 42 つわり露來るをも手に取りたべいただいたる
- 43 此翁が事にて候是より久敷事は覺え不申候
- 44 扱もく久敷い者じや定めて打あげをしたであらう
- 45 はて扱御手前は夫迄聞ねばならぬか
- 46 おうく夫も聞ねばならぬ
- 47 扱も六敷いものに行合たそれもゆわでは成るまいか
- 48 そんならゆわすまでよ天竺にて
- 49 六十四五から十四五迄うちあわせぬ事なし

- 50 白方に杵方（杵）にかりかたにひつ付て
- 51 打かけ引かけ行ほとに都街へ打下り見れば
- 52 みめ能き女郎衆が水をくむだまでよ
- 53 なにとくむ白き桶白きひしやく白ももね黒い（清しめり）□□
- 54 此翁と申はち子や若衆事なれば
- 55 一つしゆのうたをもかけて見べしかと
- 56 よつつひねつつかけたまでよ
- 57 何とかけたものとかけた
- 58 うちくるなみもむくそ成るらんとかけた
- 59 都女郎衆事なればうたのへんかもさらになし
- 60 も一つしゆのうたをもかけて見へしかと
- 61 又よつつひねつつかけた。何とかけた物とかけた
- 62 ちつとせうやこじ。ふそ吹たやこじとかけたれば
- 63 うたのへんかおすつかと返し
- 64 やいそこな牛をひめそんな事をゆわよりも
- 65 月に六才牛の尻斗り打たけ
- 66 我も其時腹を立。持たるふちの事なれば

- 07 おつとりなおしびしやん／＼と打だゝいたれば
 08 大きなおどけうしなれば
 09 かつし／＼とおどり。ほうどままをふんくまし
 70 其あとを見てやれば。山のいもが四五六拾本斗りある
 71 扱こそしうと殿えのたるの物こそ見だひたれ
 72 あつちう向てもこぶうり。こちう向てもこぶうり
 73 ひつこぬき牛の中荷にてつしと置
 74 打かけ引かけ行ほとに
 75 しゆうと殿えつつかとき
 76 三日三夜とう留中。三さん九度のさか付をいただき
 77 酒に酔かべによりかゝり居て聞ば
 78 男の次郎太夫扱あにの太郎を近付て
 79 祝斗りで成るまいが返り樽には何をかせんとの給
 80 兄にの太郎者天竺あまづか酒を買下し
 81 永樂千貫ほどくるまに座敷なかばへ押出し
 82 夫おいたゝき牛にひつ附御禮を申罷歸り申た
 83 返り樽の口折に友達衆をよつづらよんだ程に／＼たほどに

- 84 大勢五六人みなひつよんで返り樽の口折たまでよ
 85 呑物にはしうて四拾はい呑ぬ者にははじつて八十はい
 86 目へつぎはなへ續けうふうとゆう程呑せた
 87 天竺あますか酒の事なれば酔程に／＼
 88 あつちう向てもよろ／＼こつちう向ても
 89 よろ／＼とする程酔たまでよ
 90 扱もきつい酔だ。打上げはしたもなれともまだ聞事が有
 91 翁言 なんだ聞事有るよ。そうそりや何事だ
 92 いや打上げたものだが鎌倉入を聞たひ
 93 なまくら入。いやなまくら入てはない
 94 かまくら入の事さう
 95 ふう鎌倉入の事か夫も聞にやならぬか
 96 おうそれも聞ねばならぬそ
 97 ても扱も六ヶ敷御手前が様成者には始めて出合つた
 98 我も其元様成珍敷者に行合た夫故色々聞のじや
 99 そんならゆわす迄よ
 100 つる子は生て千日と中に國の果をも見てこんとの給

117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105 104 103 102 101

101 龜の子は生れて千日と申海の果をも見てこぬとの給
 102 鶺鴒にもまけまじや龜の子にもおとらじや
 103 さうらばかまくらの街道へ打下り
 104 有る天龍川をうつ立て田中「いなか」の宿へすかと附
 105 いなかの宿で御身かようなるばかものか
 106 名も無くゆうだまでよ
 107 何とゆう。ものとゆう田中もせなかも一つ事よと云だまでよ
 108 此翁と申るはち子や若衆の事なれば
 109 何かいなかもせなかも一つ事たらず
 110 せ中せ申いなかは田中宿よとこたいて候
 111 田中宿を打建てほり川の宿へつかと附
 112 堀川の宿で御身が様成ばかものが名もなくゆふ
 113 何とゆうものとゆふ。まつたもほつたも一つ事たとゆふ
 114 此翁と申るはち子や若衆の事なれば
 115 何かまつたも堀たも一つ事たらず
 116 まつたはまつたほつたは堀川宿よとこたへて候
 117 ほり川しくを打立て都古前が宿へすつかと「高き」

134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122 121 120 119 118

118 都小前か宿て花やら神樂やら
 119 大勢五六拾ひつより合てちやらくやらとがう
 120 何を言ぞと立より聞ば白い毛のじやうか
 121 桶の様成物をひつ抱てとたらら
 122 あれは何あれは神の前てのぶたいとこたへて候
 123 其そはを見ればとちをひつつないだようなるもの有
 124 あれは何あれは神のまへの舞鈴よとこたいて候
 125 其そばを見てやればうさきのくそをひつつないだようなるもの
 126 あれは何あれは神の前てのもみすじよとこたへて候
 127 ふたひも有かまい鈴も有るかゆわきもある
 128 もみすじも有これらほと神事に
 129 ふゑか無てはかなふまいかとゆう
 130 此翁と申はち子や若衆の事なれば
 131 よきふゑは持にしきのゆたんをさしはすし
 132 あを羽のふゑをおつとり出し
 133 八ツのうた口くひしめてちうろり／＼と吹たれば
 134 扱もふゑのじやうすかなとほめられて

各種の記録

136 135
白けのちやうしてとうとめた
萬歳樂萬歳樂是から御舞やれ

附記 豊根村三澤字山内の神原銀太郎方に保存された「おきな」語りの日傳書である。現在行はれて居るものと、内容は殆ど同じであるが、「おきな」が酒に酔つて「もどき」との應對の狀がよく現はれて居る。今年の一月（昭和五年）折口信夫さんが同地訪問の際発見されたものである。原本に濁點がないので判讀に困難であるが、之又日傳書の原形を知る上に於て總て其儘とした。題箋には翁物語の本として、奥書に左の記載がある。

古本やつれ候まゝ此度相改書記置者也

文化五歲辰正月

山内門原

半左門書之

翁口傳

- 1 一の翁と申するは
- 2 唐土天竺すみせの山の麓にて生れきたなる翁にて候
- 3 近江の水海も七度川原となり八度竹やぶとなり
- 4 西王母が園桃は一千年でじくが立ち
- 5 二千年で花がさき三千年で實がなり
- 6 誰と申せうどんげも一度手に持ち喰たる事にて候

- 7 一寸八分の落のとうとも脊比べ
- 8 十三ひろの竹の王とも脊比べ
- 9 三十三間の木の王とも脊比べ
- 10 峰七ツ谷七ツ十四の山をもはへぬいたる藤の王とも
- 11 せいくらべした事のある翁にて候
生るゝ時のはなし
- 12 この翁と申するは一度に限らず二度に限らず
- 13 だい三度まで生れ来る翁にて候
- 14 抑節は六月中ばの事なれば
- 15 大麥から三把小麥から三把立白二ツの間から
- 16 おぎやあざんぶりと生れて。その時あるお方のほめやうに
- 17 さてよいこや／＼つむじを見ればはちつむじ
- 18 したいを見ればでしななり。目を見れば猿まなこ
- 19 耳を見ればきくらげみゝなり。はなを見れば龍王はな
- 20 口を見ればわにぐちなり。首を見ればろくろ首
- 21 かいなを見ればぎつちよかいな。むねを見れば鳩むね
- 22 はらを見れば大りばらなり。へそを見れば出べそ

各種の記録

- 23 こしを見ればありごしなり。尻を見ればでつちり
- 24 股を見ればつと股なり。足を見ればくわひら足
- 25 どことほめやうのない
- 26 正二月頃の味噌玉のやうな子ちやと云つてほめたまで
- 27 その時翁の母が腹を立つた程に／＼
- 28 すみせんの山をけし粒二ツにたちわつた程はら立つた
- 29 又あるおかたのほめやうに火取玉水取玉
- 30 ほうしの玉とてほめたほどに。その時翁の母がよろこんで
- 31 白毛三筋にひんつけつけて前歯二本にかねつけて
- 32 こくせんの王ともなろうとよろこんで。おひわひ三度送した翁にて候
都入のはなし
- 33 鶴の子は生れて千日になると申すが
- 34 國の果を知らぬといふ
- 35 龜の子は生れて千日にならぬと申すが
- 36 この翁は鶴龜にもおとるまじと
- 37 國の果を見たいまゝに家を朝立ちて
- 38 うつけさつけかけほどに

- 39 こまいの宿にてこゝはどこだと問うたれば
- 40 こゝはこまいと申て田舎の宿と答へて候
- 41 又ある馬鹿者の云ふやうに田舎も音中もしとつだよ
- 42 なにがいなかもせなかもしとつたらず
- 43 田舎は田舎せなかはせなかとこまいの者答へて候
- 44 こゝを立てうつけさつけかけ行なれば
- 45 堀川の宿に出で。こゝはどこだと問うたればこゝは堀川と答へて候
- 46 堀川を立てゆる／＼と
- 47 熊野へ來り七日のとう留して所々見るに多勢集り居る
- 48 あれは何かときゝたれば。氏神様へ湯の花を上ると云ふが
- 49 舞臺もなし笛もなしその傍を見れば
- 50 八十ばかりの老人が鬼のくそをつないだやうな物を首に掛けてござるあれば
- 51 あれはなにだと問うたれば
- 52 神の前でもむじゆづだと言ふ
- 53 そのかたはらを見ればどうなやうな物を
- 54 たつくりのやうな物でほとり／＼としめさる
- 55 あれは何と問うたれば。あれは神の前でのあそびぶたいだと云ふ

- 56 そのかたはらを見たれば。ふるふんとしのやうな物を
 ひらり／＼としめさる。あれは何と聞いたれば
 57 あれは神の前でのうはぎみとちようと云ふ
 58 そのかたはらを見ればとちの皮をつないだやうな物を
 59 しやりん／＼とする
 60 あれは何と問ふたれば。あれは神の前での舞鈴と答へて候
 61 むこいりのはなし
 62 むこ入するにも牛はなし。牛がなければ馬もなし
 63 馬がなければ弓もなし。弓がなければ矢もなし
 64 この品物みなつたきて。うつそくゆうて馬の中荷へ打込で
 65 うつかけさつかけ行たれば。ある峠に兎がひるねをして居る
 66 これぞよきものしうとどのへ土産にせんと。つけたる弓矢を取て
 67 矢といふ事は赤しろうと。心まかせに天へ向へ地向へ
 68 ちやあと放せば。尻喰へかんのんといふてにけうせた
 69 なむさんぼう。又あへ行たれば
 70 あるところの井戸ばたに十七八の女中が水をくんでおる
 71 何が翁もちや若衆の事なれば

- 72 これはすこぶる別びんと思ふまゝ
 73 一首やりかけた。ものとやりかけた
 74 ちとせこゝにとやつたら。その時女中の返歌に
 75 打來る波も茂くろ成らし
 76 翁そんな事はす共。月にろくさい牛のしりでも叩けと云つたまで
 77 何が翁の持つたるむちをおつとり
 78 牛のけつをどんと打つたら
 79 なにがその牛がおどけ牛で走るほどに／＼
 80 くわんさり／＼とかけ出した
 81 そのまゝふりかへりかたわらを見れば
 82 やまのいもがやなぎかわらにあるごとく
 83 これはよきものしうとどのの土産にせんと
 84 こいだほどに／＼五六十本ごぼら／＼とこいで
 85 引そくゆいて馬の中荷へどつと入れ
 86 しうとの處へ持込だ兄の太郎も弟の次郎も
 87 三郎も四郎も五郎も大喜びでありました
 88 さて翁も天然わがやへかへり

- 89 あまこしゆうをかいだしまかりあつけ。座に座をつくり
- 90 呑むものにも呑まぬものにも目つきはなつき
- 91 呑んだ事まである翁にて候
- 92 これで千秋楽や萬歳樂
- 93 囃て給へ宮のさむらう。神座のさむらう

附記 振草村下粟代加藤平彌方に所蔵された口傳で、一方山内の口傳に比較して、遙かに變化したものである。

黒倉田樂翁語り口傳

- 一ばん
- 七社の氏神様おんれい
- 二ばん
- 庄屋まん所 くもおとなちうにおんれい
- 三ばん
- ふゑさうがくさうにおんれい
- 四ばん

- 1 此翁の生るゝには立白二からの間に
- 2 大妻から三ばしき小妻から三ばしき
- 3 あやを敷きにしきを敷きざんぶとふと生た
- 4 とたりのばゝの來てほめやうに。扱もよい子やよい子や
- 5 正二月のころのみそ玉のよふなとほめたれば
- 6 翁の母のはらが立ほどに立ほどに。富士の山ほどはらが立
- 7 とたりのおやちの來てほめやうに。あたまを見れば大かしら
- 8 していを見れば八びてい。目を見れば申まなこ
- 9 はなを見れば龍王ばな。口を見ればわに口
- 10 ほうを見ればだりほう。くびを見ればわくび
- 11 むねを見ればはとむね。はらを見ればだりばら
- 12 こしを見ればありこし。もゝを見ればだいもゝ
- 13 すねを見ればとふのすね。足を見れば鯉びらとほめられたれば
- 14 はらが立ほどにくゝに富士の山のでつくりかわる程はらが立
- 15 時に女郎の來てほめやうに
- 16 扱もよい子やくゝ玉も玉。あま玉湯取玉
- 17 水とる玉めうりほうしの玉とほめてくれたれば

18 おきなのよろこんだほどによろこんだ程に

五ばん

19 このおきな立すまい所は天じく天すみせんの山

20 いじやよ清のきともせいくらべ。三十三ひろの木の王ともせいくらべ

21 十三ひろのたけの王ともせいくらべ

22 一寸八分のふきのとうともせいくらべ。是迄の事

六番

23 このおきなもせいころ清じんして

24 天じくし、ゆう山へがくもんにあがらではなるまい

25 鶴の子は生れて三日と申には。國の果をも見るとのたもい

26 龜の子は生れて三日ともうすには。海のはてをも見るとのたもい

27 この翁もちてやわかさの事なれば。鶴や龜にもおとるまじと

28 天じくし、やうさんまがくもんに

29 うつかけさつかけのぼるときに

30 まつたが宿へすかとつき。まつたもほつたも一つとこたま

31 何がまつたもほつたも一つであらず

32 まつたわまつたほつたわほつた

33 田舎の宿へすかといきつく時

34 田舎もせなかも一つとこたまて

35 天じくこままが宿へすかとつき。七日のとうりやう駒の夜笑

36 あにの太郎おとの次郎三男の三郎。天竺あまずの酒を買寄て

37 のむ者には八十ばいつい。のまぬ者にはくじりくと

38 九十ばいつい。是までのこと

七番

39 あふみの水海七度桑の原八度竹の林と成

40 三度手取なめいただいたがおきなのゆはれ

八番

41 おきなの母の言様おきなも清頃清人して

42 京登りもせではなるまい。京へは何もやる物もなし

43 隣の親子の申様。こまでもあにを京へやるけなが

44 京でたしない物うすときね。うすをかたにきねをかたに着けて

45 うつかけさつかけのぼる事なれば

46 南おきを見れば。このしろがさつくとゐるんで

47 一あみすいたればな、あみ半ばど

- 48 それを東ゆいて牛の中荷にどさとおいて
- 49 そのそばを見れば十七八の小女郎が
- 50 白きもゝをだし白きひしやく白おけにて水をくみ
- 51 ちつとよれ小女郎ちと寄小女郎と掛たれば
- 52 そこな牛おひは牛のしりをぶちたゝけと
- 53 牛めがきものみじかい牛で
- 54 かけまゝをふみくすし
- 55 山の芋四五十本ぞくと出
- 56 それをこいで東ゆいて牛の中荷にどさとおき
- 57 うつかけさつかけ京へすかと着き
- 58 古ごしめのようなる物ひらりゝと
- 59 あれは何だと問うたれば。あれはみすだところ
- 60 何がみすだらすあれはうらが身上では
- 61 神の前の御と帳とこたへて
- 62 桶のよな物をつきからかし。あれは何だと問うたれば
- 63 あれは無體とこたへ何が無體たらす
- 64 あれはうらが身上では。神まへのふたいとこたへて

- 65 きりぼしの上ふな物が有ざくれゝと。あれはすゝだと
- 66 何がすゝたらすあれはうらが身の上では。神のもみすゝとこたへ
- 九ばん
- 67 柄のかわのやう成物ざくりゝと
- 68 あれは何だと問うたればあれはすゝだと
- 69 何がすゝたらすうらが身故では。神前のまい鈴とこたへ
- 70 このおきなも寒竹青ばのふへに。にしきのゆたんしたゝめて
- 71 にしきのゆたんを押はすし。びひるゝとふいた連ば
- 72 おきなが母がよるこんで。びんのしらがに油をつけ
- 73 齒三本におはぐる付。お祝に萬歳樂ゝゝ

文政五歳

参河國設楽郡 富永庄平山邑

金田九郎兵衛

神 樂 覺

- 1 さきくさ。みかはのくに。したらのこうり

各種の記録

- 2 なぐらのごう。をいだいらむらの
- 3 あらがきやまのうち。をいみやはしらふとしくたて
- 4 しづまります熊野横現のうづのみまえに
- 5 社人村松助太夫みをきよめ。しなものさゝけて
- 6 いつぬさをとり。をろがみまつりて
- 7 つゝしみいやまつて。かしこしと申す
- 8 やそかひはあれども。けふのいくひのたるひをもつて
- 9 のりとごとをへ奉
- 10 このありさまをもつて。とうむらいへぬち
- 11 うからやからの。ともがきまで
- 12 まがことつみけがれをばらいたまへ
- 13 もしまがつひ。かみのまがことあらば
- 14 かななをひをゝなをひのかみ
- 15 みなをしきゝなをしたまえて。よのまもり
- 16 ひのまもり。まもりさきわえたまへと
- 17 をそれみかしこみ。かしこみ申す
- 18 東方木徳くまの命。南方火徳かくつちの命

- 19 西方金徳金山彦命。北方水徳みづはめ命
- 20 中央土徳はに山彦命。病をいやし玉ふは
- 21 大あなむちの命。すくなひこな命
- 22 つみとがをばらい玉ふは。かななをひのかみ
- 23 をゝなをひのかみ。あんさんをまもり玉ふは
- 24 このはなさくやひめの命。やくそくちかいのかみは
- 25 くまのごんけん

とつてけん圓満法王とをい（一）

次に辰巳にむかつて。右の印。明に曰

いんをはやめて。はやくしやうの印

かた。こしにかまえて。次に辰巳未申

次戌亥をふみをわつて。次丑寅え七どのらいはいすべし

次に。丑寅えむかつて。さんそくの三足

またたちまわつて七どのらいはい

あはせて廿一ど。らいはいすべし

（此處反閉の足の踏方の圖あれ共略す）

権大僧都阿闍梨大越家法印滿藏院 寛文三年之書を見分かたき故今般是寫者也

元治戊丑正月吉日

主 村松助太夫

折意の遊

- 1 ほけきやうく六のまき
- 2 秋すきて冬の始わきやうかよ
- 3 うづらぐさ。したにござしきふくしもわ
- 4 霜なれば。かやまを御座と振ゆきは
- 5 ござくの。のきばにさがる氷こそ
- 6 冬くれば渡瀬にてに氷橋
- 7 注連よ七五三。請じのお七五三わいくをひく
- 8 神道地道諸道みち七ツ
- 9 歡やなるたし川渡りして
- 10 天王王じおりの御座お清むと
- 11 朝日さすよう日曜熊野山
- 12 やりた山代除穢きやうはこそ

- 13 先在なりや堂の御宮は天王をうじ
- 14 熊野は三社権現正八幡大菩薩
- 15 思召し氏子共も長しやうしおもつて
- 16 四季の御祈禱差上吳であるに
- 17 嬉しき事は千歳成やあてにてひやつかへ玉の枝
- 18 下にわはん上八重がさね。中には十二の絹のひいな
- 19 地道もう綱神道八幡代掛申て
- 20 金の坪へとしやうじけるこそ嬉し
- 21 我守覽わがまもらんと御前へ散ごと思し
- 22 天王王慈熊野は三社権現正玉八幡大ぼさつ
- 23 諏訪の大明神六社の大明神思召し
- 24 氏子供もさいなん疫癘成り申す
- 25 くも霧箭違御飯となつて
- 26 御立所は安の平屋に踏しつめ
- 27 我守覽と御前はさんごと思し
- 28 四季の平取鍵取高をばして始め申て
- 29 神身みようと答の杖く

各種の記録

- 30 臨の氏子世領に至迄。ながしやうじおもつて
- 31 しきの御祈禱さしあげられるある
- 32 うれしき事は千歳成や。年若水は
- 33 替申てよき鳥の聲。打ちかせ申
- 34 春のさんみやう十六善成種おろし
- 35 夏散明十六善なる種おろし
- 36 所の前畑に蒔く福たねは
- 37 根にて深く莖にてふとく葉にてひろく
- 38 穂にてほんだる。しやうみしうのいなかぶ。尺のほたる
- 39 せまち千束まゝちで萬束稻株
- 40 刈取ほどの地しやうほう辨お相さづけ
- 41 我守覽と御前わ散ごと思し
- 42 峰立てわ思かわら門にて吉祥てんの札
- 43 身にわすごのだぎやうとなつて
- 44 御立所は安の平やにふみしづめ
- 45 我守らんと御前は散ごと思し
- 46 十貳人の女房たちは十貳のきぬのつま打とらせ申て

- 47 年を傳月お傳日お傳時お傳申て
- 48 参りはこびなす身家方所で
- 49 春のさんみやう十六善成種下し
- 50 夏のさんみやう十六善なる種おろし
- 51 七十貳善の白山三十二善こがいよ
- 52 四度のおりふしくせなくななくつゝがなく
- 53 糸にて千ふんりやう綿にて萬々無量お
- 54 かいとらせ申て大やかにてなるやかに
- 55 船にておだやかにこがねの枕にかたぶき
- 56 はこにちりなく鏡にくもりなく
- 57 我まふ覽と御前は参ごと思し
- 58 壹はいわたはたう綿六月わたのりやうふん
- 59 九月九日はきぬのりやう分
- 60 霜月あたらがしまと申て
- 61 おりさけみと長お敷の寶おかけて
- 62 まわせるほどの地しやうほう辨を相さづけ
- 63 我守覽と御前者参ごと思し

各種の記録

- 64 冬の内の御庫之御敷には
 - 65 依わゆい目おならべ
 - 66 こ藏ぞの身おに。こ年のみおに打重うちかさねたうへに
 - 67 かせがばかうらい山のやまとなり
 - 68 只今命いまのみことながゑのあやひしやくお持て
 - 69 汲共森共きみともつきせぬほどの地庄ぢぢやう賣うべんを相授け
 - 70 我われまうらんと御前みまへわ散ちりごと思し
- 折意せいの遊終あそびのしりぞり也

附記 本詞章は豊根村古真立の鈴木右一郎方に保存されたもので表紙もなく題箋もなく、全く断片的のものであるが、前後の章句から判断して、前章の脱落はなかつたものかと思はれる。従つて表題は末尾の記事に依つて假に附したものである。

御神樂覺之事

- 1 藤原が中取申て。にわ中に表をさらし
- 2 しきへたちせいのひさふしたてし
- 3 新あらたこもあらはん上かみになをり。百八盆ひやくはちぼんの數珠ずしゆをもみならし
- 4 八目の錫しやくをふりならし。此當所このあたに

- 5 子年こね丑うし敏寅とみ寅年とみね卯敏辰うみ辰年とみ巳年とみ午とし
- 6 未とし申とし酉とし戌年亥とせとしいたる迄までも
- 7 大願おほいねがかけてはもうせし。小願こねが掛るすしやうわ大し
- 8 麩とくくすしやうは希まれし
- 9 まち／＼てまち成なりわ霜月しもづきの十五日十五日の
- 10 御みよろこびの御みついでおもつて申し
- 11 御みやくそくわしかとはたいてまいり
- 12 我守われまもらんと御みせわさんことおほし

附記 本詞章は表題に神樂覺とあるのみで、祝詞の一種であるらしいが、如何なる折に用ゐられたものか判らない。前章の折意せい(おひる)の遊びの後に記されてある。

御神樂申付

- 1 天神七代地神五代の御代の時
- 2 よるだひるだのしやべつも無な御座みまへ御時に
- 3 伊勢之國天のゆわとえ神や佛のとびやこもらせたまふ御時に
- 4 天照太神あまてらすかみ凡そ日本國よめくにに文前ぶんぜんたちは無なきかと

- 5 御りしやう有御座候えば
- 6 東方にてはいざなぎのみこと。いざなぎの文前之參來候えば
- 7 南方にてわあらなぎのみこと。あらなぎの文前參來候
- 8 西方にてわさなぎのみこと。ささなぎの文前參來候えて
- 9 北方にては山ばとのみこと。山ばとの文前參來有御座候えて
- 10 中方にては國わりのみこと。國わりの文前參來有御座候えて
- 11 どう有る物をうちならし。生有る竹をふきならし
- 12 さんさのすすをふりならし。うつゝはやいつ
- 13 七日七夜をめされ經文をつくさせたまえ候えば
- 14 よるだひるだが早出させ候御時に
- 15 こゝに大力王と申仁が石の戸びらをひきやむしりて
- 16 こくふえなげさせたまえ候えば
- 17 美濃國ほい之郡えをちつきたまえ候えば
- 18 又それよりなげさせたまえ候えば
- 19 信濃國善光寺戸がくしの山えをちつきたまえ候
- 20 昔が今にいたるまで。當座が今にいたるまで
- 21 御立なされ光をやわらげ。とがくしとゆわゝれたたまえ候えば

- 22 月はあね日は弟と天照太神の天のさかほこを取や出し
- 23 日本をかきわけなされ候御時に
- 24 山だ川だ海だ里だが出き申て
- 25 其時四國西國北國ほくろく道とて
- 26 道は七ツにわられたり
- 27 舟ち共には八ツの御道八ツの共すえ
- 28 當國東海道えとさいたる道の中だんな
- 29 三川わ八郡に始りたまえ候
- 30 設樂郡之郡は六十六郷ともとかれたり
- 31 そが氏もつて振草をば七郷共とかれたり
- 32 なをしも振草七郷の所其村には
- 33 御神樂も數多御出たまえ候えば
- 34 こゝにてはちよの神樂と申也
- 35 伊勢の國では代々神樂神御神樂里神樂
- 36 只今さし上勸請申のわちよの神樂と申也
- 37 氏大神え差上勸請申て神のくるしみ
- 38 佛のすぐみととかれたり

- 39 さてゆき年ぐう初りたまえ候えは
- 40 其年其月其日。津島は八萬八千のわたりの御本神
- 41 三日のがい病七日のえいきあたりて。御にれたまえ候えし
- 42 所で一のかぎ取二のへい取七二のけんご
- 43 八二の花のよをとめのよりきをもつて
- 44 あしたわさいかいれうのこりをと
- 45 きやうらんのちりにまりわり
- 46 ゆうべにては三度の星をいただきて
- 47 きのみをはぐみ石のかどをもふみならし
- 48 布ならぬをもてをさらし鳥ならぬはふしをそろえ
- 49 しかならぬ丸るねを仕り
- 50 こえちらぬ父のいさみをないて
- 51 たんせいみろくをはぐみ
- 52 松の葉よりも細き心。柳の葉よりもせばき身もち
- 53 七えのひさをば八えとお
- 54 八えのひさをば七えとをつて
- 55 八めのかうべを地につけて。とうのれんげをさし上て

- 56 百八ぼんのうじゆすをもみならし。さし上勸請申也
- 57 年が中では年をえらみ。月が中では月をえらみ
- 58 日が中では日をえらみ。年吉月吉日吉
- 59 神には龍めうかのうが御時。佛には開納むが時をもつて
- 60 只今差上かん上申也。差上勸請申すとの申し
- 61 せんやくそは。もちわ一字もちがわさる
- 62 もちわ一字もたがわさる
- 63 ならいほけきやう。ならいをいたる經なれば
- 64 もちは一字もちがわさる。もちは一字もちがわさるらん

附記 坂草村中設樂岡田清一方の所蔵本で、小形折本仕立ての、懐中用とも思はるゝものである。之又用語に難解なものがあるが、總て原筆者の意を尊重して其儘とした。

牛頭天王島渡り

- 1 抑それ當來年月吉日。龍神せんじやうよりしゆぎの
- 2 それ善根はそふかひよりも深し
- 3 しんくなぼんでんよりも高し

各種の記録

- 4 かけまこよりもかたじけなく御まします
- 5 行疫神とあらわれつゝしみうやまつてまふす
- 6 きんぜい東方に牛頭天王八萬四千の鬼神王かいらいりよざ
- 7 きんぜい南方に牛頭天王八萬四千の鬼神王かいらいりよざ
(以下西北中央同一)
- 8 惣じて二千六百五拾餘神等の行疫神とあらわれつゝしんでまふす
それ須彌の半ふく豊饒國と申國有
- 9 此國に王一人御まします
- 10 御名をばとうむ天王と申
- 11 またさいたん國のあるじ女と申佛二人まします間
- 12 たがひに夫婦のかたらひをなし
- 13 大ばつ大河の池の水すみて流るゝ風情して
- 14 五人の御子を御たん生なし給ふ
- 15 御名をば百鬼疫行那行とさじんはりさい女と申
其後王子拾貳人御たん生なし給ふ
- 16 御名をばびめい神。がけい神。しやうけい神。
- 17 てんそう神。しやう吉神。さうせん神。
- 18
- 19

- 20 太一神。天かう神。太えい神。からさう神。
- 21 太吉神。ひんかう神と申て
- 22 其後王子一人御たん生なし給ふ。御名をば牛頭天王と申
- 23 その御たけは九尺二分に御まします
- 24 御頭には赤色の角七筋はへさせ給ふ
- 25 左の御手にはるりの坪を持給ふ
- 26 右の御手には百しゆの三字をたもち給ふ
- 27 御本地は藥師如來の化身なり
- 28 牛頭天王とうむ天王にあい奉り
- 29 我は是龍宮に聞へたるちさんが池を見んとの給へば
- 30 安き程の御事なりとの給へば
- 31 只一時の悪風成て龍宮に渡り給へば
- 32 南の方に當て大海のそこに山一ツ見へ給ふ
- 33 此山の麓に立とどまり見給へば
- 34 方八町に堀をほり四じやうの馬場をつき
- 35 白金にてつひちをつきこがねの門を立給ふ
- 36 其内に家一ツ見へ給ふが

- 37 三五の王位くうごのうつばりをんしやくにてみがきたて
 38 せんだんのほひいかふくんじゆをびただし
 39 天王御らん有て我は日本行疫神にまします
 40 此島に渡り給ふがいかなるものゝ家ぞととひ給へば
 41 しやから龍王こたへて申
 42 是は龍宮淨土と申て佛のすみかにてまします間
 43 天王に宿をばまいらせまじきと申
 44 天王聞し召されて誠佛のさひしよにて有ならば
 45 一夜の宿をかし給へとの給ふ
 46 其時なんだ龍王ばつなんだ龍王しやから龍王
 47 あなはつた龍王まなしき龍王こだつた龍王
 48 此八人の龍王聞給へて
 49 藥師佛にてましまさばるりの坪を置給へ
 50 一夜の宿をかしまいらせんとの給へば
 51 安き程の御事なりとの給へて。其時一夜の宿をかし奉り
 52 龍宮にしやから龍王と申ものゝびばか女と申して
 53 あけ七歳に成り給ふ女子一人まします

- 54 牛頭天王御心を寫し給ふて龍宮に七年まします
 55 其時の王子達御たん生なし給ふ
 56 第一の王子相光天王第二の王子魔王天王
 57 第三の王子ぐむら天王第四の王子とくだつじん天王
 58 第五の王子らうし天王第六の王子たにか天王
 59 第七の王子地神相光天王と申て
 60 有時牛頭天王思し召れよふは
 61 いさや日本の地へ渡らんと給へて
 62 桑の木にて舟を作り立よものけんぞく八萬四千神を
 63 舟に引のせて日本の地へ渡り給ふとき
 64 ちくらが島のかたよりも
 65 頭には松紅葉を引植たるがごとく毒蛇は
 66 くれなひのしたをさかまき日月とふ明のごとくなる眼を見だし
 67 天王の召れたる一葉の舟を見かけおよくなり
 68 牛頭天王御覽有てちさんがつるぎを引ぬき
 69 舟のへいたに上り浪にうかぶる毒蛇は
 70 大龍王がつかひかや小龍王が夫かや

- 71 我は是しやから龍王の御牛頭天王といふものなり
 72 しやかつた女と七人の王子を引つれ日本の地へ渡るなり
 73 立たる波をもしづめ俄に波をたて来る
 74 毒蛇不思議なりとの給へば
 75 蛇身こたへて申我は是天王の御子なり
 76 七人の王子達は日本の地に渡り給ふが
 77 我一人此島に捨置給ふ程に御跡をおひ申て
 78 是迄来り給ふは牛頭天王聞し召し
 79 しやかつた女に此事かくとの給へば
 80 しやかつた女聞し召し不思議なる事なり
 81 舟のへいたに上り波にうかふる毒蛇は
 82 我子と名のるはふしぎなり
 83 天王龍宮に渡り七年御逗留有其内に
 84 七人の王子を設け給ふが其王子達は
 85 此内にましますが不思議なりとの給ふ
 86 蛇身答て申愚なることの給ふものかな
 87 龍宮に七年まします七人の王子を御たん生有給ふ

- 88 其七度の後の者を龍宮にきこへたる
 89 ちさんが池にしづめ置たる根元来て毒蛇となる
 90 我も是父の鉢に屋どるものなり
 91 天王の御子にてましますと申
 92 しやかつた女は聞し召し。誠根元来て毒蛇となるか
 93 我子となのる。是にて證據あるべきとの給へて
 94 さんごのむねをかきなで兩ちを合せ御覽ませば
 95 七人の王子の口にも蛇身の口にも
 96 かんろうのあじわひふろうふしんの薬となり
 97 しやかつた女は疑ふ心なし本地をあらわせとの給へば
 98 右より赤き毒蛇にてまします
 99 一尺四寸の十一面觀音と現れ給ふて波の上に立給ふ
 100 其時しやかつた女疑ふ心なしとて舟の内に引乗奉るなり
 101 八番目の王子なれば八王子とも申なり
 102 又はたくそう神天王とも申なり
 103 又は地毒氣神とも申なり
 104 合せて八人の王子を引つれ日本の地へわたり給ふ

121 120 119 118 117 116 115 114 113 112 111 110 109 108 107 106 105

さひはひさひはひとうやまつて申
 抑伊勢の國箱先の浦に舟を付
 天王は舟より上り給へて我は是尾張の國
 海道鹿津摩の庄津島と云在所有
 社且もなくして大石に身をかくす
 神正月十六日に尋來り給へけんさんせんと給へて
 かきけすやうにうせ給ふ
 八人の王子達は箱先の浦にて御年を召され給ふ
 早々正月十六日が近くなり給へ
 父母にけんさんとの給へて
 第一の王子はとふびやうつくらせ給ふ相光天王
 第二の王子はうん病遣らせ給ふ魔王天王
 第三の王子は疫神の遣らせ給ふぐむら天王
 第四の王子はかい病遣らせ給ふとくだつ神天王
 第五の王子は赤腹を遣らせ給ふらうち天王
 第六の王子は大病遣らせ給ふたにか天王
 第七の王子は水病遣らせ給ふ地光相光天王

138 137 136 135 134 133 132 131 130 129 128 127 126 125 124 123 122

第八の王子はいもはしか遣らせ給ふたくそ神天王
 かくのごとくいんげんの病を遣立
 じやうぶんの箱十六合にいれて
 なめなる牛八疋に付尾張の國海西郡
 海道鹿津摩の庄と尋ね。正月十六日に來り給ふ
 牛頭天王御覽有て八人の王子達は年首の御爲に來り給ふ
 百鬼疫行仰付頓て御前に捧げ奉り
 箱の蓋を御覽じ給ふ
 那行都佐神即箱をあけ名たひの寶物を
 一々にいろめて見給へば
 目無神耳無神手無神足無神
 鼻無神鼻無神目無神萬のまどもきわもなし
 牛頭天王御覽有て大きにまみをふくませ給へ
 青色の鬼神に成て時の引出者を取せ給へて
 一々本地へ送り返し奉る
 目無神には見る事あたへて本社に送り返し奉る
 鼻無神にはかく事あたへて。耳無神には聞事あたへて

各種の記録

口無神には云事あたへて。手無神には取事あたへて
 鼻無神には五鼻をあたへて。足無神にはあゆむ事あたへて
 青き神をば東方へ送り返し奉る
 赤き神をば南方へ白き神をば西方へ
 黒き神をば北方へ黄なる神をば中方へ
 五色の神五方へ送り返し奉る
 今残る神達まします日無神七萬七千十社
 鼻無神十萬七千十社耳無神八萬八千十社
 口無神七萬七千十社足無神六萬六千十社神達まします
 惣て鼻無神五萬三千三十社まします
 いんげんの神をば天竺國へ送り給へば
 一時の惡風と成て天竺にわたり給ふ
 さいはひさいはひとうやまつて申す。
 又天竺に渡り給へば大六山と申山有
 此山の麓に立とどまり見給へば家一ツ見へ給ふ
 天王御覽有て是いかなるものゝ家ぞととひ給へば
 是は天竺にならびなきことん長者と申ものゝ家にてましますと申

天王聞し召しこたん長者の家ならば
 一夜の宿をかせとの給へば
 長者は答へて申。是はしやくそんの御身弟子
 五百羅漢と申佛の御宿にて有間
 他所にて宿をかり給へと申
 天王聞し召し過去くわこの心もふかとく
 現げんさひの心もふかとく未來みらいの心もふかとく
 三世未來もふかとく心なるがゆへに
 過去くわこの有時神にも近き者ならば
 佛の宿なりとも一夜の宿をかすべきか
 過去くわこに有時神をもあひせざる時なりとて
 急ぎ其義を見せんとてたんちの法をむすびかけ
 うしとらの方へふみたる道行給へば
 其内に家一ツ見へ給ふ天王御覽有て
 是いかなるものゝ家ぞととひ給へば
 是は天竺にかくれなき蘇民將來と申て
 ひんなるものゝ家なりと答へ給ふ

各種の記録